

令和2年6月定例会

# 農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

## 会議録

長崎県議会

# 目 次

## (委員間討議)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議) .....	1

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	2
2、出席者 .....	2
3、審査事件 .....	2
4、付託事件 .....	2
5、経過	

## (産業労働部)

### 分科会

産業労働部長予算議案説明 .....	4
産業政策課長補足説明 .....	6
企業振興課長補足説明 .....	7
新産業創造課長補足説明 .....	8
経営支援課長補足説明 .....	9
若者定着課長補足説明 .....	9
雇用労働政策課長補足説明 .....	10
雇用労働政策課企画監補足説明 .....	11
予算議案に対する質疑 .....	12
予算議案に対する討論 .....	29

### 委員会

議案に対する討論 .....	29
産業労働部長所管事項説明 .....	29
陳情審査 .....	33

## (第2日目)

1、開催日時・場所 .....	37
2、出席者 .....	37
3、経過	

## (水産部)

### 分科会

水産部長予算議案説明 .....	38
漁政課長補足説明 .....	39
水産経営課長補足説明 .....	39
漁港漁場課長補足説明 .....	40
予算議案に対する質疑 .....	40
予算議案に対する討論 .....	58

### 委員会

水産部長所管事項説明 .....	59
------------------	----

陳 情 審 査 .....	6 1
<b>(農林部)</b>	
分科会	
農林部長予算議案説明 .....	6 6
農業経営課課長補足説明 .....	6 8
農産園芸課長補足説明 .....	6 9
農産加工流通課長補足説明 .....	7 0
畜産課長補足説明 .....	7 1
農政課長補足説明 .....	7 2
森林整備室長補足説明 .....	7 3
予算議案に対する質疑 .....	7 3
予算議案に対する討論 .....	8 1
委員会	
農林部長総括説明 .....	8 2
農政課長補足説明 .....	8 4
議案に対する質疑 .....	8 5
議案に対する討論 .....	8 5
陳 情 審 査 .....	8 5
審査内容報告に関する委員間討議 .....	8 7
審査結果報告書 .....	8 8
<b>(配付資料)</b>	
・ 予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料	
・ 予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料 (追加1)	
・ 委員会関係議案説明資料	
・ 委員会関係議案説明資料 (追加1)	
・ 委員会関係議案説明資料 (追加2)	

6 月 12 日

( 委員間討議 )

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年6月12日

自 午前 11時 0分  
至 午前 11時12分  
於 委員会室 4

2、出席委員の氏名

委員 長	近藤 智昭 君
副委員 長	中村 一三 君
委員	八江 利春 君
”	坂本 智徳 君
”	山田 博司 君
”	浅田ますみ 君
”	西川 克己 君
”	坂本 浩 君
”	饗庭 敦子 君
”	山下 博史 君

3、欠席委員の氏名

中島 廣義 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

-----  
午前 11時 0分 開会  
-----

【近藤委員長】ただいまから、農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、八江委員、山田委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたしま

す。

本日の委員会は、令和2年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査の方法等について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時 1分 休憩  
-----

午前 11時11分 再開  
-----

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することいたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにないようですので、これをもって本日の農水経済委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

-----  
午前 11時12分 散会  
-----

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年6月25日

自 午前10時 1分  
至 午後 2時31分  
於 委員会室 4

新産業創造課企画監  
（海洋・環境産業担当）  
経営支援課長  
若者定着課長  
雇用労働政策課長  
雇用労働政策課企画監  
（産業人材対策担当）

黒島 航 君  
吉田 憲司 君  
宮本浩次郎 君  
井内 真人 君  
末續 友基 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 近藤 智昭 君  
副委員長（副会長） 中村 一三 君  
委 員 八江 利春 君  
" 坂本 智徳 君  
" 山田 博司 君  
" 浅田ますみ 君  
" 西川 克己 君  
" 坂本 浩 君  
" 饗庭 敦子 君  
" 山下 博史 君

3、欠席委員の氏名

中島 廣義 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

産業労働部長 廣田 義美 君  
産業労働部政策監  
（産業人材育成・県内定着  
促進・働き方改革担当） 貞方 学 君  
産業労働部政策監  
（新産業振興担当） 三上 建治 君  
産業労働部次長 村田 誠 君  
産業労働部参事監  
（大学連携推進担当） 森田 孝明 君  
産業政策課長 松尾 義行 君  
企業振興課長 宮地 智弘 君  
企業振興課企画監  
（企業誘致推進担当） 佐倉 隆朗 君  
新産業創造課長 福重 武弘 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（農水経済分科会）  
第96号議案  
令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）  
（関係分）  
第108号議案  
令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）  
（関係分）  
報告第3号  
令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）（関係分）  
報告第5号  
令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正  
予算（第2号）  
報告第6号  
令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正  
予算（第2号）  
報告第7号  
令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算  
（第3号）  
報告第8号  
令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計  
補正予算（第2号）  
報告第9号  
令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資  
金特別会計補正予算（第2号）  
報告第12号  
令和元年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予  
算（第1号）  
報告第17号

令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算  
（第4号）（関係分）

報告第19号

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）  
（関係分）

## 7、付託事件の件名

農水経済委員会

### （1）議案

第105号議案

長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する  
条例

第107号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

### （2）請願

なし

### （3）陳情

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望  
について
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望
- ・新型コロナウイルス感染症対策に対する緊急  
対策にかかる要望書
- ・安藤提言を早急に実行するよう国に意見書を  
提出するよう求める陳情
- ・要望書
- ・要望書
- ・要望書 新型コロナウイルス感染症に対する  
支援について
- ・令和3年度 県の施策等に関する重点要望事  
項
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望  
書
- ・令和3年度 国政・県政に対する要望書
- ・要望書（壱岐市湯本地区活性化計画について）
- ・対馬地区漁業者とまき網漁業船における漁業  
操業ラインの設定について

- ・医療用防護服制作について（お願い）
- ・「最低賃金の改善及び地域の雇用の担い手  
である中小企業の支援の拡充を求める意見書」  
の採択を求める陳情書

## 8、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開会  
-----

【近藤委員長】ただいまから、農水経済委員会  
及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いた  
します。

なお、中島(廣)委員から欠席する旨の届けが  
出ておりますので、ご了承をお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第  
105号議案「長崎県畜産関係手数料条例の一部  
を改正する条例」ほか1件であります。

そのほか、陳情14件の送付を受けております。

なお、予算及び予算に係る報告議案につつま  
しては、予算決算委員会に付託されました予算  
及び報告議案の関係部分を、農水経済分科会に  
おいて審査することになっておりますので、本  
分科会として審査いたします案件は、第96号議  
案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4  
号）」のうち関係部分ほか10件であります。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり分科会審査、委員会審査の  
順に行うこととし、各部局ごとにお手元にお配  
りしております審査順序のとおり行いたいと存  
じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ご異議ないようですので、その  
ように進めることといたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。  
分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮り



いたします。

本日、審査を行う予算議案と第107号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」は関連があることから、予算議案及び第107号議案について説明を受け、一括して質疑を行った後、予算議案についての討論、採決を行い、委員会再開後、第107号議案についての討論、採決を行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、理事者側から、今回の委員会から新たに出席することになった幹部職員の紹介を受けることといたします。

【廣田産業労働部長】 おはようございます。産業労働部の新任幹部職員のうち、今回の委員会から新たに出席する職員を紹介させていただきます。

（幹部職員紹介）

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【近藤委員長】 それでは、これより審査に入ります。

【近藤分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案、第107号議案を議題といたします。

産業労働部長より議案説明をお願いします。

【廣田産業労働部長】 産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料といたしまして、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料と、その追加1がございます。お手元にご用意いただきたいと思います。

まず、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは次の5件です。

1件目が第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、2件目が、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の追加1の1ページに記載いたしております、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分でございます。

報告議案が、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の1ページに戻っていただいて、3件ございます。報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、報告第9号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）」、報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、以上5件となります。

はじめに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算は記載のとおりであります。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

新産業創造課。

食品加工センター建設予定地において産業廃棄物が発見されたことによる処理に要する経費及び長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領を適用することによる労務費に要する経費等として、食品加工センター整備費2,900万円の増を計上いたしております。

若者定着課。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県主催のイベント中止に係る事業者への損害賠償に要する経費として、学生と企業の交流強化事業費171万4,000円の増を計上いたしております。

雇用労働政策課。

就職氷河期世代の県内就職支援及び正規雇用の転換の促進に要する経費として、人材確保総合支援事業費4,028万3,000円の増を計上いたしております。

次に、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料追加1の1ページの中段をご覧ください。

第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算、歳出予算は記載のとおりでございます。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

経営支援課。

中小企業の経営基盤の安定化に向けた資金繰り支援等のための資金の貸付に要する経費として、金融対策貸付費171億円の増（融資枠500億円）等を計上いたしております。

若者定着課。

県内企業の新卒採用計画に対する人員不足の状況について、大手就職ナビサイトを活用して、県内学生や県外の本県出身学生に情報発信し、県内企業への就職促進に要する経費として、学生と企業の交流強化事業費2,640万円の増を計

上いたしております。

雇用労働政策課。

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた失業者に対して、短期の雇用機会創出に要する経費として、雇用環境改善対策費2億3,038万6,000円の増を計上いたしております。

また、県内企業による県外人材確保に向け、都市部の転職希望者をUIターンにより積極的に取込むためのオンライン転職フェア開催に要する経費として、人材確保総合支援事業費3,500万円の増を計上いたしております。

債務負担行為について。

債務負担行為の内容についてご説明いたします。

「緊急資金繰り支援資金利子補給費」については、令和2年度中における総額1,200億円の範囲内の融資に対し、毎年の融資平均残高の年1.3%以内に相当する金額を限度に利子補給をしようとするものであります。

また、本体の説明資料に戻っていただきたいと思っております。2ページの下段をお開きください。

次に、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分及び、報告第9号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております。令和元年度の補正を、令和2年3月31日付で専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

一般会計の歳入予算、歳出予算は記載のとおり

りであります。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

工場等設置補助金の実績確定等に伴う企業誘致推進費3,587万円の減、食品加工センター工事費の契約額確定等に伴う食品加工センター整備費5,203万5,000円の減、長崎高等技術専門学校空調設備改修工事の実績確定等に伴う職業能力開発校費3,470万1,000円の減、緊急離職者能力開発委託事業の実績額確定等に伴う緊急離職者能力開発事業費3,354万6,000円の減などによるものであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計の歳入予算、歳出予算は記載のとおりでございます。

この主な内容は、貸付事務費の減などによるものであります。

次に、報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、経済活動と感染予防の両立に向けた対策を緊急に実施する必要が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和2年5月28日付で専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご説明いたします。

歳入予算、歳出予算は記載のとおりであります。

この歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

産業政策課。

県内事業者に「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組を普及させるため、ガイドラインの実施に要する経費として、新しい生活様式対応支援事業費32億7,867万6,000

円の増を計上いたしております。

企業振興課。

衛生向上対策や新しい生活様式等への対応並びに新規需要獲得等に向けた設備投資などに取り組む県内製造業者への支援に要する経費として、地場企業総合支援事業費2億2,500万円の増、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している陶磁器など地域産業について、サプライチェーンの維持・確保を図るために要する経費として、産地力パワーアップ緊急支援事業費6,375万円の増を計上いたしております。

経営支援課。

中小企業者の経営基盤の安定化に向けた資金繰り支援等のための資金の貸付に要する経費として、金融対策貸付費102億6,000万円の増（融資枠300億円）等を計上いたしております。

債務負担行為について。

債務負担の内容についてご説明いたします。

「緊急資金繰り支援資金利子補給費」については、令和2年度中における総額700億円の範囲内の融資に対し、毎年の融資平均残高の年1.3%以内に相当する金額を限度に利子補給しようとするものであります。

なお、「令和2年6月定例県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」及び「令和2年6月定例県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料【追加分】」の2種類の補足説明資料を配付させていただいております。後ほど、関係課長の方からご説明いたします。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【近藤分科会長】次に、産業政策課長より補足説明を求めます。

【松尾産業政策課長】私の方から、まず、事業の説明の前に、産業労働部から配付しております資料2種類についてご説明をいたします。

ただいまの部長説明にもございましたけれども、お手元に「令和2年6月定例県議会 予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料（産業労働部）」と補足説明資料の【追加分】、この2種類をご準備いただければと思います。

「令和2年6月定例県議会 予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料（産業労働部）」においては、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分に関する事業を、「令和2年6月定例県議会 予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料【追加分】（産業労働部）」におきましては、先日追加上程させていただきました第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分に関する事業を記載しております。

これより担当課から、本2種類の資料に基づきまして補足説明を順次行ってまいります。

初めに私から、産業政策課関係の事業につきましてご説明をさせていただきます。

資料は「令和2年6月定例県議会 予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料（産業労働部）」の1ページをご覧ください。

新しい生活様式対応支援事業費として32億7,867万6,000円を計上しており、本事業は、5月28日付で専決処分を行ったものであります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県民の皆様には、マスク着用、手指消毒、三密の回避、通信販売の活用など、日々の生活の中で新しい生活様式の実践についてご協力をお願いしているところであります。

また、飲食業や小売業など一般の消費者と接触が多くなる事業者におかれましては、各業界で定めたガイドラインを遵守のうえ、新しい生活様式に対応した経済活動を継続、再開していただいております。

そのため本事業では、新しい生活様式実践のためのガイドラインに沿った取組を普及させるため、店舗等において消費者等と接する機会の多い中小企業、小規模事業者の皆様に対し、感染症拡大防止対策に必要な経費を支援するものであります。

補助対象となる事業者としましては約3万7,000事業者を想定しており、一事業者当たり10万円を上限として、感染症拡大防止対策に必要となるフェイスシールドやマスク、消毒液、飛沫防止パーテーション等の購入にかかる経費を、10分の10の補助率を適用して補助金を交付するものであります。

併せて、可能な限り早く事業者の皆様へ補助金を交付できますよう、支出事務に関する経費を計上しております。

私からは以上でございます。

【近藤分科会長】次に、企業振興課長より補足説明を求めます。

【宮地企業振興課長】引き続き、同じ資料の2ページをお開き願います。

私からは、5月に知事専決により補正させていただいた事業2件についてご説明いたします。

まず2ページ、感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業費についてご説明いたします。

本事業は、衛生向上対策や新たな需要の獲得に向けた設備投資などに取り組む県内製造業者などをご支援いたします。

支援内容としましては、工場内のドアを自動化することにより衛生環境の向上を図るものや、

長期保存が可能なレトルト加工により巣ごもり需要の獲得を目指すものなどを想定しています。設備投資から営業活動までを一貫してご支援するものでございます。

6月1日に公募を開始いたしまして、県内企業からは、「営業まで含めた幅広い支援となっており、少額でも対象とするなど使い勝手がいい」とのお声もいただいているところでございます。

続いて3ページ、産地力パワーアップ緊急支援事業費でございます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、対面型の販売が中心であった陶磁器など売上が減少している地域産品について、テレビショッピングやインターネット通販など、非接触型の販売チャンネルを用いて売上拡大などを図る産地を、市町と連携してご支援するものでございます。

事業内容は、資料の「2 事業内容」に記載していますが、大きく2点ございます。

まず「（1）販路拡大に向けた支援」においては、テレビショッピングなどを活用した販売とPRを行うこととしています。まず第1弾として6月20日土曜日に、県内企業であるジャパネットたかたと連携して、販売・PR等を実施したところでございます。

ジャパネット側からは、「約1時間、長崎一色のPRができ好評であった。陶磁器については今後ともこだわり商品を紹介していきたい」とのご意見をいただいています。

一方、陶磁器の産地からは、「感染症の流行下にあってテレビショッピングなどの販売チャンネル確保は重要。インターネットも含め、今後とも取組を充実させていきたい」とのお話をいただいているところでございます。

次に、「（2）生産体制の維持に向けた産地

団体の取組に対する支援」につきましては、陶磁器や五島手延うどん、島原手延そうめん、吉岐焼酎、長崎かんころもちの各産地において取り組む事業について、市町と連携してご支援するものでございます。

例えば陶磁器については、インターネット上で実施するウェブ陶器市、島原手延そうめんについては首都圏を中心に食に関心が高い読者にご支持いただいている雑誌での産地紹介など、各産地で効果的と考える事業について、市町とともにご支援することとしています。

以上で私からのご説明を終わります。

【近藤分科会長】次に、新産業創造課長より補足説明を求めます。

【福重新産業創造課長】引き続き、同じ資料の4ページをご覧ください。

私からは、食品加工センター施設整備費6月補正予算額2,900万円についてご説明いたします。

まず、1の事業目的についてですが、この事業は、食料品製造業等の振興を図るために、高付加価値食品の開発からテスト販売までの一貫支援を行う食品加工センターの整備を行うものでございます。昨年度の9月補正で工事費を予算計上させていただき、令和3年度当初のオープンに向けまして、大村市の長崎県工業技術センターの敷地内にて、現在工事を行っているところでございます。

次に、2の事業概要については、今回の補正内容について記載をしております。

まず、（1）といたしまして産業廃棄物の処理費用1,190万円でございます。建物を建設する予定地にありましたテニスコートの表層面にアスベストが含まれていたことが今年度に入って判明いたしました。また、工事のため地面の掘

削を行ったところ、地中からダイオキシン類が含まれる可能性がある産業廃棄物が発見されたところでございます。これらアスベスト及び産業廃棄物の処分費用につきましては当初予算に計上していなかったことから、今回補正を行おうとするものでございます。

なお、今回発見されましたアスベストは、非飛散性のため健康に害することはないとのことでございます。

次に、(2)その他1,710万円についてですが、長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領に基づく労務費の増額でございます。

この制度は、令和元年7月1日以降に公告または通知する営繕工事を対象に、建設業界における週休2日の導入を促進することを目的に設けられたもので、食品加工センターの工事もその対象となります。

この要領に基づきまして事業者が休暇を取得した場合、その実績に応じて労務費を増額するものでございまして、現計予算ではこの増額分を賄えないことから、今回の補正を行おうとするものでございます。

以上で私からの説明を終わります。

【近藤分科会長】次に、経営支援課長より補足説明を求めます。

【吉田経営支援課長】私からは、緊急資金繰り対策貸付費と金融補完対策費についてご説明いたします。資料は、補足説明資料の5ページと補足説明資料追加分の1ページをご覧くださいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の資金繰り支援のため、県制度融資「緊急資金繰り支援資金」を3月2日に発動し、その後、資金需要の高まりを受けまして、4月補正予算で融資枠を400億円まで拡大しており

ました。

その後も資金需要が高い状態が続いていることから、金融機関への預託額を102億6,000万円増額し融資枠を700億円へ拡大すべく、5月の専決補正を行ったところであります。

今回の追加補正におきましては、引き続き影響の長期化が懸念される中で、さらなる資金需要の高まりに対応するため、預託額171億円を増額して融資枠を500億円拡大し、合計で1,200億円の融資枠を確保しようとするものであります。

続きまして、金融補完対策費についてご説明いたします。補足説明資料6ページと補足説明資料追加分の2ページをご覧ください。

緊急資金繰り支援資金について、国が創設しました「保証料・利子補助にかかる統一保証制度」を活用しまして、一定の要件のもとで当初3年間、実質無利子となる新たな区分を5月1日に追加をしております。

先ほどご説明いたしましたとおり、5月の専決補正で融資枠を700億円へ拡大しておりますが、それに合わせて実質無利子化に必要な経費として、3億3,420万9,000円を5月の専決補正としております。今回の追加補正におきましては、さらに融資枠を1,200億円まで拡大することから、無利子化に必要な2億7,495万円を計上しております。

なお、国の第2次補正予算の成立を受けまして、実質無利子融資の上限額につきましては、現在、4,000万円へ引き上げを行っております。

私からの説明は以上です。

【近藤分科会長】次に、若者定着課長より補足説明を求めます。

【宮本若者定着課長】若者定着課から2件ございます。補足説明資料の7ページをご覧ください

い。

学生と企業の交流強化事業費、6月補正予算額として171万4,000円でございます。

予算の概要、契約解除に伴う損害賠償額171万3,254円。

損害賠償発生の経緯といたしましては、長崎県及び労働局共催の就職活動イベントを実施する「就活スタートダッシュ&企業研究セミナー開催業務委託契約」を、佐世保市内の法人と令和元年12月2日付で締結いたしました。

契約額が183万5,000円とありますけれども、申し訳ございません。185万4,000円でございます。お詫びして訂正いたします。

これは、令和2年2月26日にイベントを実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、イベントを中止することを決定し、令和2年2月21日付で契約を解除いたしました。

契約解除に伴い、契約の履行に向けて受託事業者が実際に要した経費等について、損害賠償として支払うものでございます。

なお、今説明した予算案につきましては、別冊委員会資料の第107号議案「和解及び損害賠償額の決定について」の内容と同一のものとなっています。

続きまして、追加分の3ページをご覧ください。学生と企業の交流強化事業費、6月追加補正予算額として2,640万円となっております。

事業概要といたしまして、新型コロナウイルス感染症により、大学生の内定状況に遅れが出ているなど採用・就職活動に大きな影響が生じているところでございます。このため、就職活動終盤期、8月以降において、県内企業の新卒採用計画に対する企業側の欠員状況（採用未充足情報）を調査して、大手就職ナビサイトを活

用して県内学生、県外の本県出身学生に対して情報提供を行い、県内企業への就職を促進するものでございます。

事業内容としましては、として大手ナビサイト県内企業求人情報掲載ということで1,980万円。県内企業の未充足情報を大手就職ナビサイトへ掲載し、その費用を助成しようと考えているものでございます。対象企業は100社程度見込んでおりまして、補助率につきましては4分の3を想定しております。

といたしまして、県内企業求人のポータルサイトを構築・情報発信。大手ナビサイトを活用いたしまして、県内企業の採用未充足情報を集約したポータルサイトを新たに構築して、大手ナビサイトに登録している学生にメール等で未充足情報を流して、そのポータルサイトを見てもらうというようなことで、はセットになったような形の予算案となっているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【近藤分科会長】次に、雇用労働政策課長より補足説明を求めます。

【井内雇用労働政策課長】資料は同じく追加分の4ページをご覧ください。

緊急雇用創出事業費予算額2億3,038万6,000円でございます。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により離職を余儀なくされた失業者に対しまして、緊急の対策として短期の雇用機会を創出するものでございます。新型コロナウイルスの影響による解雇が増加する中、4月補正事業の拡充を図るものでございます。

次に、2事業内容でございますが、雇用期間は令和2年度内、雇用創出の総数は169名を目指してまいります。

まず、県が直接雇用する事業としまして、新型コロナウイルス対策の医療関係従事者への慰労金交付事務とか、医療機関等に対する補助金の申請の書類確認等に対応する者として40名の雇用創出を図るものでございます。

また、雇用する事業者等を支援する間接雇用分として4つございますが、主なものを申し上げますと、は各種補助金や給付金の申請書作成などの支援を行う商工会、商工会議所を支援することにより52名、の離職者の就農支援を行う事業者を支援することにより54名など、間接雇用分合計で129名の雇用創出を図ろうとするものでございます。

以上で私からの説明を終わります。

【近藤分科会長】次に、雇用労働政策課企画監より補足説明を求めます。

【末續雇用労働政策課企画監】私からは2件の事業をご説明させていただきます。

まずは補足説明資料の8ページをご覧ください。

新規事業として就職氷河期世代人材マッチング事業費4,028万3,000円を計上いたしております。

「1.事業目的」に記載しております、いわゆる就職氷河期世代は、平成5年から平成16年の間に高校、大学などを卒業された方で、概ね34歳から49歳の方となります。この氷河期世代を中心に、ほかの世代の方々も含めて今回の事業の支援対象といたしまして、無業者の県内就職支援及び非正規の正規雇用への転換を促進してまいります。

具体的な事業内容は「2.事業内容」に記載のとおり、(1)から(3)までの3点ございまして、1点目は、人材活躍支援センターに専門相談窓口を設置し、必要な人員を増員配置する経

費などがございます。

2点目は、無業者の就労支援を行っております地域若者サポートステーションに対する委託事業費で、県内各地域での巡回相談やセミナー開催のほか、サポートステーションが行う支援プログラムの参加者に対する旅費助成でございます。

そのほか、専門窓口の告知にかかる広報費や県内での実態調査、これは非正規職員の状況の調査であるとか受入れ先となる企業の意向調査など、そのような実態調査費となります。

この事業の説明は以上でございます。

続きまして補足説明の5ページをご覧ください。

長崎で輝く！人材マッチング事業費の拡充事業といたしまして3,500万円を計上しております。

「1.事業目的」に記載しておりますが、現在、東京などの都市部におきまして、転職者向けの合同企業面談会「転職フェア」などの採用イベントが軒並み中止となっており、県内企業の人材確保に支障が出ている状況にあります。

一方で、若い世代を中心に地方への転職機運が高まっていることから、ウェブサイト上で、本県の企業のみ出展するオンライン転職フェアを開催し、企業説明会から個別面談までを一貫してオンラインで行える利便性を提供いたしまして、UIJターンの積極的な取込みと県内企業の人材確保を図りたいと考えております。

事業内容につきましては「2.事業内容」に記載のとおりでございますが、今年度の8月から来年2月ごろまでにかけて年間5回の開催を予定しておりまして、1回につき2日程度の開催、2日間で最大30社の出展を計画しております。

私からの説明は以上でございます。



【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案、第107号議案に対する質疑を行います。

【山下委員】おはようございます。お疲れさまでございます。

連日、新型コロナウイルス感染症対策について対応していただきまして、日夜ご苦労さまでございます。御礼を申し上げます。

今回、コロナ支援で大変重要な予算ということで、5月の専決補正で取り組んでいただいておりますので、確認の意味で2点ほどお尋ねをさせていただきます。

まず、企業振興課でご説明がありました地場企業の総合支援事業、感染症に関するサプライチェーンの支援事業ということで予算を組んでいただいております。

県内も製造業が大変打撃を受けているのはご承知のとおりだと思いますが、この事業はぜひフルに活用していただき、漏れなく活用していただくことが大変重要だと私も思っております。

特に、佐世保市の方でも手指消毒の事業者がいらっしやいまして、かなり需要が今伸びておりまして、頑張っているということでもあります。

ただ、手指消毒の事業者は4月の早い段階から取り組んで、もしかしたら3月ぐらいからそのようなことに取り組んでいらっしやると思うんですけれども、今回の事業は、そのように早い段階から取り組んでいらっしやる事業者も対象になってくるのかどうかというところを、まずお尋ねしたいと思います。

【宮地企業振興課長】山下委員からお尋ねがございました、感染症対応型サプライチェーン強化支援事業の内容につきましてご答弁申し上げます。

本事業は、先ほど補足説明でもご説明申し上げましたけれども、新型コロナウイルスの関係で感染症に負けない生産体制、事業名にも記載していますが、サプライチェーンとしてしっかり頑張っていたということで各企業の設備投資などをご支援する事業でございます。

先ほど山下委員がおっしゃいましたように、いわゆる新型コロナウイルス感染症の第1波が我が国を襲いました4月から5月にかけて、国からの要請などもありまして、緊急的に消毒液ですとか防護ガウンといった感染症の拡大を防止するための製品づくりに取り組まれた企業が、県内にも複数あるということをご承知しております。

このような企業の取組をなるべくさかのぼってご支援するために、本事業を専決補正させていただいたのは5月28日でございますが、医療物資関係につきましては4月7日までさかのぼって対象としたいと思っております。

山下委員のご質問の企業様が、4月7日以降の取組であれば対象になるものかと考えております。

【山下委員】早い段階から頑張っている企業は県内にあると思いますので、ぜひともそういうところもご支援をしていただくように、私からもお願いいたします。

また、消毒液については、例えば壱岐の焼酎会社も取組を今されていると報道でお聞きしておりますので、そういうところもぜひ支援が行き届くように引き続き頑張りたいと思っております。

2点目が、産地力パワーアップ緊急支援事業であります。これも私の地元の佐世保市で伝統的な陶磁器をつくっていらっしやる三川内焼ですけれども、どうしても対面販売を主に今まで

頑張っていたら、ホテルの業務用の供給とかもやっていたら、今回の新型コロナウイルス感染症でかなり影響を受けていたというふう聞いております。

三川内焼を含めて、具体的にどういうふうな支援を予定されているのか、もうちょっと突っ込んだ形でご説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【宮地企業振興課長】今、山下委員からご質問がございました、産地力パワーアップ緊急支援事業費の具体的な支援の内容につきましてご説明申し上げます。

本事業は、先ほど補足説明させていただきましたけれども、特に対面型の販売をこれまでやってこられました陶磁器、三川内焼のほか波佐見焼、もしくは地域産品でございます壱岐焼酎、これは業務用の販売が滞って影響を受けているというふうにお伺いしています。こういう、私どものところでお預かりをしている地域産品6品目について、販売チャンネルの拡充などを図るために、市町とともにご支援をするという事業でございます。

具体的な内容につきましては、現在、市町において産地の団体といろいろ調整をしまして、調整が整ったものにつきましては実施に移っています。現時点で実施段階に移っているものとしては陶磁器でございます。先ほど申し上げましたジャパネットたかたと連携しておこなった取組もございますが、今、波佐見焼、三川内焼ともに産地の方でウェブ陶器市を開催しています。

このほかの産地につきまして今後予定しているものとしては、いわゆる非接触型の販売チャンネルを拡充するという視点で、ホームページにショッピングカート機能をつけるとか、

SNSをもっと活用して若い人にも販路を拡大するとか、あとは、県外との往復が解禁されましたので福岡都市圏を中心にPRを拡充したいとか、いろいろと今、産地の方で具体的な取組を検討されている状況でございます。準備ができ次第、順次実施していくこととしています。

【山下委員】限られた時間の中ですので、最後になりますけれども。

新型コロナウイルス感染症で、アフターコロナの商売のやり方は劇的に変わっていくと思います。特にネット販売とか、そういうところがメインになってくるのは予想がついているわけですから、県内の産地がそういうところでどんどん、どんどん販売が上がっていくように、県としても支援を引き続きやっていただくことをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【浅田委員】数点聞かせていただきます。

まず、新しい生活様式対応支援事業費についてです。「(2)支援にかかる事務費等」で支援にかかる事務委託とあるんですが、これはどこに、どういう選択で選ばれているのか等々、中身を教えてくださいませんか。

【松尾産業政策課長】今回この事務を行うに当たりまして、体制としましては、まず県の産業労働部と他部からの応援で県職員13名での対応。それから、委託先としましてコールセンターに12名、申請受付等で64名ということで委託をしております。

今回の委託につきましては、3者から複数見積りを取りまして、見積り合わせをした上で随意契約とさせていただいたところでございます。

【浅田委員】これは3者見積りの中での選定ということで、その選定表を、もしよければ後でお見せいただければと思います。私が見損ねて

いるのかもしれませんが。

事業内容で補助対象、いろんな業種例があるかと思うんですが、県の方でもいろいろ考えていただいた上での業種例だと思うんですけれども、例えば休業支援などをした際にも漏れたりとか、いろんなことがあったと思うんです。

あの休業支援の時には、まず休業をしてくださった企業に対してということだったわけです。密にならないようにということで、あの期間中に休業をするということが設定されていました。

中には、それをしっかり守っても、ちょっと時間が。飲食の場合だと、通常は夜8時までしかだめだと。でも、逆に言うと、夜中まで営業しているところが早い時間帯に営業することは許されても、通常の時間帯の人たちにとっては、それをしっかり守ろうとしてもだめだったお店がかなり多かったと思うんです。

そういうふうなクレームじゃないですけれども、要望などを受けていらっしゃるのか。どれぐらいの規模観で、もっと是正していただきたいとかというような県民からの声があったのか、そういうところも併せて教えていただけますか。

【松尾産業政策課長】確かに委員おっしゃるように、休業要請につきましては、夜の街でのクラスターといった事例もありましたし、そういったところも含めて他県の例を参考にしながら対策本部の方で決めたところでございますけれども、例えば酒屋さんからの意見として、県が休業要請したから飲食店が休業して酒が売れなくなったりとか、お客さんがいなくなったので代行運転業の方が非常に困っていると、そういったお話をいただいていることは事実でございます。

【浅田委員】その声がどれぐらい県に届いているのかなど。

多分、県も業種を選ぶのは非常に大変なことだなどは、もちろん私たちも推察できるところなんですけれども、私のところに幾つかあったのが、例えば、県から「しまには行かないください」みたいなことで、バスターミナルとかで運営している業者。お土産屋さん、その中に入るんですよ、休業申請を受けたとしても。

これはあえて。予算ではないと言われるのかもしれないですけど、選択のあり方としてお伺いしたいのが、お土産さんは認められるけど、飲食は。船が1便しか出ていなくても、お客さんが全くいなくても、あそこ自体は、ターミナルとかは夜8時ぐらいで大体閉まるので、全くそこに入りませんと。いろんな、もう少し細かいところもですね。それぞれいろんな事情があると思うんですけど、もっと状況を聞いていただけないと。

今後こういう制度がどんどんできてきて、業種別というのが選ばれていくと思うんですけど、そのあたりをどこまで踏まえてやっていただいているのかなというのを、予算に併せてお伺いしたいというところですが、部長、いかがでしょうか。

【廣田産業労働部長】今回の休業要請の目途といたしまして、感染の拡大を防止するという視点に立ったところでございます。

正直申し上げまして、先ほどご指摘がありましたように、さまざまな形の中で売上が落ちたというお話も聞きました。そういういろんなご意見はございますけれども、今回の休業要請の趣旨が感染拡大予防という視点で整理をいたしましたので、先ほどご説明したような対象業種ということにさせていただきました。

見方を変えまして、売上に対する支援ということになりますと、例えば国の持続化給付金と

いったものもでございます。あと、各市町が同様な給付金等を設けております。そういうことから、今回の企業に対する支援は、それぞれの目的に沿った形で、市町と色々な役割分担、当然国もでございますが、そういった中で支援をしてまいったわけでございます。

今後につきましても、新しい生活様式ということで次の展開に移っておりますので、それに対して県としましても、今回の新しい生活様式の対応支援補助金ということで、幅広く対象を3万7,000者ということでやっておりますので、それぞれ事業目的に即して対応してまいりたいと考えております。

【浅田委員】今回3万7,000事業者と、ここに大体の予測として掲げられております。そんな中で申請があった場合にですね、やっぱり。

なぜ伺ったかという、休業補償の時に、「受け付けました」というはがきが来て、業者の方は「これで受け付けられた、お金が入ってくるんだな」と思っていましたと。そうしたら、1か月以上が過ぎて、「だめでした」という連絡がきましたと。業者さんにとっての1か月は、それを当て込んでというふうになっているかと思うんです。

受け付けた後に、どれぐらいの業態が省かれたのか、今わかりますか。今後もそういうのがあるので、あえて聞かせてください。

【松尾産業政策課長】現時点で、不支給の通知をしたものは79件ございます。

【浅田委員】79件の主だった理由は、ありますか。（発言する者あり）

【近藤分科会長】違うよ。

【浅田委員】なんでかという、今後の新しい生活様式の時にも同じようなことがあると思いますので。（発言する者あり）

これに関しては交付金が出ているので、聞いても問題ないかと思っておりますが。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

-----  
午前10時53分 休憩

-----  
午前10時54分 再開  
-----

【近藤分科会長】 再開します。

【浅田委員】今のは、今後の新しい生活様式の補助に関しても、まただめだったりするところがあるかもしれないという思いで聞かせていただいているわけですがけれども、後で、なぜだめだったか。

今後に関して、そういったところに対しての周知というのか、1か月以上たって、だめでしたとなると、業者さんには大きな金額だと思われるので、そのあたりのフォローをしていただければありがたいと思います。でないと、同じような制度が今後も出てくるとお思いますので、ぜひそういったところはお願ひできればと思っています。よろしくお願ひします。

続いて若者定着課ですけど、学生と企業の交流強化事業費に関して、損害賠償が1者だけ出ているかのような感じがするんですけども、若者定着課の中でも幾つかイベント等々、マッチング事業だったり大学生とのインターンシップとかをやられていたと思うんですけど、ほかにはこういう賠償がなかったのか、教えてください。

【宮本若者定着課長】若者定着課でこれに関連する部分は、これを含めて2件ございました。1つはこの議案の分でございます。

もう1つは、年間を通じて企業との交流会をやるような委託業務がありまして、それにつきましては全体で5回やる予定にしておりました。残りの3回が3月になっておりました。企業との

交流会を5回やるとして、そのうちの2回は既に終わっていました。残りの3回を3月の末ぐらいにやろうと思っていたんですけども、それについてはコロナでできなくなりました。でも、実質的には交流会をやるということが主目的でございましたので、主目的があるということ、その分については変更契約で少し減額をする形で事業者と話をしたところでございます。

これは、5回とかじゃなくて2月26日の1回だけでございまして。そうなると考え方の整理といたしまして、いわば主目的がまさにこの1回のためでございましたので、その主目的がなくなったことで、ここはもう契約解除で損害賠償になると、そのような全庁的な考え方にに基づきまして、今回100万円を超えておりまして議案になっているというのが、この損害賠償額でございまして。

若者定着課として関連するものは、似たようなといいですか、そこまで含めると2件あったのかなと思っております。

【浅田委員】わかりました。幾つか呈されていたので聞かせていただきました。

学生と企業の交流強化というのは、今までもインターンシップとかいろいろ出ていたと思うんですけども、学生から、そういったものがなくなって、就職できるかが非常に不安であるというふうな声が聞かれておりますので、今後、コロナ禍を抜けてどのような形で交流強化をまたしていただけるのか、さらなる期待をさせていただければと思います。

それともう1点、これは5月の専決に入るかと思うんですけど、テレワークの導入環境状況が、今日時点でどれぐらいの会社数来ていらっしやるのか、教えていただけますでしょうか。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

-----  
午前10時58分 休憩

-----  
午前10時59分 再開  
-----

【近藤分科会長】 再開いたします。

【山田(博)委員】 産業政策課長、先ほど浅田委員が質問しておったことは、大変すばらしい質問ですからね。しっかりと肝に銘じて取り組んでいただきたいと思います。

それで、私の方から幾つか質問させていただきたいと思うんですが、まず、産業政策課長にですね。

新しい生活様式対応支援事業とありますね。支援にかかる事務費等3億円ということでありまして、今、国の方で再委託といろいろありますけれども。

この3億円の支援にかかる事務委託というのは、先ほど質問があって、3者で見積りをやっているとありますけれども、予算が通った後に、まさかそこで再委託とかないようにですね。やっぱりそこは仕様書にぴしゃっと書いておかないといけないと。

国で問題があって、我が長崎県で同じような問題があったらいけませんからね。そこはどのように捉えてやろうとしているのか、お答えいただけますか。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

-----  
午前11時 0分 休憩

-----  
午前11時 1分 再開  
-----

【近藤分科会長】 再開します。

【山田(博)委員】 それでは、雇用労政課長にお尋ねします。

今回、緊急雇用促進事業費として、また新たに出されているんですね。この事業促進の前に、4月にも同じように出していますね。関連する

大事なことですからね。

現在、長崎県内の新型コロナウイルスに関して倒産企業と解雇された方、また解雇予定の方がどれくらいいらっしゃるって、前回の4月の補正予算で一応雇用者を158名にしておりましたけど、今はどれだけの雇用になっているのか。

今回また新たに予算を組んでおりますが、それで見込みですね、何月にどれだけの雇用を予定して、できますとか、そういうことで大まかに答えていただけますか。

【井内雇用労働政策課長】まず、県内の新型コロナウイルスの影響による解雇、または解雇予定の状況でございますが、6月19日現在、県内ではちょうど600人、事業所数でいうと65事業所の解雇または解雇予定という状況でございます。

また、4月補正で250名を計画しておりました事業につきまして、現時点で雇用に結びついておりますのが、250名のうちの158名という状況でございます。残りの分につきましても、農林部の事業がちょっと残り的人数的には多いんですが、順次募集をして250という数字を達成するというふうに伺っております。

【山田(博)委員】訂正しますけど、4月の予算では250名だったんですね。今、158名が進捗されているということで63%なんですね。

ということは、今回の緊急の予算で、4月にして1か月余りで63%の進捗率ですけど、今回の緊急雇用創出事業で大体どれくらいの雇用を、どれくらいの期間にやろうとされているのか、目標なりをちょっと聞かせていただけますか。

【井内雇用労働政策課長】こちらの緊急雇用創出事業の中に、各種事業がさらに幾つかございます。

雇用の期間は、事業ごとに短いもので2か月、

長いもので4月補正分で10か月というふうに、それぞれ幅があるところでございます。一番短いもので雇用期間が2か月ですので、それから見ますと年内ですね、それまでには少なくとも計画どおりの雇用を実現できるものと考えております。

【山田(博)委員】産業労働部長、今、雇用労働政策課長から、4月の分と6月の分で年内にはしっかりと雇用をできるというふうな話がありましたけど、私、現在のこの進捗率からすると、本当に大丈夫だろうかというですね。

解雇または解雇予定が600名いる中で、そういった状況ですから、カバー率とかですね。また新たに補正を組んで、この600名がだんだん、だんだん増えてくるんじゃないかという話が出ていますから、そういった場合には、カバーができないようであれば、さらに補正予算を組んだり、また各部に協力要請して、今の600名を超えるかもしれない解雇予定者をしっかりとサポートする決意があるのかないのか、そこを含めて見解を聞かせていただきたいと思います。

【廣田産業労働部長】今把握している解雇、または解雇予定者が600名ということでございますが、私どもといたしましては、その後の動向に注視をしているところでございます。

と申しますのは、国の雇用調整助成金の特例措置が今回設けられております。例えば補助率の引上げとか上限額の引上げ、その特例措置が9月末まで適用になろうかと思っております。そういったことから推測しますと、事業者の方がある程度、解雇をせずに雇用を継続されている状況にあるのではないかと思います。9月以降の国の措置はまだわかりませんが、恐らくそのことを契機として、また解雇の状況は大きく動こうかと思っております。

そういうことから私どもは、現在は四百数十名の雇用を創出しておりますけれども、そういう予定でございますけれども、今後の雇用情勢の状況に注視をいたしまして、必要があれば、先ほど山田(博)委員がご指摘のように必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

それと、これは今、県だけの対応でございますが、各地域で雇用創出をするということになれば市町の対応も必要かと思っております。

そういったことから、先般、スクラムミーティングがございましたが、県の方から各市町に対しても同様な対応をお願いしたところでございますので、今後とも長崎労働局、あるいは市町と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひ、しっかりとお願いしたいと思います。

続きまして、食品加工センター施設整備費でお尋ねしたいと思うんですが、食品加工センター施設整備費の予算でアスベストの処分費用が出たとあります。これは当初から地盤調査をしていると聞いていましたけど、その時点でわからなかったのか、いつの時点でわかったのか。

なおかつ、その原因者をきちんと調査したうえで補正予算を上げたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課長】 まず、地盤調査を前もって行った中でこういった事象がわからなかったのかというご質問でございます。

地盤調査につきましては、どれぐらいの固さをもった地盤なのか、杭打ちの必要性はあるのかなどの地耐力を計測するための調査でございます。産業廃棄物の有無の調査につきましてはできなかつたところでございます。

実際にこういったことが判明しました時期と

いたしましては、工事をやりだして、テニスコートの表層面を削除する、またはそのエリアを掘削するといった作業に入った4月に入ってからでございます。

このアスベストにつきましては、テニスコートの表層面に建築材として、非飛散性のアスベストとして使われたものでございまして、当初からこれは合法というか、特に違法なものではございませんでした。今回処分するに当たって適切に対応することで特に問題ない。ただ、このアスベストが含まれていることを認識していなかったために工事費が増になるということでございます。

また一方で産業廃棄物につきましては、以前に工事する際に恐らく埋設されたものであろうかと思うんですけど、違法であったと認識しております。ただ、こちらの方につきまして顧問弁護士に対応を相談したところ、民法724条に、不法行為による損害賠償の請求権は不法行為の時から20年を経過した時は時効によって消滅するという規定がございまして、建設から30年以上経過していると思われる今回の場合、不法行為による責任を追及することはできないということでございました。そういったことで損害賠償もできないことから、県で負担することが妥当と考え、今回補正予算を要求したところでございます。

【山田(博)委員】 じゃあ、産業廃棄物を出した会社は特定できたということですね。特定はできたけれども、民法上請求はできないということになっているからしめせんと。

なおかつアスベストの分は、テニスコートで合法的にやっていたと、そうしたら最初からですね。アスベストはわかったということね。これはもうちょっと慎重に、設計を入札なりする

時にきちんと注意をすればよかったんじゃないかと思うんですけどね。そこはアスベストの件はちょっと指摘をさせていただいて。

産業廃棄物は、そういったことであれば、会社名を新産業創造課長はご存知ですね、どこの会社がどういうふうにしたというのは。会社名は別にいいですから、ちゃんと認識しているのか、していないか、そこだけお答えください。

【福重新産業創造課長】会社名でございますが、工業団地の造成の時に埋設されたものか、もしくは建物工事の際に埋設されたものかということもちょっとわからない部分でございます。

工業団地の造成につきましては、大村市の土地開発公社が実施しております。大村市に確認したところ、造成を行った業者は不明とのことでした。

また、建設工事につきましては、我々は把握しております。業者は把握しておりますが、こういった業者が、どこがやったのかということの原因の特定も困難ということで、現時点でどこの業者がやったことなのかということところは特定できていない状態でございます。

【山田(博)委員】それはわかりました。

それで、今回、食品加工施設整備費の補正予算が出てきておりますが、これはスケジュール的には大丈夫ですか。遅れるか、遅れないのか、遅れるんだったらどれぐらいになるのか、お答えいただけますか。

【福重新産業創造課長】スケジュールにつきましては我々も懸念したところでございますが、営繕課を通じまして業者に確認したところ、当初の予定どおり工事は進捗する見込みとのことでしたので、引き続き、来年度当初のセンター開所に向けて適切に業務を進めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】じゃあ、もうちょっと食品加工センターの整備でお尋ねします。

今回、5,000万円余りの減が出ていますね。5,000万円というのは大きいですね、金額が。500万円だったら私もわかるけど、5,000万円ですよ。こういった積算をしておったのかですね。なぜそういうふうになったのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課長】この原因といたしましては、工事の落札額が低くなったということでございます。

これは、長崎県建設工事低入札価格調査制度の要綱に基づきまして実施した結果、履行確実性確保価格というものがございまして、こちらの価格を下回った落札決定額になったことから、もともと令和元年度予算で支払うべき前金4割支払うことを想定しておりましたが、こちらが2割になってしまった。要は、4割6割と払うところが、2割8割となってしまったことから、当初払うべき額が4割から2割に落ちまして工事費が下がってしまった。

結果、本体工事の建設額、関連工事の建設額も含めて5,000万円以上、建設額の落札額が落ちてしまったということでございます。

【山田(博)委員】わかりました。この食品加工センターが順調に竣工できるように鋭意努力していただきたいと思いますので、要望にかえて、食品加工センターの質問を終わりたいと思います。

企業振興課長にお尋ねしたいんですが、産地力パワーアップ緊急支援事業費とありますね。今回、6,300万円余りの予算が計上されています。販路拡大に向けた支援ということで、これは大いに意義のある事業だと思うんですが、これで企業振興課、つまり産業労働部としてどれだけ



の売上目標を掲げているのか。例えば、長崎かんころもちは何らを目指しているとか、波佐見焼は何らを予定しているとか、そういった目標をきちんとですね。

企業振興課のことですから、それをきちんと考えたうえの予算計上だと私は確信しているわけです。まさかそんなことはありませんということはいえないと思うんです。そこを明確にお答えいただけますか。

【宮地企業振興課長】今、山田(博)委員がおっしゃいました、この事業での目標をどうするかというところでございます。

現在、新型コロナウイルスの影響を受けて各産地は、濃淡はございますが、全般的に影響を受けておられまして、多分、令和2年度、今年度については非常に厳しい決算状況になるだろうというふうに予測をしています。

今回の事業でご支援することによって、令和3年度には、新型コロナウイルスの感染症の影響を受ける前の売上にぜひ戻っていただきたいということを目指して、この事業を推進しているところでございます。

【山田(博)委員】それじゃあよくわからんから、額を聞きたいんだ。どうぞ。

【宮地企業振興課長】私どもが産地から聞いている直近の売上で、波佐見焼につきましては46億円でございます。2年後はその規模に戻したいという考えでございます。影響を大きく受けているところで壱岐焼酎は、直近の売上は31億円でございますので、その規模まで戻っていただきたいというふうに考えております。

あと、山田(博)委員の地元の長崎かんころもちにつきましては、私どもが把握している売上3億円という数字がございますので、それを目標に、ぜひ売上を戻していきたいというふうに

思っております。

【山田(博)委員】いや、企業振興課長、かんころちは近藤委員長のところも地元よ。うどんもね。

だから、波佐見焼は46億円売上があったということですけど、今はどれだけ減っていて、それをトータルして、大体これぐらいの売上を目標にやりますということを知りたいわけですよ。

最近、暗い話ばかりしかないんだよ。あなたも明るい話を1つや2つつくってくれよと思って聞いているわけですよ。

【宮地企業振興課長】通年の売上減の見込みが手元にはございませんけれども、4月から6月の三ヶ月間の売上状況は、私どもの産地への聞き取りですと、波佐見焼については9割減っているというふうに聞いています。あとは大きいところでは壱岐焼酎は5割減っている。その他の産地につきましては2割程度、この期間中に減っていると承知をしています。

通年につきましては、今の時点で各産地と予測を立てていませんが、三ヶ月の期間の売上減が今後回復しなければ、そのまま通年としましてもこの期間の売上は減っていくだろうというふうに考えております。

【山田(博)委員】これは多分、午後からになるからですね、企業振興課長、今日はあなたらしい明確な答弁がないから、昼休みに計算して。1時間あれば十分できるでしょうから、あなたのことだから、きちんとした数字を出していただきたいと思っております。

これは大変ですね、皆さんから、この事業はいい事業だと注目を浴びているんですよ。だから、どれだけの売上目標を掲げて取り組んでいくかというのを、午後から企業振興課長にお答えいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い

いしたいと思います。

産業政策課長、準備できましたか。待っていたんだよ、俺は。どうぞ。

【松尾産業政策課長】今回委託をいたしますのは、株式会社シーエーシーという誘致企業でございます。

契約要綱の中に再委託の禁止ということであっております。私どもとしましては、しっかりと進捗管理、それから業務の管理を行って、そういったことがないようにしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】産業政策課長、あなたはちょっとおかしな答弁をしているね。シーエーシーに委託しようと思っていますとか、まだ予算を今から、この委員会でするんだらう。違うのか。

そうか、専決だったね。もうそれをやっているわけね。仕様書には、きちんとそういったことを掲げているということですね。わかりました。

ほかの委員も質問がありますので、一旦終わります。

【近藤分科会長】ほかに質問はありませんか。

【饗庭委員】皆さん、新型コロナウイルス対応、お疲れさまです。

何点か質問させていただきたいと思います。先ほどもありましたけれども、サプライチェーン強靱化支援事業費で、この対象期間が4月7日からとなっていますけれども、長崎で1人目の新型コロナウイルス感染者が発生したのは3月だったかと思うんです。

先ほど山下委員からも話がありましたが、その時からすぐに取り組んでおられる企業もたくさんいらっしゃるかと思うんです。そういう方々にもぜひ届くようにした方がいいのではないかと思うので、そのあたりを最初に発生した

ところまでさかのぼれないのかと、4月7日に決めた理由を教えてください。

【宮地企業振興課長】今、饗庭委員からお尋ねがございました、なぜ4月7日からなのかというところでございますが、今回の事業の2億2,500万円のうち3分の2に相当する部分は、国の地域企業再起支援補助金という財源を充当させていただいております。この補助金につきましては、国のルールからすると4月7日以降という縛りがございまして、そこまでぎりぎりまでさかのぼってやらせていただいているというのが今の状況でございます。

【饗庭委員】国の事業をもとにということですが、それ以前の方は県の独自の事業で何かできないのか、そのあたりはどのようにお考えか教えてください。

【宮地企業振興課長】それ以前にお取り組みになったところも、国の補助金とか、いろいろご活用いただいていると思います。

私どもが6月1日から公募をしている状況においては、事業者からは、4月7日以前の適用についてどうにかならないかというご意見は、今のところは来ていません。

事業開始のところで、先にお取り組みいただいたところもなるべくご支援をしたいという思いは私どももございしますが、国の補助金を活用させていただいておりますので、今回の事業については4月7日以降ということで。

今後お取り組みをなさる企業は、私どもは今回の事業を構築するに当たって県内550者の企業にアンケート調査を実施して事業を構築してまいりましたので、饗庭委員がおっしゃいますように、早く機動的に取り組まれた企業になるべく不利益にならないように事業構築に努めたいと思っております。

【饗庭委員】今、問い合わせがないとおっしゃったんですけれども、4月7日以降だからと諦めている方もいらっしゃるかと思いますので、なるべく公平性が保てるよう考えていただければと思います。

次に、学生と企業の交流強化事業費の損害賠償費ですけれども、私は、働く人の立場、企業を守るという観点からいくと全額支払うべきではないかというふうに思います。

そして、先ほどの質問の中にありました、5回するところを契約変更して行うということでもございましたけれども、企業は、ちゃんと契約したものが入るということで1年間の計画を立てられると思うんです。

新型コロナウイルスで、どの仕事も減っていて、すごく収入が限られた中で、県が契約しているものに関しては損害賠償として全額払うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【宮本若者定着課長】先ほど申しました、若者定着課は2つありまして、1つは変更契約で終わって、これと全く別の話でございます。

今のご質問は、100%ではないのかということでもございますけれども、今回の新型コロナウイルスによって感染防止のために中止をしたのは、やむを得ない不可抗力のものだと思っています。そういった考え方については、顧問弁護士とも相談させていただいております。

不可抗力となってくると実費弁償ということでも考え方を整理いたしまして、かかった経費について当然お支払いをしていくというところでもございまして、実際に立て看板をつくったり、資料をつくったり、あるいは司会者を手配したり、そういった内容を一つ一つ事業者と確認させていただいて、最終的にいわゆる実費と申しますが、当日の経費については実際に実施して

いないところもございましたから、そういったところも先方とよく話し合いの上で、不可抗力であるので実費弁償という考え方で整理して、この金額になったところでございます。

【饗庭委員】不可抗力だからこそ、払っていただければと。やはり働く人、企業、長崎県内の県民の皆さんを守っていただきたいというふうに思いますので、今後、またある時に考えていただければと思います。

次に、就職氷河期世代マッチング事業費です。前回もちょっと質問をさせていただいたんですけれども、新型コロナウイルスの関係で非常に難しいかと思っております。

先ほど解雇が600人とされた中で、氷河期世代の方を正規雇用へ転換を図るわけですから、どういうふうに支援をされるのかというところで、この5年間に、パートとか非正規を5年で正規社員にしましょうとずっとこられたと思うんですけれども、県内での正規雇用へのパーセンテージが年度別にわかれば教えていただきたい。

解雇が600人という現状の中で、氷河期世代をどのように応援していくのか、教えてください。

【末續雇用労働政策課企画監】ただいま饗庭委員からご質問がありました、正規雇用の比率につきましては、現在手元に資料がございませんので、後ほどご回答させていただきたいと思っております。

就職氷河期世代の支援でございますが、そもそも昨年、国の骨太の方針の閣議決定の中で就職氷河期世代の重点支援プログラム、3年間のプログラムとしてできたものでございます。その後、新型コロナウイルスの影響がありまして雇用・失業情勢等が大きく変化しておりますが、

その当時は人手不足の状況で、このような方々にもチャンスが巡ってくるという前提でございました。確かに現状、雇用・失業情勢が非常に厳しくなっておりまして、例えば非正規雇用の方の正規化も、我々が当初考えていたよりは難しい状況にはなってきているかと思えます。

しかしながら、まさにこの新型コロナウイルスの解雇等が増えてくる中で、最初にしわ寄せがまいりますのが、そういう非正規雇用の方々でございますので、そのような方々の安定した生活基盤を整えるという点から、まずはしっかりとした就職支援というところを一義的にやりたいと思っております。

キャリアアップといったところは企業側の協力が非常に不可欠でございますので、そこにつきましては実態をアンケート調査等で調べた上で、私どもは、人材活躍支援センターで採用力向上支援の取組として企業を訪問いたします中で、氷河期世代の活用につきまして、ぜひ企業の経営者の方々にご理解をいただいて、我々としては、そういう掘起しもしながら適切なマッチングをしてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】取組自体はすごくいいと思うんです。国が出した時と変わっているの、その中でどうするかということかと思えます。

先ほどの解雇600人の中に、就職氷河期世代の方がどれくらいいらっしゃるか、お分かりでしょうか。

【井内雇用労働政策課長】6月19日時点で解雇または解雇予定600名というふうに答弁させていただきましたが、そのあたりの詳しい内容については、情報としていただけない状況でございます。

【饗庭委員】今後、そういう分析とかがわかるようになってくるということですか。委託事業

費で今後調査するのが出ないとわからないんですか。数字は後でもいいんですけど、そういうのがわかれば教えていただきたいと思えます。

【井内雇用労働政策課長】この600名のうち、正規・非正規の割合についてですが、正規がうち312名、非正規が282名という状況になっております。

今後、こういう情報についても積極的にとって、分析等してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】いろんな情報を開示しながらマッチングして、氷河期世代の方がまた正規雇用になれなかった、みたいにならないようにしていただきたいと思えます。以上で終わります。

【近藤分科会長】午前中の審査はこれにとどめ、午後1時30分から分科会を再開いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 1 1 時 3 3 分 休憩

-----  
午後 1 時 3 0 分 再開  
-----

【近藤分科会長】分科会を再開します。

【宮地企業振興課長】午前中に山田(博)委員からご質問がございました産地力パワーアップ緊急支援事業費におきまして、地域産品の通年での上見込みにつきましては、各産地に確認の上、追って山田(博)委員にご報告したいと思っております。

【近藤分科会長】ほかに質問はございませんか。

【坂本(浩)委員】私から3点ほど質問させていただきます。

まず、午前中もあつた分ですけれども、新しい生活様式の対応支援補助金の関係です。問題意識としては浅田委員も言われましたし、答弁を受けて、ほぼ共通しているんじゃないかなというふうには思えます。

これに似たようなというのはおかしいですけ

ど、休業要請協力金に引き続いて、今回の支援の補助金ということで予算化をされているわけですが、この中で、約3万7,000事業者を対象ということで、要するに対象外のところ、農林水産業、建設業、製造業、情報通信業、医療福祉、それから公営事業というふうなことになるっております。

この内容からすると、そういうところが必ずしも丸々対象外になるというのも、ちょっとどうかというふうな部分もあるものですから、この対象とならない業態ということで今言った業種が外れておりますけれども、午前中のやりとりでは、その外した理由がいまいち、よくわからないものですから、そのところを答弁をお願いいたします。

【松尾産業政策課長】今回、対象外ということで農林水産業とか建設業とか製造業とかといったところが入っていないということでございます。

基本的に今回は、先ほども申し上げましたけれども、できるだけ人と接触する機会の多い店舗等を中心に業種を選んできたところでございます。

例えば農林水産業であっても、漁協であっても直販所をやっているとか、建設業でショールームをやってお客さんがたくさん来るとか、そういったところにつきましては、業種によっては業種ひとくくりではなくて、人を集客しているところについては対象に、適用できるようにしていきたいと思っております。

【坂本(浩)委員】わかりました。そうしたら、この対象外とされた業種においても、接客をするというようなですね。例えば建設業にしても、事務所はあるわけですから、そこで感染防止の対策をやらなければいけないと思っておりますので、

ぜひそこはですね。

ホームページで見ると、そういうふうに乗っていますので、見た方が、うちのところは対象外だなというふうにすぐぱっと諦めないように、ぜひそのところは柔軟に対応することと、そのための周知もぜひお願い申し上げたいと思います。

周知ですけれども、約3万7,000事業者にそれぞれしていただくことになっております。休業要請協力金の時にも4,000と4,500で約8,500事業所と見積もられたわけですが、結果的に、今日の委員会の資料に出されているようにほぼ充足しているんじゃないかなということですよ。

その時にも私、申し上げたと思うんですけども、周知の方法をどのように。今、ホームページでは載っておりますし、こういうところに行けばありますよということですが、それはホームページを見ないとわからないわけで、それ以外の方法は今どういうふうなことを。これは専決で、もう動き出している事業でありますので、どのようなことをやっているのかを教えてください。

【松尾産業政策課長】周知の方法につきましては、前回の協力金もそうですけれども、まず市町の役場での周知、それから商工会議所、商工会などでの周知といったところ。それから、広報としまして新聞に数回載せ、また、テレビでのCM等も行っております。

今回、3万7,000件と数も多いということで、特に今回は中小企業団体中央会の方から組合の方に、それぞれの事業組合が400～500ございますが、そちらにも周知をしていただいているところです。

それから、例えば飲食業とか理美容とか、そ

ういった特に要望が多かったようなところは、所管している生活衛生課からも徹底をしていただいたところでございます。

長崎市等とも今、周知について一緒にやっというこうと、連携をしながらやっというこうというお話も進めておりますので、そういった形で、今後は市町とも連携しながら周知してまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】休業要請協力金の時が、5月11日から郵送が始まって、6月19日までの1か月ちょっとである実績と。今回は2か月くらいあるんですけれども、対象業種が非常に多いということですので。

新聞もカラーで載りました。これは6月19日までということ、載ったのが6月10日なんですよね。その時からテレビでも放映されたりとかで、多分急激に数字が上がっていったんじゃないかなと思いますので、今回はぜひ早目にしていただきたいんですよ。

実施要領を、それぞれ役場とか、県庁はもちろんですけど、出先機関とかに置いているんじゃないかなと思います。これを見ると非常にわかりやすく、こういうふうに書いてくださいということも書いています。これは休業要請協力金の時もそうですよね。非常にわかりやすかったんです。

ただ、これを、対象となる、もらいたい方々の手にどのように行きわたらせるかということが、多分、この事業が3万7,000者にきちんと行き届く一つのポイントじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそこところはですね。これはいい事業だと思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げますし、それから、議論になっていますように対象業種の線引きのところ、これは休業要請協力金の時もそうでしたけれど

も、ぜひそこところは柔軟に対応をしていただければと思います。

次に、資金繰りの関係です。今回、6月の追加補正でも資金繰り対策の貸付費ということで、今年度の当初予算から3月の専決補正、4月補正、5月専決補正、6月補正、それからまた6月の追加補正と171億円が予算化をされております。

融資枠を700億円まで拡大をしております、6月19日時点の保証承諾実績が3,491件、528億6,100万円と今日の追加資料で出されております。

この528億6,100万円という実績が想定内にあるのかどうか、それを踏まえて今後の積上げを見込まれているのかどうか、そこら辺について教えてください。

【吉田経営支援課長】新型コロナウイルス感染症に対します緊急資金繰り支援資金につきましては、3月2日から制度を発動しております、日を追って利用実績も上がっていったというような状況にあります。

長崎県信用保証協会の保証承諾の実績で、先ほど申し上げたとおり3,491件、528億6,100万円という数字になっておりますけれども、おおよそ1週間ぐらいのタイムラグがあって実際の融資が実行されているというふうな感覚で捉えていただいたらいいのかなと思っております。

リーマンショックの時は、この保証承諾が3年に分けて400億円、100億円、100億円という感じで600億円までいきましたけれども、今回のコロナは、それを上回る形で需要は伸びているものと認識をしております。補正、専決も使わせていただきながら、需要をしっかりと見ながら枠を拡大している状況にありまして、今後もそこをしっかりと捉えて対応していきたいと思っております。

【坂本(浩)委員】わかりました。

リーマンショック時との比較がありましたけれども、各都道府県とも全国的に共通する課題だろうと思うんです。例えば九州の各県と比較して、長崎の額は平均的なものなのか、頑張っていますという額なのか、ちょっと劣りますというような額なのか、そこら辺の判断はいかがですか。

【吉田経営支援課長】額につきましては、6月10日時点で九州の他県の状況を押さえていたんですけれども、昼休みに最新の状況を押さえて、ちょっと動きがっておりますので、その結果を申し上げたいと思います。

福岡県は、まさに需要が多いところで融資枠は6,600億円となっております。熊本県は、熊本地震の時に、この緊急資金繰り支援資金に相当する資金を発動して、その分からの借換えも認めていることもありまして3,000億円の枠となっております。

それ以外の県を申し上げますと、佐賀県が1,950億円、大分県と宮崎県が1,000億円、鹿児島県が3,000億円ということで、多いからどうということではないんですけれども、しっかり需要を見極めながら対応していきたいというふうに思っております。

【坂本(浩)委員】長崎県が融資枠は1,200億円ということですので、多い少ないで判断するのはどうかということでもありますけれども、ぜひ需要に基づいて、今後、必要であればきちんと財政措置をよろしく願いいたします。

それから最後に緊急雇用創出事業費です。今回第2弾ということで、6月追加で2億3,000万円ほど予算化がされております。これも午前中にちょっとやり取りがあったとおりです。ぜひ頑張ってくださいたいんですが、資料請求のお願い

いです。

4月補正で5億1,000万円ほどついて、直接雇用で150名、間接雇用で100名で250名の雇用を創出するというものであります。

トータルとしての実績は直接雇用150名が108名、間接雇用が50名ぐらいと聞いておりますので、ぜひその内訳を後ほど教えていただきたいと思います。

遅れているところを対応せんばいかんとじゃないかなと思うんですよね。特に、この中でいうと休業協力支援事業の支給事務員ということで10名雇用しています。これは事業が終わったらどうなるのかというのもありますし。

直接雇用の中で一番多いのが、会計年度任用職員で雇用する120名ですね。これも各部局ごとに数を上げて、募集とかいろいろしていると思うんですけれども、例えば1つの部局で13名のところに実際に応募したのは5人とかですね。非常に充足していないと聞いておりますので、そういうところが遅れているのかもわかりませんが、ぜひそういったところへの対策をきちんと打っていただきたいと。

その上で、今回新たに40名と129名と、直接雇用、間接雇用ということで予算化をされておりますので、ぜひお願いいたします。

部長が午前中に言われましたように、今後がこういう問題は大切だというふうに思っております。先日の一般質問の中で、いわゆる離職者対策ということで、今回、第2弾の拡充を図っていくというふうな答弁がありました。

その前提として、今日も午前中にありましたけれども、いわゆる解雇、雇止めが6月12日時点で466人、6月19日時点で600人という数字が明らかになっているところです。これは6月12日から19日の1週間で100人以上増えていると

ということですね。全国的にも、6月19日時点で2万6,500人ぐらいという数字が上がっております。

各県の内訳で福岡県が900人で長崎が600人ですから、先ほどの資金繰りの話ではないですけども、それと比較してもかなり高い数字じゃないかなと思いますので、ぜひそういうのを踏まえて今後の雇用対策をお願いしたいと思います。

解雇と雇止めだけではなくて、これは部長が一般質問でも答弁されましたけど、事業主都合による失業給付が4月で1,282人という数字になっておりまして、先月末に発表された長崎労働局の雇用・失業情勢によると、いわゆる新規求人が建設業以外、軒並み下がっているわけです。前年に比べて4割、多いところで7割ぐらい減っているということですから、今からも恐らく雇用情勢は非常に見通しが厳しくなってくると思いますので、ぜひ産業労働部として、もちろん事業者への支援と雇用の確保はセットで取り組んでいただきたいと思いますが、部長のお考えなり決意なりあったら、よろしくお願いいたします。

【廣田産業労働部長】坂本(浩)委員から、いわゆる雇用、解雇を生まないようにと。その前提となりますのは、地元中小企業、小規模事業者が事業を継続する、そしてまた回復することが前提になろうかと思えます。そういうことから私どもは、今後の回復期におきまして、さまざまな補助事業を設けまして事業者の支援を行ってこようと思えます。そういうことから、まずは雇用の維持に努めてまいりたいと思えます。

しかしながら、業界、業種によりましては非常に厳しい状況がございます。そういったことから仮に解雇、もしくは解雇が予定されている

ということでしたら、離職者に対して新たな雇用の場を設けることが必要になってこようかと思っておりますので、そこは午前中にもご答弁を申し上げましたけれども、まずは県で緊急雇用をやると、そしてまた市町にも同様の対応をお願いするということをやっていきたいと思います。

そういったことから、長崎労働局と今月初めに対策会議を設けまして、その的確な情報収集に努めるとともに、それに対する対応を関係機関と連携しながら行ってまいりたいと思っておりますので、今後も引き続き力を注いでまいりたいと思っております。

【近藤分科会長】ほかにございませんか。

【山田(博)委員】午前中に緊急雇用促進事業費を質問させていただきました。その時に、4月の予算で250名を雇用することになっていましたが、6月10日現在で158名で63%いっていると。6月19日現在で、新型コロナウイルスの影響による県内の解雇または解雇予定が600名と答えていただきました。

その後に、4月の人件費単価というのをいただきました。水産物国内流通促進緊急対策事業として職員を雇うのに、月に15万円とかあります。今回の6月補正で福祉保健部では、新型コロナウイルス感染症対策の対応事業者の慰労金交付事業費で月に約11万3,000円とかね。

こういった単価は、こういった形で決めたのか、それをまず。それが積み上がって今回の予算が上がっていますが、そもそも、なぜこういうふうな人件費の単価を決めたのか、それをお答えいただけますか。

【井内雇用労働政策課長】基本は人件費単価については会計年度任用職員の単価でございますが、業務の内容とか難易度と申しますが、そう



いう内容をそれぞれに見まして、人事課に協議のうえ、この単価を決定してまいります。それぞれの業務によるものでございます。

【山田(博)委員】4月の分でも現在68%とかありますけど、やっぱり給料がよければそこに集まるけど、安いところには集まらなないと、実際そういうふうになっているんじゃないですか、4月の分は。それはどうなんですか。分析したうえで単価はそういうふうに決めたんですか。

【井内雇用労働政策課長】単価の決定に当たっては、その応募の状況等とは別に考えておまして、先ほど申し上げたように業務の内容等によって決定をしているものでございます。

【山田(博)委員】私はなんでこれを言うかという、これだけの賃金でこれだけ雇用しますよといっても、絵に描いた餅になったらいかんから、そこはやっぱり応募によっては。

いいですか、例えば直接雇用として水産経営課が、漁業経営継続支援事業費として、会計年度任用職員で11万3,000円ですよ、11万3,000円。11万3,000円といったら、ね、委員長ね、そこら辺のアルバイトでも11万3,000円で集まるか、わざわざ来ないんじゃないかなと思ったんだよ。

難易度とかなんとかと言うけど、やっぱりそこはね、人事課がそういうふうにしたからじゃなくてね。人事課と言ったらね、産業労働部長、部長も人事課におったけんね。それはよくわかっているでしょうけど。

ここは、単価はやっぱり柔軟に考えてすべきじゃないかと思うんですよね。勤務時間もあるでしょうからね。そこを柔軟にしてやはり対応をするべきだと私は思うんです。なぜかという、絵に描いた餅にならないようにですね。制度的にこういうふうにするのは結構ですから、ぜひそういうふうに取り組んでいただきたいと

思っております。

答弁できますか、雇用労働政策課長。

【井内雇用労働政策課長】こちらの単価は、基本週29時間というところでございますが、業務によっては、それを週35時間にしたりというような対応も可能であると思います。そのあたりも含めて検討いたします。

【山田(博)委員】ぜひお願いしたいと。

午前中に私が質問して、さっき言った、6月19日現在で600名の解雇または解雇予定が新型コロナウイルスで出ているというのであれば、県が今回これだけの、4月に250名で、今回また新たに雇用を生むような施策をしているわけですから、ぜひ絵に描いた餅にならないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続きまして最後になりますけど、第107号議案で和解及び損害賠償の額の決定とありますね。若者定着課長、和解及び損害賠償というのは、要するに何ですか、裁判というか、契約者と、事業者と裁判までいったのか。なぜ、そういうふうになったのか、ここを説明いただけますか。

【宮本若者定着課長】もちろん裁判までいったという話ではございません。

和解及び損害賠償と申しますのが、地方自治法に第96条がございまして議決案件でございます。その表現が、「普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること」と、地方自治法第96条の12号で和解という言葉が使われております。ですので、こういった、我々が事業者と協議をして、それぞれのかかった経費とかを協議していってお互いの額が決まる作業、これを地方自治法上での和解と言っております。

損害賠償は第96条第13号になりますが、法律

上、その義務に属する損害賠償の額を定めること、これも地方自治法上で「損害賠償額」と使っておりますので、いずれにしても地方自治法上の言葉をそのまま議案の言葉に引用しているものでございます。

【山田(博)委員】 そういうことですね。いや、議案を見たら、和解及び損害賠償といったら、何かトラブってここにきたんじゃないかと、びっくりするからね。そういうことですね。

若者定着課長、要するに事業者とスムーズに話ができた結果と理解していいということですね、そういう話であればね。そうですか。確認だけお願いします。

【宮本若者定着課長】 午前中にも答弁いたしましたけれども、今回の分はコロナという不可抗力で、費用弁償の考え方でいくということで、事業者とも十分話し合いをさせていただきながらここにまとめたものでございます。それを議案として上程しているものでございます。

【山田(博)委員】 わかりました。引き続き、こういった新型コロナウイルスの対応で大変ご苦労があったと思いますけど、今後とも速やかな対応をお願いして、事業推進に取り組んでいただきたいと思います。終わります。

【近藤分科会長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算及び報告議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了

しましたので、採決を行います。

第96号議案のうち関係部分、第108号議案のうち関係部分、報告第3号のうち関係部分、報告第9号及び報告第19号のうち関係部分は、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【近藤委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

産業労働部においては、今回、委員会付託議案が第107号議案1件のみであり、先ほど質疑は終了しておりますので、議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第107号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、産業労働部長より所管事項説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】 産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料といたしましては、農水経済委員会関係

議案説明資料と追加1・2と3冊あるかと思えます。

そのうち追加1、追加2につきましては、それぞれの施策の進捗状況を記載いたしておりますが、最新の実績につきましては追加2の方に記載をいたしておりますので、議案説明資料とその追加2、2つの資料をもとにご説明をさせていただきますと思います。

まず、農水経済委員会関係議案説明資料の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第107号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」であります。先ほどご承認をいただきましたので、説明を省略させていただきます。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

新型コロナウイルス感染症の影響により県が主催するセミナーを中止した事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただきましたものであります。

当案件は、実施予定であったセミナーの講師の航空券取消手数料が発生したもので、440円を賠償金としたものであります。

次に、産業労働部関係の議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

本日ご報告いたしますのは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への緊急支援について、「新しい生活様式」の実践等に向けた支援について、経済・雇用の動向について、新型コロナウイルス感染症拡大の本県製造業への影響について、海洋エネルギー関連産業の創出について、スタートアップ企業の創出・集積について、企業誘致の推進について、県内

定着の促進について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について、新たな総合計画の策定についてでございますが、内容は記載のとおりでございます。

このうち4つの項目についてご説明いたします。

議案説明資料1ページの下段をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への緊急支援について。

国において決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に伴う国の補正予算に適切に対処するため、去る4月臨時県議会でご承認いただきました事業のうち、緊急支援策として実施した主なものについてご報告いたします。

#### （1）資金繰り支援。

中小企業者の資金繰り支援を一層強化するため、県の制度融資「緊急資金繰り支援資金」について、国の利子補助を活用し、売上高が一定以上減少している中小企業者を対象に、融資額3,000万円まで、当初3年間を実質無利子、保証料ゼロとする取扱いを開始しているところであります。

実績については、追加2の1ページの上段をご覧ください。

また、資金需要の増加に対応するため、融資枠を700億円まで拡大しており、6月19日時点の保証承諾実績は3,491件、528億6,100万円となっております。

説明資料にお戻りください。2ページの中段でございます。

引き続き、資金需要に応じた融資枠の確保や専門家による融資申請書類の作成等の支援など、融資を希望する中小企業者の負担をできる限り軽減し、金融機関の円滑な融資実行につなげてまいります。

（2）雇用調整助成金。

追加2の1ページ中段をご覧いただきたいと思ひます。

経済上の理由により従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金に本県独自の上乗せ助成を実施する「長崎県緊急雇用維持助成金」については、国から支給決定を受けた県内中小企業を対象としており、6月24日時点で159件、約2,060万円の申請がっております。

また、雇用調整助成金の申請書類作成等の支援を行うため、社会保険労務士を事業所へ派遣するとともに、県庁内における個別相談窓口の設置や離島・半島地域での出張相談会の開催など、6月24日時点で延べ284件の相談対応を行っております。

また本体に戻っていただきたいと思ひます。2ページの下段でございます。

引き続き、助成金の迅速な支給や申請手続の支援により、雇用の維持を図る事業主を支援してまいります。

（3）休業要請協力金。

新型コロナウイルス感染症対策にかかる休業等の協力要請に伴い、4月25日から5月6日までの間、要請に応じて協力をいただいた中小企業・個人事業主の皆様に対し、長崎県休業要請協力金として一事業者当たり30万円を支給する制度を設けております。

実績については追加2の1ページ下段をご覧ください。

5月11日から6月19日までの申請受付期間内に8,281件の申請があり、そのうち6月24日時点で5,234件、15億7,020万円を支給しております。

また本体3ページ上段にお戻りください。

残りの申請につきましても、申請要件の確認

等の事務を急ぎ、速やかな支給に努めてまいります。

「新しい生活様式」の実践等に向けた支援について。

緊急事態宣言の解除による県内経済の活動再開に伴う感染防止のため、県内事業者が実施する「新しい生活様式」の実践に向けた環境整備対策について、各分野に応じた積極的な支援を行っており、主な内容をご報告いたします。

（1）中小・小規模事業者への支援。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、今後の持続的な対策を見据えた自主的な感染防止策の推進が求められていることを踏まえ、店舗等において消費者と接する機会が多い県内中小・小規模の事業者に対し、ガイドラインに沿った取組に必要な経費を助成することとしております。

6月15日から申請書の受付を開始しており、県内事業者の「新しい生活様式」の早期実践を推進してまいります。

（2）飲食・小売業等への支援。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食・小売業等の事業継続や早期回復に向けて、対人接触を抑えた営業や巣ごもり需要への対応に必要な経費などを幅広く支援することとしております。

5月15日から申請書の受付を開始し、募集終了までに253件の応募があり、現在、交付手続を進めております。

（3）製造業への支援。

県内中小製造業者に対し、衛生環境の向上や感染症の影響に対応した生産体制の構築、あるいは生産体制強化のための設備の整備、また、これらに併せて行う営業活動の強化等を支援す

ることで、新しい生活様式への対応や新規需要の獲得等につなげ、今後影響の拡大が懸念される製造業において、売上の回復を図るよう努めてまいります。

（4）県内企業の働き方改革促進への支援。

県内中小企業の働き方改革の促進や事業継続性の確保等を支援するため、テレワーク導入環境を整備する経費を助成する制度を設けております。

追加2、2ページの上段をご覧ください。

国の働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）に本県独自の上乗せ助成を実施するテレワーク導入助成金については、国から支給決定を受けた県内中小企業を対象としており、国の助成金を活用してテレワークを導入しようとしている企業が6月24日時点で39社となっております。

また本文に戻っていただきたいと思います。4ページ中段でございます。

また、テレビ会議システムを活用したセミナーの開催や、テレワーク環境の構築を支援するため専門家派遣など、助成制度と併せた支援を行うことにより、県内企業のテレワーク導入を促進してまいります。

7ページをご覧ください。下段でございます。

県内定着の促進について。

今春卒業した高校生の県内就職率については、キャリアサポートスタッフによる決め細かな就職支援や、秋口以降の未内定者に対するフォローに取り組んだこと等により、速報値で前年比4.5ポイント増となる65.6%となっており、第1期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略における目標値の65.0%を上回る見込みであります。

一方、大学生等の県内就職率については、都市部企業による採用圧力が引き続き高いことが

ら、37.8%と前年同期に比べ3.2ポイント下回る状況となっております。

こうした中、令和3年4月採用にかかる動向については、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の採用活動や生徒・学生の就職活動が大きく制限されております。

そのため、高校生につきましては、Nなびに掲載している県内企業の動画特集等を取りまとめたガイドブックの生徒への配布や、経済団体に対する求人数の確保と早期の求人票提出の要請、新たに作成した求人票の書き方のポイントをまとめた動画の県内企業への周知等を図っているところであります。

また、大学生につきましては、県庁のテレビ会議システムを活用したオンライン企業説明会や、キャリアコーディネーターによる学生向けオンライン就活セミナーを開催したほか、4月の経済対策補正において、オンラインによる企業面談会等が常時実施できる環境整備や大手就職支援サイトを活用した本県出身の県外学生への情報発信を行うなど、企業の採用活動と学生の就職活動の支援に努めているところであります。

さらに、大学生の保護者宛てに、県内就職支援に関する県の施策を紹介する知事からの手紙を送付し、お子様方に県内就職を検討していただけるようお願いしているところであります。

引き続き、若者の県内就職の促進に向け全力を傾注してまいります。

9ページをご覧ください。下段でございます。

新たな総合計画の策定について。

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少やSociety5.0の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に

及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示したいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち産業労働部は、主に「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」と「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」の2つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」においては、高校生の県内就職の促進・支援や県外へ進学する学生を対象としたUIターンの取組などを実施してまいります。

「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」においては、成長分野として位置付ける航空機関連産業や海洋エネルギー関連産業、ロボット・IoT関連産業の振興や製造業・サービス産業をはじめとした地場企業の成長促進などに引き続き取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

このほかの事項につきましては、記載のとおりであります。

なお、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、令和3年度政府施策要望に関する提案要望については、説明資料を配付させていただきます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。  
【山田(博)委員】まず最初に、陳情番号41番の壱岐市湯本地区活性化計画についてということでもあります。湯本というのは旧勝本町で、湾内を埋め立てて開発計画があったということで期待しておりますけど、この計画内容をご存知ですか。

【近藤委員長】 暫時休憩します。

-----  
午後 2時17分 休憩

-----  
午後 2時18分 再開  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

【吉田経営支援課長】今回の要望書が出たことを受けまして、水産部、壱岐振興局、壱岐市役所等に聞き取りをしまして、概要はお聞きしておりますけれども、もともとそういう計画があったということは、私は把握はしておりません。

【山田(博)委員】計画があったと要望書に記載がありますけど、なかったということですね。ちょっとよくわかりませんが。

これ、「湾内埋立後の開発（活性化）計画」があったということでもありますけど、関係市とかに確認したら、計画自体はなかったと理解していいんですか。

【吉田経営支援課長】埋立地を活用した商業施設の整備とか、そういったことがあるというこ

とで、例えば所有者が誰かとか、壱岐市が埋立てをしたとか、そういうふうな事実確認は行いましたけれども、要望書にあるように、計画があったけれども実施されていない状況にあるということについて押さえたということではございません。

【山田(博)委員】 そうしたら、産業労働部経営支援課として、ここには「埋立地に商業施設等の整備が必要と考えております」とありますけど、水産部と協議して、この陳情に対してはどちらが主体的にやっているかと話をされているか、されていないか。されているんだったら、その結果を教えてください。

【吉田経営支援課長】 今回の陳情が出ていると、要望が出ているということについて水産部の方に確認をした結果、本来、市が所有する分ということですけども、市から県の方にはそういう相談は来っていないということで、今回のこの要望書が初めての情報になるというふうに聞いております。

商業施設の記載はありますけれども、私ども産業労働部では、大規模小売店舗を出す時に、1,000平米以上の場合に届け出を受けるとというのがございますけれども、壱岐市の場合は市が権限移譲を受けておまして、商業施設1,000平米以上の商業施設をつくる場合も届け出は市の方に出されるということで、県は関与できないような状況になっております。

【山田(博)委員】 わかりました。そうしたら、これはどちらかというと水産部と協議して、地図に、岸壁のここあたりを開発したらどうかという記載がありますけど、要望箇所がね、じゃあ、水産部の方で詳細はわかると理解していいんですか。そこだけお答えいただけますか。

【吉田経営支援課長】 水産部にお聞きしていま

すのは、市管理の漁港ということで、その詳細を県の方で把握しているということまでは押さえておりません。

【山田(博)委員】 わかりました。

それでは続きまして、陳情番号43番です。「医療用防護服制作について（お願い）」ということで、長崎県中小企業ビジネス支援協同組合から陳情がきておりますけれども、これは産業労働部の課でいうとどこの所管で、これを対応できるようにになりますかね。

【松尾産業政策課長】 長崎県中小企業ビジネス支援協同組合につきましては、昨年度末から本年度5月にかけて、県の福祉施設等で不足しておりましたマスクの製作について、県下の事業協同組合、5組合を通じて縫製企業に発注をした際にご協力をいただいた組合の一つでございます。当課でも関係はしております。

【山田(博)委員】 産業政策課長としては、県内の中小企業を支援する立場としてね。今回、福祉保健部でも防護服の予算が、製作の予算というか、なっておりますけれども、産業政策課として、関係する部の課長の方々と、こういった要望について議論はされているのか、されていないのか。されているんだったら、どのような議論をされているのかお答えいただけますか。

【松尾産業政策課長】 マスクにつきましては、所用量といたしますか、そうしたところにつきましては福祉保健部の方と調整をしまして、必要なものを生産して布製のマスクを納めたところでございます。

今後、こういった防護服につきましても、福祉保健部医療政策課と、その需要といたしますか不足分、そういったものを聞きながら、マスクと同様に防護服につきましても、必要に応じて福祉保健部の方で必要なものを発注されると認

識しておりますので、今後とも、できるだけ地元のものを使えるような調整はしていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 そうしますと、医療用防護服製作について産業政策課としては、県内の地元企業だから、それは十分対応できるように関係課の方をお願いをしていくということでありませぬ。

これ、技術的なものですね、例えば商品能力とか、生産能力とか、そういったものは確認は大体もう把握して、関係する課に要請すると理解していいんですね。そこの確認もしていないのに、能力も知らないのに。

能力は実際、もう十分理解していると思うんですけどね、発注のお願いをしているわけですから。

そういったことで理解していいのかどうか、そこだけお答えください。

【松尾産業政策課長】 今回要望いただいております防護服につきましては、どれぐらいの生産量というのは把握しておりませんが、福祉保健部としましても、同じ防護服といいますが、いろいろ規格があるということもございますので、そのあたりを調整しながら使えるものは使っていただけるように調整していきたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひ、そういうふうをお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【近藤委員長】 ほかに質問はないですか。

【坂本(浩)委員】 陳情番号44番、「最低賃金の改善及び地域の雇用の担い手である中小企業への支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書というものが出ております。これに関連してですが、

毎年、もうばちばち最低賃金の改定の時期に入ってきています。多分、7月ぐらいに長崎でも最低賃金審議会が、公労使で構成されておりますが、開かれると思います。

現在の長崎県の最低賃金は790円、昨年10月に発効しております。全国で4ランクに分けてはいるんですけど、Dランク、最下位ですよ。

そういう状況もあって、毎年、長崎県産業労働部長名で労働局に最低賃金の引上げを求める要請文書を出されていると思いますが、今年も出されたものか、あるいは今後出す予定があるか、それをお聞かせください。

【井内雇用労働政策課長】 委員言われますように、平成26年以降、毎年、産業労働部長名で文書を出しているところでございます。

今年度につきましても、まだ検討段階ではございますが、前向きに検討したいと考えております。出す方向で検討してまいります。

【坂本(浩)委員】 先ほど言いましたように7月になると審議会が開かれますので、ぜひ願ひします。

特に今、新型コロナウイルスの関係があって、事業者の皆さんも厳しいと。とりわけ地場中小のところは賃金を上げると、その分、経営を圧迫するというような、そんな論議を毎年ずっとこの審議会の中でされていることはよく存じ上げておりますけれども。

今、新型コロナウイルスで、先ほどから解雇とか雇用問題が言われておりますが、一つは大前提として、雇用の確保と最低賃金を引き上げることは対立概念じゃないですから、お互いに補完し合うという関係ですので、ぜひそこを理解をいただきたいと。

特に、エッセンシャルワーカーと言われる職場、医療現場では医師、看護師はそれなりの賃



金、看護師は低いと言われてはいますが、労働の割にですね。

ただ、病院に勤める、例えば清掃員の方だとか、病院の小売店で働いている方々だとか、あるいはコールセンターとか、そういう感染症が拡大しても休めない職場で、正社員といえども最低賃金プラスアルファぐらいで働いている方々も結構、割合がそういう職場で多いというふうなことが労働政策研究研修機構の調査でもわかっておりますので、今は非常に厳しい状況にある皆さん方が、そういう状況で働いているのは変わりませんので、先ほどちょっと議論の中でもありましたように、最低賃金790円で働く、1日8時間毎日働いて、1か月で収入が11万円から12万円ということなんですよ。非常に厳しい状況をぜひ踏まえていただいて、これまで同様に労働局に出していただくことを要望いたします。

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、次期長崎県総合計画素案骨子について質問を行うことといたします。

質問はありませんか。（発言する者あり）

暫時休憩します。

-----  
午後 2時29分 休憩

-----  
午後 2時29分 再開  
-----

【近藤委員長】委員会を再開します。

質問がないようですので、産業労働部関係の審査について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時30分 休憩

-----  
午後 2時30分 再開  
-----

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 2時31分 散会  
-----

# 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年6月26日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時 0分  
於 委員会室 4

水産加工流通課  
（企画監） 齋藤周二郎 君  
漁港漁場課長 橋本 康史 君  
漁港漁場課  
（企画監） 一丸 俊雄 君  
総合水産試験場長 中村 勝行 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 近藤 智昭 君  
副委員長(副会長) 中村 一三 君  
委 員 八江 利春 君  
" 坂本 智徳 君  
" 山田 博司 君  
" 浅田ますみ 君  
" 西川 克己 君  
" 坂本 浩 君  
" 饗庭 敦子 君  
" 山下 博文 君

農 林 部 長 綾香 直芳 君  
農 林 部 次 長 吉田 弘毅 君  
農 林 部 次 長 渋谷 隆秀 君  
農 林 部 参 事 監  
（農村整備事業・  
諫早湾干拓担当） 山根 伸司 君  
林 政 課 長  
（参事監） 内田 陽二 君  
農 政 課 長 小畑 英二 君  
農山村対策室長 村木 満宏 君  
団体検査指導室長 村岡 彰信 君  
農業経営課長 村里 祐治 君  
農地利活用推進室長 溝口 聖 君  
農産園芸課長 川口 健二 君  
農産加工流通課長 長門 潤 君  
畜 産 課 長 山形 雅宏 君  
農 村 整 備 課 長 土井 幸寿 君  
諫早湾干拓課長 藤田 昌三 君  
森 林 整 備 室 長 永田 明広 君  
農 林 技 術 開 発  
セ ン タ ー 所 長 中村 功 君

3、欠席委員の氏名

中島 廣義 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

水 産 部 長 齋藤 晃 君  
水 産 部 次 長 西 貴史 君  
水 産 部 次 長 川口 和宏 君  
水 産 部 参 事 監 内田 智 君  
漁 政 課 長 小田口裕之 君  
漁業振興課長  
（参事監） 岩田 敏彦 君  
漁業取締室長 松本 啓一 君  
水産経営課長 渡邊 孝裕 君  
水産加工流通課長 吉田 誠 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【近藤委員長】 おはようございます。  
委員会を再開いたします。  
これより、水産部関係の審査を行います。  
【近藤分科会長】 まず、分科会による審査を行います。  
予算及び報告議案を議題といたします。  
水産部長より、議案説明をお願いいたします。

【斎藤水産部長】おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。

資料は、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料と同資料の（追加1）がございません。お手元にご用意いただければと思います。

各資料の1ページ目をお開きください。

水産部関係の議案等について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、報告第8号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）」、報告第12号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）」、報告第17号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

まず、説明資料（追加1）の1ページをご覧ください。

はじめに、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち」関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、合計8,833万6,000円の増を計上いたしております。

補正予算の内容についてご説明いたします。（漁協向け新型コロナウイルス感染症緊急対策支援事業費について）

漁業者の協同組織である漁協において、漁業

者への相談体制を整備し、漁業者の経営継続を支援するための経費として、漁協向け新型コロナウイルス感染症緊急対策支援事業費3,597万1,000円の増を計上いたしております。

2ページ目をお開きください。

（漁業経営継続支援事業費について）

漁業経営の継続のための販路回復・開拓や事業継続・転換等の取組を総合的に支援する経費として、漁業経営継続支援事業費5,236万5,000円の増を計上いたしております。

次に、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただき、3月31日付けをもって専決処分させていただきました事項の報告であります。

関係議案説明資料の1ページをお開きください。

まず、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入は、合計9,135万5,000円の増を計上いたしております。

2ページ目に移りまして、歳出は、合計4億4,301万2,000円の減を計上いたしております。

この歳出予算の主なものは、離島漁業再生支援事業の事業費の精算等に伴う減や、水産環境整備費の事業の精算等に伴う減などによるものであります。

次に、報告第8号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、貸付金の減額等に伴い、歳入、歳出それぞれ3,622万7,000円を減額いたしております。

次に、報告第12号 知事専決事項報告「令和

元年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

これは、管理運営に係る事業費の確定等に伴い、歳入、歳出それぞれ943万5,000円を減額いたしております。

3ページ目にまいります。

次に、報告第17号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）」のうち関係部分でございます。

収益的収入・支出及びその内容につきましては、記載のとおりであります。

次に、「令和元年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」のうち関係部分についてご説明いたします。

繰越額につきましては、記載のとおりであります。

繰越の主な理由は、国の経済対策に対処するために、先の2月定例県議会において予算計上した事業や、施工計画・設計及び工法変更による工事の遅延で、年度内に完成が困難となった工事について、適正な事業実施期間を確保するためのものであります。

以上をもちまして、水産部関係の議案等の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、漁政課長より補足説明を求めます。

【小田口漁政課長】漁政課関係部分について、補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております資料1、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料をご覧ください。

漁協向け新型コロナウイルス感染症緊急対策支援事業費について、ご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響

により、現在、漁業者から漁協に対し、持続化給付金や融資関係の相談が増加してきております。種々の相談がある中、持続化給付金については、国が電子申請の手続をサポートするための申請サポート会場を開設しておりますが、最寄りの漁協に相談する漁業者も多いと聞いており、地域によっては、相談窓口を設置した漁協もあります。

これらの状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関連した制度の周知や申請書類の作成サポート等の相談体制を整備する沿海漁協に対し、人件費や事務費等を支援することとしております。

各漁協への支援は、正組合員数に応じて行うこととしており、予算額は3,597万1,000円であります。

本事業により漁協の相談体制を整備することで、漁業者の円滑な事業申請を図り、安定した漁家経営につなげていく考えであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、水産経営課長より補足説明を求めます。

【渡邊水産経営課長】水産経営課関係部分について、補足ご説明いたします。

お手元にお配りしております資料2、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料をご覧ください。

漁業経営継続支援事業費についてご説明させていただきます。

今回の補正は、国の第2次補正予算により創設された、経営継続補助金を活用する漁業者に対し、県が上乘せの補助を実施するものであります。

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓、生産、販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた漁業者の取組を支援してまいります。

補助率としましては、国の経営継続補助金を活用する漁業者の自己負担4分の1に対して、県がその半分の8分の1を支援するものでございます。

具体的な支援としまして、新たな販路の開拓、漁法・魚種の転換、操業の省力化・省人化、航行・操業のICT化等の取組により、経営の継続を図る漁業者への支援を想定しております。

漁業者への支援と国の経営継続補助金の申請時に必要とされる経営計画書の策定に当たっての中小企業診断士協会からのサポート強化を合わせまして、予算額5,236万5,000円でございます。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】次に、漁港漁場課長より補足説明を求めます。

【橋本漁港漁場課長】繰越明許費のうち、漁港漁場課関係部分について、補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております資料3、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 繰越事業理由別調書の1ページをご覧ください。

これは、令和2年6月定例県議会繰越計算書報告のうち、3ページに掲載されております農林水産業費の関係部分、及び5ページに掲載されております災害復旧費の関係部分を理由別に整理したものでございます。

この1ページの上段の表は、漁港漁場課の令

和元年度から令和2年度への繰越しについて、繰越理由別に繰越件数、繰越額を示しております。

漁港漁場課の繰越明許費は、全体で70件、79億2,847万円でございます。

主なものは、理由別の 施工計画・設計及び工法変更による遅れであります。これは新規施設の調査・設計や施設の配置計画・規模等の検討により工事着手が遅れたもので、45件、29億9,649万5,000円となっております。

次に、その他、これは経済対策補正と台風17号災害によるものでございますが、昨年度の2月経済対策補正によるもので、17件、42億2,014万8,000円となっております。

参考といたしまして、1ページの下の方の表に、最近5年間の繰越状況及び昨年度との比較を記載しております。今年度は、前年度と比較いたしますと、件数で6件の増、金額で17億5,406万3,000円の増となっております。

次の2ページから7ページまでは、漁場水産基盤整備費、県営漁港水産基盤整備費、市町村営漁港水産基盤整備費、それと漁港災害復旧費の予算科目別に繰越理由の区分、事業名、繰越理由等を記載しております。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】おはようございます。

近藤分科会長からご指名をいただきましたので、質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、水産部の関係議案説明資料の追

加1の中で、漁協向け新型コロナウイルス感染症緊急対策支援事業費とありますが、先ほど担当課からも説明がありましたけれども、こちらの方は、予算というのは、組合員の数に応じて予算を支給するとありましたけれど、実際、持続化給付金が中心になるということで説明を受けたんですが、今、大体どれだけの申請が、今後サポートしないといけないのか、そういったことをどこまで把握されているのか、そこをまず、お答えいただけますか。

【小田口漁政課長】6月15日に全漁協に対してアンケート調査を実施しておりますけれども、持続化給付金の支給対象については、組合員の5割以上が対象となる見込みという回答をした漁協が数多くございました。

今の段階での申請状況ですけれども、これもアンケート調査ではありますが、その中の約1割程度にとどまっているのではないかという結果を得ております。

【山田(博)委員】そういうことは、何ですか、今、6月15日現在で、対象になるのは、持続化給付金は50%と、そのうちのまだ10%しか申請が上がってないということで、その原因は何だということですか。

それで、パーセントは言わずに、人数をきちんと、漁政課長、ざっくりそういったことを言わずに、具体的に人数をちゃんと教えていただけませんか。何かえらい省略していますね、答弁を。よろしくお願ひしたいと思います。

【小田口漁政課長】申請件数で言いますと、現在、アンケート調査で把握したのは883件というところで、これで約1割ということの説明したところでございます。

なんでそういう状態であるのかということも併せて聞き取りをしておりますけれども、その

ときに漁業者からは、持続化給付金が電子申請でありますので、電子申請が困難とか、そもそも支援制度の詳細がわからないというようなことがあるというふうに回答を得ております。

【山田(博)委員】そうすると、今、持続化給付金をいただけると言われているのは、大体883件ぐらいあるということですか。わかりにくかったものですから、もう一度お答えいただけますか。

【小田口漁政課長】883件というのは、申請済みの件数でありまして、対象が5割以上ではないかというところにつきましては、これは人数ではなくて漁協の数の中で、各漁協で聞いたところでありまして、正確な数字というのは、これは個人の問題ですから、なかなか個別を見なければわからないんですけれども、少なくとも5割以上が対象ではないかという回答が多くあったというところでございます。

【山田(博)委員】ということは、県内の各漁協組合に確認したら、組合員の大体50%は対象になるんじゃないかと。実際、今、県内で883件が申請しているけれども、まだまだ申請が十分じゃないと。だから、今回、こういった支援事業の3,500万円を計上したということでありませう。

逆にお尋ねしますけど、対象が50%ありながら883件しか出てないというのは、それはいろいろ大変だということで、大変だということは、じゃ、組合の職員がなかなか教えてないと、うまく連携がいてないと。連携がいてないのはなぜですか、理由は確認したんですか。

相談体制が十分じゃないと、相談体制を十分に当たっては、要するに残業だとか、コンピューターとか何かをすれば、それが十分できるということで判断した上で、こういった計上

に至っているということで理解していいんですか。

【小田口漁政課長】委員ご指摘のとおり、組合のほうにも理由を聞いておりますけれども、その中で、組合は日頃から様々な相談を受けておりますけれども、今回の持続化給付金についても相談を受けておりますし、一部の組合においては、相談会場等設けているところもあります。

ただし、やはり人手が足りないとか、時間を要するということがありまして、通常業務を超えて対応しているという部分が多くございますので、今回、県の方でこの掛かり増し経費について支援をすとしたところであります。

【山田(博)委員】大筋はわかりました。そうしたら、組合によっては、もう大体終わっているから、予算的にはこれぐらいでいいですよ。自分のところはパソコンもないから、組合の規模じゃなくて、もっとこれだけ欲しいというふうにあると思うんですね。

そういうことは臨機応変にするということとは理解すべきじゃないかと、私は思うわけです。今だったら、組合員の数によってドント方式でやると、選挙じゃあるまいし。漁政課長、やっぱり臨機応変にせんといかんのじゃないですか。いかがですか、それは。

【小田口漁政課長】先ほど私の説明で、配分するという説明をしましたので、すみません、誤解を与えましたけれども、これは上限額という意味合いでございまして、実際は、かかった人件費とか掛かり増し経費について実績をとりまして精算するところでありまして、組合員数に応じて配分するというのは、上限額を設定するというところでございます。

【山田(博)委員】そういうことで、説明がわかったので、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、横長資料の4ページを見ていただけますでしょうか。令和元年度補正予算 知事専決事項報告の一覧表の中に、これは漁政課長に答弁を求めるとい形になりますけれども、よくよく調べたら、お隣の総合水産試験場長になるのではないかと思うんですが、ここの中に物品売払収入とあります。調査船「ゆめとび」を売却したとありますけど、「ゆめとび」というのは、つくった時には幾らぐらいかかったんですか。今、大体どれぐらいの経過になっているのか、それを教えていただけますか。

【中村総合水産試験場長】この「ゆめとび」は、平成14年4月に配備をいたしまして、19トンの大型の漁船に近いタイプとして建造し、調査に当たってきたものでございます。当時の取得価格は、約1億7,900万円になっております。

法令の耐用年数上は12年ということになっておりまして、売却した時点では17年を経過しております。

【山田(博)委員】そうすると、平成14年4月に竣工されてつくった、1億7,900万円、19トンの調査船を売却したということでありましたけれど、これは、私は水産試験場長に事前をお願いして、算定根拠というのは、長崎県の財務規則の第97条にのっとってやっているということでありましたけれども、算定というのは、県の方ですか、専門業者に委託をするかということでもありますけど、今回の場合はどちらをとられたのか、それをお答えいただけますか。

【中村総合水産試験場長】県の財務規則、あるいは物品取扱規則の中には、予定価格の設定というのがございまして、例えば取得価格に対する減価償却額とか、売却時における市場価格、あるいは修繕確保による再評価等の客観的要素を考慮して算出、決定することというふうにな



れております。

今回は、先ほど説明いたしましたように、配備から既に17年ということで、法定耐用年数を経過していたことを踏まえまして、水産試験場において減価償却額から計算した残存価格、あるいは現在の調査船の状況等を参考にして、水産試験場の方で処分価格を設定したもので、今回については、専門業者への評価は依頼をいたしておりません。

【山田(博)委員】 漁政課長、長崎県所有の船というのは、こういった予定価格というか評価額は、今まで県の方でやっていたのか、今まで専門業者をお願いしなかったのか。

なぜかという、まことに残念ながら、私の地元の五島市において、ビニールハウスを10円で売ったとあって、市民団体が五島市の監査事務局に行って、蓋を開けてみたら、170万円でしたよとあって、今度は、挙げ句には、税務署まで出てきたんですよ。税務署が、それをもらった方に課税対象にするとなったんです。

つまり、市の方はこれでいいと言ったって、今度は大きな問題になってくるわけよ。また、五島の政治団体が、「ゆめとび」に関して水産試験場まで来たら困るから、だから、私は心配して言っているわけですよ、そういうふうにならんようにね。これはまた、税務署が来るかもしれないんですよ。私は心配して言っているんです。

漁政課長、今までこういうふうなことがあったのか、なかったのか。私は、専門業者にきちんとした方がよかったんじゃないかと思っているわけです。漁政課長、ちゃんと私は事前に通告していますから、あなたのことだから、しっかりと調べていただいていると思いますが、答弁をお願いしたいと思います。

【中村総合水産試験場長】 取締船等ではそういった事例もあるというふうには伺っておりますが、それから、実際、船を査定するところが2カ所ほどございまして、そちらの方にもお尋ねをしたところ、現物の確認、それから類似船の取引事例等によってその評価をしているようですが、取引事例がない場合などでは、減価償却をもとに算定をしているのもあるということでございます。

減価償却は、企業会計で普通に用いられているものでございますので、先ほど説明したように、客観的な方法の一つというふうに私どもは考えておまして、漁船タイプに近い形状・構造であり、一般的なこの方法で算定することには問題ないというふうに考えております。

ただ、今後、売却になっていって、処分価格の算定が難しいようなものにつきましては、専門業者の評価の活用についても検討していかねければならないと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 いいですか、私は、長崎県の財産だから、県当局が見た目と、あなた方が言うのとは違うんじゃないかと。これは第三者に任せの方がよろしいんじゃないかと思ったわけです。

先ほど漁業取締室長は、今まで船を売却したことはありますと言うから、漁業取締室は、水産試験場みたいに、自分たちで算定価格をして、これぐらいですと予定価格を決めているか決めてないか、そこを聞かせていただけますか。

【松本漁業取締室長】 漁業取締船は、暗視カメラとか、相手の違反船を捕捉してスピードを測るという特殊なレーダーとか、取締上の特殊な機器を装備しておりますので、単純な計算ができないと判断しておまして、取締船の場合に

は、外部の船舶鑑定を行う協会の方に鑑定を依頼して、それを設定額としております。

【山田(博)委員】今、漁業取締室長が言ったのは名答弁だよ。それが本当の答弁ですよ。水産試験場長、調査船というのは特殊な船でしょう。それを自分たちがああだこうだと言って算定するのは、どうかと思うんだよ。財政当局がおつたら、呼んで話を聞きたいぐらいだよ。

近藤委員長のもとで委員会をしているから、そこまですると時間がかかるから言わないんだけど、大体そういったことがあっちゃいかなわけだよ。第三者に任せて、これは調査船だよ、特殊船でしょう。水産試験場長、特殊船か、一般の船なのか、そこだけお答えください。どっちですか。

【中村総合水産試験場長】調査船という分類になっていますが、漁船タイプに近い形状・構造で、19トンということもございまして、どちらかといえば、通常使っていない船ですから、それは珍しい部類に入るというふうに考えております。

【山田(博)委員】そういうことでしょうか。漁業取締室はちゃんと第三者にやっているんですよ。今回の調査船は特殊船ですよと言いながら、自分たちが算定していますと、これは大変なことなんです、本当は。

それで、お尋ねしますけど、これはどういうふうな入札をしたんですか。

【中村総合水産試験場長】物品の売却につきましては、原則として一般競争入札で行えるということになっておりますので、入札公告をして、一般競争入札で行っております。6者が参加をして、結果を得たということになっております。

【山田(博)委員】分科会長、この入札というのは、私も漁業者に聞いたら、欲しかったと。後

から聞いて、漁業者の中で、欲しかった、欲しかったとあちこちから言ってきたんですよ、吉岐や対馬の方から。いつの間に売ったのか、知らなかったというんですよ。

だから、この中身というのは、もう一回審議せんといかんから、分科会長、入札方法の資料を請求しますから、用意していただけますか。一般競争入札をしたというんだったら、入札の結果と資料を請求したいと思いますので、お願いしたいと思います。

よかですか、分科会長。

【近藤分科会長】今のは、資料提出できますか。

【中村総合水産試験場長】入札の公告をホームページでしたものと、それから...

【近藤分科会長】個人情報流れないような形での一般競争入札...

【中村総合水産試験場長】ちょっとすみません。お時間をください。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

-----  
午前10時31分 休憩

-----  
午前10時31分 再開  
-----

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【小田口漁政課長】 入札結果につきましては、売却の公表につきましては、確認の上、その可否も含めて調べさせていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 これは個人情報とか何か抵触するおそれはないと思いますので、これは速やかに出していただきたいと思います。と思っています。

続きまして、資料3を見ていただけますか。

3ページに、施工計画、設計及び工法変更による遅れとありますね。この中に、番号で言うと2番の館浦地区水産生産基盤整備工事、平戸市生月町、また、7番目の館浦地区漁村再生交付金工事、これも平戸市生月町とありますけど、

この中に、施工計画検討に時間を要したためということで、両方とも漁船移動とありますけれども、これは、前もこういったことが見受けられるんですが、同じようなことで、こういった工事が遅れておりませんか。通算してどれぐらいこの整備が遅れているか、それを説明いただけますか。

【橋本漁港漁場課長】 館浦漁港の整備につきましては、ここは、まき網の船が大型化をすることということで、水深が、現在の岸壁では不足をしております。その関係上、岸壁を新たに深くするという工事を行っております。

したがって、既存の施設には、既にまき網等の漁船が多数ある中での岸壁の改良工事ということになっておりまして、工事を進めるに当たっては、多数存在する漁船の移動に非常に調整が必要となっております。この調整のために時間を要して事業を繰越したところでございますけれども、館浦漁港全体の工事につきましては、今年度の予算をもって完了させるということで、今進めているところでございます。

【山田(博)委員】 私が聞いているのは、当初からすると、どれぐらい遅れているのかと聞いているんです。当初の計画では、ここは何年度に完成予定なのか、今だったら、何年度のいつに完成予定になって、どれだけの遅れが今見込まれているかというのをお尋ねしているんです。

【橋本漁港漁場課長】 もともと令和3年度中に完成ということを目指してございましたけれども、この繰越し等がございました関係上、今の時点では今年度中の完成を目指しておりますが、若干遅れる可能性も出てきております。

【山田(博)委員】 当初はいつだったのかと聞いているんですよ。当初は、もともといつ完成予定にしていたのかと聞いているんですよ。

今、令和3年度に完成予定と。当初、いつだったのかと聞いている。

【橋本漁港漁場課長】 当初から令和3年度中の完成の予定を立てておりました。

【山田(博)委員】 おかしいな。じゃ、なんで繰越し、繰越しで出しているんですか。

令和3年度完成予定だったら、繰越し、繰越しで出す必要はなかったじゃないですか。じゃ、なんで出したんですか。それをお答えいただけますか。

【橋本漁港漁場課長】 今回のこの繰越しにつきましては、令和元年度の予算を令和2年度に繰越したものでございます。

【山田(博)委員】 令和元年度に予算を繰越したんでしょう。当初、じゃ、いつごろ完成予定にしていたんですかと聞いているわけです。

ここに繰越し理由というのは、漁船の移動、漁船の移動と、これは前にも言ったんだよ。同じことを書いてあったんだよ、繰越しの理由というのは。だから、当初いついつごろ完成と、単なる繰越しなら、そんな理由は書く必要はなかったんじゃないですかと言っているんです。そう書いているから、私は言っているわけですよ。

【橋本漁港漁場課長】 大変失礼いたしました。

令和元年度の予算につきましては、当初は令和2年3月31日をもって完成させる予定でございましたけれども、繰越しして遅れております。

【山田(博)委員】 参事監、国の予算がかかっているから、繰越しというのは限度がありますね、3年にまたがってはいけないとかいろいろとね。これはまたがるんじゃないかな。それは大丈夫ですか。

今の状態ではまたがる。令和元年でしょう、令和2年、だから、来年の3月31日までに必ず完成しないと、これは大変なことになるということ

とでしょう。そこだけお答えください。

【橋本漁港漁場課長】今回の繰越した額につきましては、令和2年12月に完成させる予定になっております。

【山田(博)委員】12月31日に完成させると。私が聞いているのは、令和2年度中に完成させないと、繰越しというのは認められないと。全額返還という形になるでしょうと、私は聞いているんです。イエスかノーかだけでお答えください。

【橋本漁港漁場課長】基本的に繰越しは1年でございますが、やむを得ない、事故等が発生した場合は、事故繰越ということで認められておりますが、基本的には1年しか認められておりません。

【山田(博)委員】ということは、私が言ったとおりですということ、イエスかノーかでお答えください。ほかの委員の皆さん方にわかるように答えないといかんですよ。どうですか。

【橋本漁港漁場課長】令和3年3月31日までにこの工事が完成しない場合は事故繰越となりまして、国費の返還までははっきりわかりませんが、通常は認められないこととなりますので、今年の12月までに完成させるようにしております。

【山田(博)委員】ということでしょう。

それで、お尋ねしますけど、漁船の移動ということで、なかなかそれをしないというのは、ここの組合長は誰ですか。

【橋本漁港漁場課長】鴨川組合長でございます。

【山田(博)委員】鴨川さんが組合長なんですね。そうしたら、鴨川さんに、これは漁業協同組合からも要望があったんでしょう。要望があったところから、こういうふうになってきたんであれば、しっかりと対応していただかないと。

これは、なぜ質問したかということ、前も同じことがあったんだよ。県当局は、要望が上がったから、国に対して要望して、県の財政が厳しい中でもやりくりしてやっているんです。これが万が一、漁船の移動でできなかつたら、何のためにやっているかわからないじゃない。

参事監、あなたは国から来て、よくやってもらっているんですよ。だから、しっかりとやってほしい。

水産部次長、あなた方が漁業協同組合に行って、しっかりとやってくださいと言わんといかんと思いますよ。何度も言いますが、県の財政が厳しい中でやりくりして事業を行っているわけだから。これが万が一遅れたとなると、大変なことなんです。そこは、水産部次長が二人もいるんだから、どちらか一人は行って、しっかりとやってくださいと要請せんといかんと思わんんですよ。それは、いかがですか。

【川口水産部次長】確かに、地元要望によってこの工事が始められたということでございますので、今年度中にしっかりと事業が進捗するように、漁協とも協議してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】漁港漁場課長等が、一生懸命苦勞しながら事業計画をしてやっているわけだから、そこはやっていただきたいと思っております。

私ばかり質問できないので、一旦終わりたいと思います。

【坂本(浩)委員】おはようございます。

私から3点質問します。1つは、先ほど課長から補足説明がありました、漁協向け新型コロナウイルス感染症緊急対策支援事業費、2つ目の漁業経営継続支援事業費、それから、3点目は、資料3の繰越事業理由別調書の繰越事業の主なものと書いてある中に、長崎地区において荷捌

所の解体・新設工事、これは、多分、水産流通基盤整備事業かなと思うんですけれども、この3点について質問をいたします。

1点目です。先ほどのやりとりの中で、概略理解をいたしました。それで、あと2~3点質問ですけれども、各漁協への支援額は、正組合員数に応じて、上限額を設定して配分というふうなことで理解をいたしましたけれども、上限とか配分するに当たっては、正組合員数に応じてということですから、積算根拠ですよ。1組合員についてということなるんじゃないかと思しますので、そういった積算根拠があるのかどうか、1点です。

それから、相談体制の強化ということだろうと思うんですけれども、64漁協があって、この中で、今、把握できているので、64の中でどれぐらいが実際やっていて、こういうのを支援した場合に、全ての漁協で実施できるのかどうか、その2点について答弁をお願いします。

【小田口漁政課長】まず、積算の考え方でございますけれども、正組合員というのは、主に漁業収入を得ている方ということですので、ここをベースとしまして、相談とか書類の用意とかが1人当たり3時間かかると考えております。漁協職員の平均給与、国の調査がありますので、これから1時間当たりの単価を出しまして、1人当たり3時間というところで約4,200円になるんですけれども、これをベースに考えているところでございます。

2つ目の体制の問題なんですけれども、現在、実際に相談の窓口を設置しているのは、例えば吉崎市において4つの漁協等でしておりますけれども、これは、私ども、今回の事業におきまして、沿海漁協は64ありますので、全ての漁協におきまして何らかの窓口的なものを設置して

いただきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】ありがとうございます。ぜひ、全ての漁協で相談体制が確立できるように、県としても指導のほうをお願いしたいと思っております。

これは、今回、いわゆる持続化給付金をはじめ各種融資とか、そういうのに伴う相談体制の整備と、それに対する支援ということなんですけれども、これは、いわゆる漁協関係だけじゃなくて、様々な業種でされていると思うんです。特に、高齢の皆さん方の漁業にしても農業にしても、あるいは飲食店とか、商工小売業とか、高齢の皆さん方の中には、パソコンさえ触ったことがない。この持続化給付金については、全て電子申請ですよ。野党のほうからは、いわゆる紙ベースの申請も認めるべきじゃないかというふうなこともあったようなんですけれども、現状はそうなっているということで、まさに相談体制と、それぞれの業種におけるこういう体制というのは、必要不可欠なわけですよ。そうしないと、申請もできないというふうな状況になりますので、そのところは、もちろんおわかりだと思いますので、ぜひ充実した相談体制の構築をお願い申し上げます。

それから、2点目の漁業経営継続支援事業費であります。これは国の継続補助金に県が上乘せをするということでありますけれども、1人当たりが100万円を受ける場合には、自己負担は16万7,000円ということで、所得向上に取り組んでいる経営体を302経営体想定しているというふうなことであります。

これは、今年度の予算で、通常の当初予算に、水産業の経営支援所得向上対策についてということで、様々な事業が含まれております。その中で、特に中小企業診断士協会のサポートも予算化されていますけれども、これも今年度のこ

の予算の中で、新水産業経営力強化事業ということで約8,800万円含まれていて、その中でも経営指導サポートということで、中小企業診断士協会のサポートとかあるんですね。

それと、あと、販路拡大のところについても、これは水産物の加工流通販売対策ということで、3,000万円とか、8,000万円とか、4,000万円とか、それぞれ予算が組まれているんですけども、もちろん販路拡大については、海外への輸出を含めて、今、物凄く厳しいんだと思うんですけども、通常の当初予算のところと、今回の兼ね合いというんですかね、今回、国の経営継続補助金というコロナに特化したものになるんじゃないかと思うんですけども、例えば、この302経営体というふうな想定をしておりますけれども、当初予算を流用するとか、何て言えばいいんですかね、必ずしもコロナだけじゃなくて、当初予算で今進められている事業とどういうふうに調整をしながらしていくのか、そこら辺をどういうふうに理解すればいいのかというのを教えていただければと思います。

【渡邊水産経営課長】先ほどお話しいただいた経営継続補助金の話ですけれども、委員がおっしゃるとおり、この事業は、今回の2次補正で国が新型コロナ対策として、新型コロナで影響を受けた方々、漁業者に対して補助をするという形で補正として出されてきたものです。

今回、この中に経営指導サポートセンターということで、経営指導・診断、中小企業診断士を入れていますが、これについては、これまで、確かに経営指導という形で、それぞれの漁家に入って経営指導、その内容について企業診断士の方々の意見を聞いて、通常の漁業所得を向上するという形での、本当に長い目を見た経営計画をつくってやるものについてサポー

トしていただいていたものが、当初の計画で上げているものです。

今回は、先ほど言ったように、補正予算として上げられて、また、この経営継続補助金というのは今年度だけでも言われていますけれども、このコロナ対策だけで影響を受けた部分だけを見て、この部分をどのように上げていくかというところだけを経営的に見て支援していくと。

また、この経営継続補助金をつくる上で、様々な計画書をつくるんですけども、その中に、当然経営の概要、また、コロナで影響を受けた内容を書いて、これを乗り越えるためにはどのような取り組みをすればいいか、取組が経営にもたらす影響はどのようなものかという経営視点がありますので、そういう面では、やはり中小企業診断士の方々の意見を聞いて、私たちとしても、国に申請する上では、有効な形で効率的に経営を支援していきたいということで、その方々に意見をいただいてやっていこうということで、通常の長い目を見た経営計画と、本当にコロナに特化した形でやっていくところの付加をつけて、今回計上させていただいたということでございます。

【坂本(浩)委員】なかなか答弁しにくいんだろうなと思いつつ、わかりました。

この302経営体という数字なんですけれども、先ほど言いました、新水産業経営力強化事業で、平成30年の実績で経営体が199、それから、昨年、令和元年度の、これはまだ当初予算の時でしたから、見込みということで246という数字が出ていて、そういう意味でいくと、今年度はこの302経営体、要するに、増えると。これまでの実績と見込みがもとになって、この302という数字をはじき出したのか、そこら辺はいかがですか。

【渡邊水産経営課長】委員がご指摘の、先ほど言いました199という数字もありましたけれども、それは経営計画をこれまでつくってきた方々のトータルの数字でありまして、今回出させていただいた302名というのは、経営計画だけではなくて、通常所得が、計算上は300万円以上で65歳未満の方々は、やる気があり申請するだろうということで、経営計画だけではなくて、経営計画をつくった方々以外の方々も含めてこの申請をされるだろうということで、この302名というものを算出したものでございます。

ちなみに、この数字については、事前に、国の補正のPRが出た時に各漁協等に、「こういうふうなものが出たら、使いますか」と、一応アンケート的なものでお聞きして、その中で、経営計画関係なしに様々な方から、400名ぐらい数字が出てきたので、こういうふうな形で出させていただいたものです。

【坂本(浩)委員】大了解いたしました。これも重要な事業だと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、3点目です。資料3の、漁港漁場課長からさっき説明があった分です。

これの1ページの真ん中です。繰越事業の主なものということで、施行計画・設計及び工法変更による遅れということで、9億円、主なもので出されています。これは多分、3ページの県営漁協水産基盤整備費ということで、の1、長崎地区水産流通基盤整備工事、荷捌所一式ということになるかと思えますけれども、これでよろしかったですかね。

【橋本漁港漁場課長】資料3ページの区分の1で、間違いございません。

【坂本(浩)委員】荷捌所一式で9億794万円というふうなことだろうと思えますけれども、仮移

転先の工事が遅延したためと、仮移転先の工事というのはどういうことなんでしょうか。

【橋本漁港漁場課長】この工事は、長崎漁港の三重地区、いわゆる、私ども新長崎漁港と呼んでおりますが、その中央埠頭の荷捌所を高度衛生管理に対応したものに建て替えるという工事を順次行っているところでございます。

ご承知のとおり、新長崎漁港は、既に市場としての機能を発揮いたしておりまして、多くの水産関係者の方が働いております。その中で建物を壊して、そして、新しい高度衛生管理に対応した荷捌所をつくるという工事を、全域にわたって実施しているところでございます。

今回の工事は、突堤の東側にあります、私どもは東棟3期工事と呼んでおりますが、今ある建物を解体する工事を繰越して実施しております。

移転先と申しますのは、解体するすぐ隣にございます建物です。こちらを新しくした後に、解体するところで働いている皆様方を、その隣の新しくできた棟に仮移転するということが必要になってまいります。その仮移転先であります隣側の荷捌所の工事が遅れたということでございます。

この遅れた理由は、建物の基礎工事、基礎には杭を打設いたしますが、この杭を打設するに当たりまして、当初想定した地盤よりも非常に固い岩盤が出てきたということで、杭の打設機械の変更等が生じまして、そちらの工事が遅れました。それに伴って、今回の工事も引きずられるような形で遅れたと。隣の工事ができないことには、皆様方が隣に移れない。隣に移れないということは、解体もできないということで、いわゆる玉突き現象のような形で繰越しをすることになってしまったというものでございます。

なお、隣の工事は既に終わっておりまして、解体工事も起工はいたしておりまして、今年の12月中には解体工事は終わるという予定になっております。

【坂本(浩)委員】 丁寧な答弁、ありがとうございます。

この水産流通基盤整備事業については、今あったとおりなんですけれども、これは総事業費が335億3,500万円ですよね。事業期間が、平成23年から令和5年ということで、今ずっとやっているんですけれども、今の答弁によると、全体の事業期間というのは変更がないというふうな理解でよろしいですか。

【橋本漁港漁場課長】 今の予定は、令和5年度中の完成を目指しております、その予定で進んでおるところでございます。

【坂本(浩)委員】 了解しました。

この整備事業は、先ほどありましたように、荷捌所は高度衛生管理型ということと、それから、岸壁の耐震強化という2つが大きなメインじゃないかと思っておりますので、ぜひ、ぬかりなくきちんと、後でどこかが不備があったというふうなことがないように事業を進めていただくことを要望いたします。

【近藤分科会長】 ほかがございませんか。

【坂本(智)委員】 質問に入ります前に、水産部の皆様方には、新型コロナウイルスの感染者がたくさん出る中で感染の予防にお努めいただいた、日夜ご努力をいただいたことに対しまして、心から敬意を表します。それと、感謝を申し上げます。

先ほどの坂本(浩)委員と一部ダブるところがあるかと思いますが、水産経営課長にお尋ねをいたします。

漁業経営継続支援事業5,236万5,000円につ

きまして、私がお尋ねしようと思ったことが、先ほどの説明の資料に書いてありました。ただ、16万6,000円の補助金の302名というのはどうやって割り出したのかなということをお尋ねいたします。

【渡邊水産経営課長】 302名というのは、漁業を今やっている方の中で、専業で漁業を営む方々がいらっしゃいます。その方々の中で、所得が約300万円以上であれば、やはり強い意識を持ってこういうふうな事業に取り組むんじゃないかということで、そういうふうな方々の数を計算したところ、302名、あともう一つは、比較的年が若い人、65歳未満の方々を計算して出したものでございます。

【坂本(智)委員】 ありがとうございます。

それと、223万3,000円の経営指導サポートセンターのサポート強化というふうな事業がございしますが、こちらのほうに漁業者の経営計画書の作成支援というふうに書いてありますが、どなたが支援されるのかなというふうに思っております、例えば私の対馬であれば、漁協の職員なのかなというような気がするんですけれども、そんなに詳しいのがあるのかなというような気がいたしますが、いかがですか。

【渡邊水産経営課長】 この事業につきましては、この事業をするに当たって支援を行う漁協とか、漁連とか、そういう方々が支援機関として登録されて、そこが経営計画の作成指導、または、事業を実施するに当たっての支援をするという形になっています。

ただ、私たちとしては、漁協だけでこういうふうな方々の経営計画とか、そういうようなものをつくるのは大変厳しいだろうということも含めまして、私たちとしては、この8分の1というふうな補助をしつつ、また、経営計画の作成



とか実施に当たって、県のほうも、やはり漁業者が非常に苦しんでいる中で、少しでも経営をよくさせていただくような形のバックアップをしたいということを含めて、今回、こういうふうな事業を立ち上げて、8分の1を補助する中で、漁協とか、漁連とか、そういうところと一緒に計画作成、実施を支援していこうという形で考えております。

【坂本(智)委員】 ということは、企業診断士と言うんですかね、それとも経営診断士と言うんですか、そういう人たちを五島とか、壱岐とか、対馬に派遣されるというように考えてもいいんですか。最寄りの漁協で一緒になってつくって、そして、それを提出するというようなことというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

【渡邊水産経営課長】 先ほど坂本(智)委員がおっしゃいましたように、中小企業診断士の方々については、各地に出向いていただいて、各地でそういうふうな支援を、私たち県と一緒にさせていただきたいと。ずっと一緒にというわけにはいかないんですけれども、まとめて一緒に来ていただいて、させていただきたいというふうに考えています。

【饗庭委員】 緊急対策支援事業費のところ、1点お尋ねをさせていただきます。

先ほど相談体制のところ、1人当たり3時間ということでお聞きしたんですけれども、この相談体制を64漁協に設ける場合に、どんな形で相談窓口、相談体制をするのか、教えてください。

【小田口漁政課長】 相談体制の整備についてでございますが、各漁協におきまして組合員のニーズとか、職員の状況が異なりますので、対応可能な方法も様々なものがあると予想しております。

ですので、各漁協によって対応する職員や日時等を定めて、それを組合員に対して周知するというのもって、最低限の相談体制の整備としたいと考えております。

【饗庭委員】 その漁協に合わせてということですが、すけれども、どういう方がこの相談を受ける人、そこに派遣するんでしょうけれども、どういう方を派遣されるのか、教えてください。

【小田口漁政課長】 この事業におきましては、派遣とかじゃなくて、漁協の今の職員を基本として考えております。

と申しますのは、日頃から相談を受けているということもありますし、漁業者の水揚げのデータ等も詳しいものがありますので、まずは漁協職員のほうにご対応いただくと。仮に、地域によっては新たに雇うということも考えられますけれども、そういう漁協の職員が担当することによる掛かり増し経費を支援するというようにしております。

【饗庭委員】 漁協の職員さんということなんですけれども、この持続化給付金や融資を申請するのに、社会保険労務士さんでもなかなか書類が多くて繁雑で引き受けきれないと、いろんな状況も聞いているんですけれども、その漁協の方がそれを申請するに当たっては、申請できそうなどと言うとあれでしょうけれども、いろんな漁協さんがいらっしゃると思うんですけれども、そこで申請可能な感じでいらっしゃるのか、お伺いします。

【小田口漁政課長】 先ほどもご説明しましたが、組合にアンケート等をとった時に、やはり電子申請等で困っているという声をよく聞いております。

それに対して、漁協の窓口で丁寧に説明をする必要があるんですけれども、時間がかかると

ころなものですので、今回、1人当たり3時間というところで支援をしたいと考えておりますので、一定そういう相談とか申請の支援は効果的にできるものだと考えております。

【饗庭委員】なかなか難しいというのがあるんですけれども、実際、これからするんだと思うんですけれども、これを利用してなくて、現在、漁協から申請が上がってきている分がもしわかれば、教えてください。

何が聞きたいかというところ、相談体制をつくってもなかなか申請に結びつかないんじゃないかというところを懸念して聞いています。

【小田口漁政課長】相談窓口を開設しているところは一部でございまして、そこで相談を受けたけれども結びつかないという数字までは、すみません、今把握はしておりません。

しかし、お話をお聞きしますと、何らかの相談を受けて漁協の方で対応しているというところ、先ほど言いましたとおり、883件については申請ができていうデータもありますので、ここは現状においても、そういう申請につながっているものと思っております。

今回の事業におきましては、今回、補正予算を計上させていただいておりますけれども、漁協における窓口の実績については、4月1日まで遡って、その分を対象にしたいと考えているところでございます。

【饗庭委員】883件は非常に少ないんじゃないかと、先ほども言われておりましたけれども、その中で、ぜひ、せっかくするので、相談しやすい、漁業の人が助けられるようにしていただきたいなというふうに思いますので、もう少し県としてサポートを、専門家を入れたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、そういうあたりも検討していただければと思います。

以上で終わります。

【近藤分科会長】ほかございませんか。

【山田(博)委員】先ほど資料請求していただきましたけど、資料は準備できましたか。

【中村総合水産試験場長】すみません。入札結果の公表について、今、確認中でございます。後で、確認をとってから準備して説明をさせていただきますと思いますが、今、ここで申し上げられる範囲としては、6者から入札がありまして、1者は無効、5者の中では、税抜きですが、最低が500万円、最大が1,210万円という札が入っております、その最高の方とご契約をさせていただいたということでございます。

【近藤分科会長】契約内容のそれね、まだ出せないんだったら、後で個別で各委員に出してください。個別資料として。

【山田(博)委員】入札結果というのは、公共事業と一緒にしょう。それで、出せないというのは、ちょっとどうかと思っている。確認とか何かする必要はないんだ、本来であれば。本来であれば、予算に計上しているわけだから、すぐ準備せんといかんわけだよ。違いますか、総合水産試験場長、お答えください。

【中村総合水産試験場長】その辺の確認と準備はしっかりしておくべきだというふうに考えております。どうも申し訳ございません。

【山田(博)委員】それで、入札参加は6者とありましたけど、この6者というのは、長崎県内に本社を置く事業所なり個人なのか、そこだけお答えください。

【中村総合水産試験場長】長崎県内が1者でございます。それから、四国から1者、関東と関西からそれぞれ2者の応募がございました。

【山田(博)委員】ちなみに、落札したのはどこだったんですか。

【中村総合水産試験場長】関東の会社でございます。

【山田(博)委員】私は、広く長崎県内の漁業者とか関係者にどこまで周知されたかというのが疑問に思っているんですね。これはどういうふうにされたんですか。そこをお答えいただけますか。

【中村総合水産試験場長】これは一般競争入札ですので、県のホームページに掲載をして、広く応募に努めたということでございます。そういう手続になっております。

【山田(博)委員】一般競争入札にしたと言うけれども、一般競争入札で、例えば各漁協組合とか何かに、こうやって入札しますよとか、お知らせしているかしてないか、そこだけお答えください。

【中村総合水産試験場長】個別にお知らせということはいたしておりません。ホームページで公表したということでございます。

【山田(博)委員】これは1億7,000万円の船をつくった時に、県単だったんですか。どういった予算の配分だったんですか。

【中村総合水産試験場長】すみません、今手元にございませませんが、多分、県単の経費だというふうに推測いたします。

【山田(博)委員】そうですね。私は、県の単独予算でつくって、それが、県民の財産でつくった船が関東のほうに売られたと、まことに残念。私は、長崎県の方々にぜひ利用していただくように、例えば地域要件はできなくても、参加を促して、できるだけ頑張ってもらうように努力せんといかんのじゃないかと思うんです。これは、次長が二人いますけど、西次長、これは県民感情からして、そういうふうになってもおかしくないんですよ。そういったものを県の

単独予算でつくって、それを売るという時に、長崎県内の漁業者に広く参加してもらって、ホームページにしているから、これでやっていますとなるんですか。ましてや、これは第三者にちゃんと委託して価格もしてない中で、もうちょっとしっかりとした対応をすべきだと私は思っているんですよ。これは、長崎県の県単でつくったんですよ。西次長、これは県民の漁業者の声ですよ。私のこれに対して、どう思われますか。

【西水産部次長】今回の調査船は、県として非常に貴重な財産でありますし、その売却収入というのは、県収入の貴重な財源になるものと認識しておりますので、委員ご指摘のとおり、その売却に当たっては、有効に活用するというのが非常に重要だと思います。

手続については、場長等からご説明したとおり、財務規則等に基づいて適正に行われたと認識しておりますが、その財産収入の有効な活用という視点は常に持った上で、今後も取り組んでまいりたいと思っています。

【山田(博)委員】私は、今、総合水産試験場長が言った、算定が間違いとは思いませんよ。その方法はあると思うんですよ。しかし、より正確に算定するには、第三者の専門家にしたらどうかと。漁業取締室はやっているんだから。同じ水産部の中で、片方はきちんと、取締船は特殊船だからといってやっているんです。水産試験場ではやってなかった。西次長、今の答弁では、本来であれば、財産は財産でしっかりと、より正確に、第三者を踏まえてすべきだったという答弁があるんだしたら、私も納得するけれども、もう一度お尋ねしますよ。

漁業取締室はそういうふうに行っているんだから、本来ならそうすべき、検討すべきじゃな

かったかと私は言っているわけですよ。いかがですか。

【近藤分科会長】いろんな検討の仕方はあるから、そこら辺はそっち側でしっかり考えとってください。今、山田(博)委員が言っているのもわかるし、だから、入札の仕方、一般入札けれども、県内の人たち全員にわかるような発表の仕方というのをね。

【西水産部次長】今回の入札に当たっては、調査船が漁船の形状に近いということで、償却等を加味して、水産試験場のほうで算定をしたわけですがけれども、本来の入札に当たっては、いろんな視点でもっと検討を加えた上で実施すべきだったという点は、一つ反省として、私も持っているところでございます。

【山田(博)委員】そういうことでしょうか。今後は、しっかりやっていただきたいと思うんですよ。これは県の大切な財産ですから。

結果的には関東のところを持っていかれたわけですがけれども、私は長崎県の漁業関係者にぜひ利用していただくような努力のあかしを見せてほしかったということを言っているわけですよ。壱岐や対馬に行ったら、漁業者が、そういった入札があったんですかと、知らなかったと言って、物凄く憤慨していましたよ。だから、そういったことがあったということをお伝えしたいと思います。

続きまして、もう一回、漁港漁場課長に聞きますけど、先ほど館浦地区の水産基盤整備工事は、マイナス6メートルの泊地が2万平米とマイナス6メートルの岸壁が140メートルとありますが、これは、総事業費は幾らなんですか。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

-----  
午前11時18分 休憩

-----  
午前11時18分 再開  
-----

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【山田(博)委員】 先ほどと同じ地区で、物揚場（改良）一式とありますね。岸壁の改良が140メートル、前の泊地が2万平米ということであって、これは大規模な工事だと思うんですね。これが今年の12月31日までに完成するというところで言っておりますけど、相当な事業費があって、それは大変困難じゃないかと心配で、確認のため、どういった事業費になるかというのを聞きたくて質問しているわけですし、これは午後からに、また審議があるでしょうから、そのときにお尋ねしたいと思いますので、お願いします。

続きまして、部長説明の資料の3ページに、土地売却等の収入があるということで記載されておりますけれども、これはどういった売却の方法がなされ、また、売却の形はどのようにされたのか、それをお答えいただけますか。

【橋本漁港漁場課長】 売却につきましては、長崎漁港沖平地区の土地を一般公募いたしまして売却したものでございます。

【山田(博)委員】 これは、一般公募ということでありましたけれど、どういった目的でなったんですか。

それで、これは場所のわかる資料を後で提出していただけますか。

【橋本漁港漁場課長】 後ほど図面を提出させていただきますと思います。

【山田(博)委員】 それと、横長資料の4ページの大型クラゲ出現調査事業、減額されておりますけれども、なおかつ、11ページに有明海特産魚介類生息環境調査とありますけれども、この資料を、午後からまたいろいろと質問したいの

で、提出をお願いしたいと思います。

午前中の最後の質問になりますけれども、漁業経営継続支援事業とありますね。漁業経営継続のための販路回復・開拓や事業継続・転換等の取組を総合的に支援する経費とありますけれども、その事業の中で、今、未利用の漁業の許可とか、未利用の魚種にしっかりと取り組むべきだと思うんですが、それについて見解を聞かせていただけますか。

【渡邊水産経営課長】先ほど山田(博)委員がご指摘の未利用許可、また未利用資源の漁獲についてということでございますけれども、先ほど委員がおっしゃったように、この事業は具体的な支援として、新たな販路開拓、漁法や魚種の転換、操業の省力化・省人化ということで、いろんな魚種を捕るものについて、これは施設であろうが、やり方であろうが、そういうことについては支援をさせていただくということになっています。

ただ、これは新型コロナ事業として出てきておりますので、国の示した魚種別のガイドラインというのがございますけれども、その中に非接触型の生産・販売体制の転換や、感染時の業務継続体制の構築というものをこの事業の中に入れなければならないというのがありますので、この部分を勘案して計画を作成していただいて申請していただければ、できると思います。

【山田(博)委員】水産経営課長、マスクでよく聞こえないんですけど、要は、私が言ったことは、簡単に言うと、この事業で対応できるということで理解していいんですか。

【渡邊水産経営課長】先ほど申しましたように、魚種や漁法の転換等にかかる事業ということで、これはいろんな漁法にかかる資材とかそういうようなものになりますので、そういうものであ

れば、当然対象にはなるということで伺っております。

【山田(博)委員】以前、水産部で未利用の漁業許可とかを調査したんです。それはご存じですか。水産部で未利用の漁業許可というのはどれだけあるかというのを調査したんです。どういった許可がまだ活用されていないとかというのをご存じですか、ご存じないか、そこだけお答えください。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

-----  
午前 11時 24分 休憩

-----  
午前 11時 24分 再開  
-----

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【岩田漁業振興課長】 本県の中で、現在、許可がたくさんありまして、3,950という許可を出しております。このほかで、たまたま休漁をされているというものが231ございます。それと、また、遊休といいますか、許可を今申請されれば出せますよというものも、それぞれの漁業種類とか、地区で別ですけれども、それはございます。

令和元年度ですけれども、新規の就業者に対しまして幾つか、例えば小型のイカ釣りですとか、アゴ曳きとか、雑魚かごというものを、新規就業者の方が希望されて、それに許可を出しているという事例がございます。

【山田(博)委員】水産経営課長、今の話はご存じでしたか、ご存じじゃなかったですか、そこだけお答えください。

【渡邊水産経営課長】一応許可としてそういうふうな許可があるということは承知しておりました。

【山田(博)委員】私が言っているのは、具体的に230の許可が未利用だと、活用できるという

のを知っているか、知らないかと聞いているんです。

【渡邊水産経営課長】数字までは、私も存じておりません。

【山田(博)委員】細かい数字までは言わないですけれども、私が言っているのは、こういった漁業経営の継続をすれば、ただ単に、今の漁業じゃ厳しいからということであるんじゃないかと、こういった漁業許可もあるんですよ。例えば、こういった魚も本当は売れるんですよ。漁業振興課でシイラという魚の販路拡大をやるということ、今、取り組んでいるわけです。その中で、漁業経営の支援として、そういったのに一緒に取り組んだらどうかというアドバイスなりをやったりやらないといかんのじゃないかというわけです。

そこは、やはり縦割り行政なのか、そういった連携がうまく取れてないんじゃないかと思って、今、質問させていただいているわけです。漁業者の大変厳しい現状を考えると、ただ単に今の漁法に対するいろんな支援じゃなくて、新たな漁法、未利用の漁業許可とかあるわけですから、そこを、漁業の経営を支援する水産経営課としては、しっかりやっていただきたい。

中小企業診断士というのは、漁業許可はどうなっているかよくわからないわけだから、そこはしっかりと水産経営課長が取り組んでいただきたいと思って、この質問をさせていただいているわけですので、ぜひそういった件で取り組んでいただきたいと思っています。

よろしいでしょうか。もう一度、水産経営課長の見解を聞かせていただきたいと思っています。

【渡邊水産経営課長】今、山田(博)委員がおっしゃったように、そういうふうな様々な観点から、このコロナ対策に対応していくべきだと私

たちも考えておりますので、現場でそういうふうな方々の話を聞いて、しっかりと計画づくり等支援してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】ぜひそういった対応をやっていただきたいと思いますので、よろしく願いたいと思います。

後は、資料を持って、またいろいろと質問したいと思いますので、一旦終わります。

【近藤分科会長】ほかにはないですか。

暫時休憩いたします。

-----  
午前 11時 29分 休憩

-----  
午前 11時 31分 再開

-----  
【近藤分科会長】分科会を再開します。

午前中の審議はこれで終了して、午後は1時30分から再開いたします。

【近藤分科会長】暫時休憩いたします。

-----  
午前 11時 32分 休憩

-----  
午後 1時 30分 再開

-----  
【近藤分科会長】分科会を再開します。

【中村総合水産試験場長】午前中、山田(博)委員のほうからご依頼がございました資料をお手元にお配りいたしております。

調査船の入札結果、入札公告、それから4枚目に、大型クラゲ出現調査、これは総合水産試験場がやっているものです。それから、最後に、漁港漁場課の資料で、有明海特産魚介類生息環境調査委託事業の概要をお手元にお配りさせていただいております。

【近藤分科会長】質問はありますか。

【山田(博)委員】今回、総合水産試験場の物品として、調査船の「ゆめとび」の売却の入札結果がこうなっているわけございまして、午前中、指摘したとおりでございますので、今後、

そういったことを肝に銘じてやっていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それで、水産試験場からいただいた資料で、「大型クラゲ出現調査の調査内容について」とありますけれども、この調査と、有明海の生息調査の2つをやっておりますけれども、現状、この調査結果をどのように生かしているのか、長崎県の水産行政に。それをお尋ねしたいと思います。

【中村総合水産試験場長】この大型クラゲの出現調査は、実は、平成17年と21年に、中国の方からエチゼンクラゲという大きなクラゲが大量に漂着して、長崎県沿岸の漁業、特に定置網漁業で甚大な被害が出ております。それ以降、日本海側の県を中心に22道府県が連携をして、毎年出現状況の調査をしております。そのデータは、漁業情報サービスセンターというところにお送りして、漁業者のほうに毎回情報提供しているところでございます。

【一丸漁港漁場課企画監】今、山田(博)委員からご質問がありました、有明特産魚介類生息環境調査委託事業でございますが、この事業は、有明海における有用二枚貝でありますタイラギ、アサリ等の資源回復に向けて、九州農政局から有明海の、本県を含めて4県で委託を受けて調査を実施しているものでございます。

調査内容といたしましては、ここの資料にございますように、タイラギを対象とした調査としては、浮遊幼生の調査とか、稚貝の移植、生息状況の把握とか、また、アサリを対象とした事業として、ほかに増殖手法の実証試験などをやっております。

様々な調査を行っていく中で、いろいろな科学的な知見も得られておりまして、例えば浮遊

幼生調査では、これまで4県で連携してやってきたことは全くございませんで、この調査を通じて浮遊幼生、つまり最初に小さな稚貝が生まれてどのように着底してくるかという機構がだんだんわかってきました。そういったものをもとに、これからアサリをどうやって増やしていけるか、タイラギをどうやって増やしていけるかという手法に役立てていきたいと思っております。

また、タイラギでは、この事業の中で母貝場をつくって、今、資源が完全に枯渇しておりますので、タイラギを少しでも増やしていくことに役立てていけたらと思っておりますし、アサリでは、例えば網袋を使いまして増養殖の手法を新たに開発してまいりました。これは、既に漁業者の皆様と一緒に実証しながら、こういった資源の回復に向けて取り組んでいきたいと思っております。

【山田(博)委員】先ほど漁港漁場課企画監から、有明海の特産の報告がありましたけれど、これは大変有意義な調査だと思いますので、引き続き、漁業者の所得向上にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。大変すばらしい調査だと思いますので、お願いしたいと思います。

続きまして、総合水産試験場にお尋ねしますが、大型クラゲの出現の調査を漁業情報サービスセンターに送って漁業者に提供しているのとありますけれど、漁業者に提供する手法というのは、どんな手法をされていますか。

【中村総合水産試験場長】県内で取りまとめた分については、関係漁協にお知らせをしているとともに、漁業情報サービスセンターが公表をしていると聞いております。

【山田(博)委員】それは、後で、漁業者のほう

に実際どのようになっているか、詳しいやり方というのを資料なりで提供して説明していただきたいと思っております。

私も五島におけるけれども、そういった情報があったということを知ればうちも聞いたことないよ。全くない。もっと言うと、ない、ということをお話ししたいと思っております。よろしいですかね。

【中村総合水産試験場長】実は、最近10年間は出現量が少なく、あまり関心がないということもございしますが、毎年、少量ですが出現しておりますので、それを情報提供しております。情報提供の仕方については、別途個別に山田(博)委員のほうにご説明に上がりたいと思いません。

【橋本漁港漁場課長】午前中、山田(博)委員の方から質問がございました、館浦漁港の整備の全体の事業費について、お答えいたします。

館浦漁港水産生産基盤整備工事、マイナス6メートル岸壁、あるいはマイナス6メートル泊地などの工事につきましては、こちらは全体事業費が12億8,800万円となっております。また、同じく館浦地区の漁村再生交付金工事、こちらは物揚場の改良工事でございますが、全体事業費は1億6,500万円となっております。

【山田(博)委員】今の話でしたら、14億円近くの予算を今年の年末までに仕上げていくということでありまして、本当に可能なんですか。14億円の事業を一遍に、工事をこの年度内にやってしまうという計算なんです、先ほどの課長の答弁だったら。そういうことで理解していいんですか。

【橋本漁港漁場課長】先ほど申ししたのは、この館浦漁港の全体事業費でございます。

今回、繰越した額につきましては、館浦地区

水産生産基盤整備工事は3億8,350万円、また、同じく館浦地区の漁村再生交付金につきましては、2,562万円を繰越したものでございまして、この金額の分を今年中に完成させることにしております。

【山田(博)委員】私は、午前中、質問の仕方が、誤解していたかもしれませんが、残った事業費は幾らかということですか。ということは、5億円近くの予算を年度末までに仕上げちゃうということに理解していいんですね。決して一日も遅れないということに理解していいんですか。そこだけ確認させてください。

【橋本漁港漁場課長】繰越しました金額につきましては、今年12月末までに完了させる予定で、今、工事を鋭意進めているところでございます。

【山田(博)委員】先ほど西川委員に聞いたら、最近まで金子原二郎参議院議員が組合長をしていたんです。私もそれを記憶していたんです。これは、金子参議院議員が最近まで組合長をしていたんだから、決して遅れちゃいけませんからね。強く要望して終わりたいと思います。

【近藤分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第108号議案のうち関係部分、報告第3号のうち関係部分、報告第8号、報告第12号及び報告第17号のうち関係部分は、原案のとおり、可



決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【近藤委員長】 次に、委員会による審査を行います。

水産部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査を行います。

水産部長より所管事項説明をお願いします。

【斎藤水産部長】 それでは、資料につきましては、農水経済委員会関係説明資料と同資料の(追加1)がございますので、お手元にご準備をお願いいたします。

議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応について、令和元年海面漁業・養殖業生産量について、説明資料(追加1)に記載しておりますが、有明漁協について、クロマグロの資源管理について、漁業所得向上対策について、令和元年のクロマグロ養殖について、令和元年度のノリ養殖について、水産物の輸出実績について、総合水産試験場における取組成果について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について、新たな総合計画の策定についてであります。

このうち、主な事項についてご説明させていただきます。

まず、説明資料の1ページをお開きください。  
(新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応について)

新型コロナウイルス感染症にかかる本県水産

業への影響につきましては、緊急事態宣言による外出自粛や飲食店休業などの影響を受け、外食向けの需要が大幅に低下し、高級魚を中心に魚介類の価格が大きく下落したほか、輸出についても相手国の需要減退や航空便の欠航等により出荷が大きく減少しました。5月25日の全都道府県の緊急事態宣言の解除以降、次の感染の波を抑止しつつ、社会経済活動を段階的に引き上げていくステージに移行しているところですが、引き続き、厳しい状況にあります。

このような中、県としましては、水産関係団体と連携し、影響を受けている漁業者が安心して経営を継続できるよう、資金繰り対策の相談対応を随時実施したほか、持続化給付金等の事業所向けの対策については、漁業者が円滑に活用できるよう漁業協同組合への情報提供や支援を行ってまいりました。

また、4月臨時会において議決いただきました「水産物学校給食活用推進事業」や「水産物国内流通促進緊急対策事業」などの予算を活用し、県産水産物の消費拡大対策等を積極的に進めているところです。学校給食への食材提供については、地域の給食関係者のご協力のもと、第一弾として6月下旬には新上五島町や長与町、西海市などの小中学校において、「ブリの照り焼き」等がメニューとして提供されはじめております。今後も順次、県内の小中学校への供給を拡大してまいります。

今後は、これらの取組に加え、国の第2次補正予算について水産関係団体と連携して関係対策の活用を図るほか、文化観光国際部等の庁内の関係部局と一体となって取り組むインターネット等でのキャンペーンなどにより、更なる水産物の消費拡大対策を進めてまいります。

説明資料の2ページをお開きください。

（令和元年海面漁業・養殖業生産量について）

農林水産省は、去る5月28日に「令和元年の海面漁業・養殖業生産量の概数」を公表しました。

本県海面漁業・養殖業生産量は、27万4,000トンで、前年の31万4,000トンから4万トン（13%）減少し、全国における生産量の順位は、前年同様、北海道に次ぐ2位でした。

海面漁業の生産量は、25万トンで、前年から4万トン（14%）減少しております。減少の要因は、主にまき網が前年から3万4,000トン（15%）、いか釣りが1,747トン（40%）減少しており、主要魚種では、さば類が2万8,000トン（28%）、あじ類が5,000トン（11%）、いか類が2,000トン（30%）、いわし類が2,000トン（4%）の減少、ぶり類は2,000トン（14%）増加しております。なお、生産量が全国1位の魚種は、くろまぐろ、まあじ、かたくちいわし、さば類、たい類（まだい、ちだい・きだい）、いさき、さざえとなっております。

海面養殖業の生産量は、2万4,000トンで、前年から258トン（1%）増加しており、主要魚種では、ぶり類がやや増加、くろまぐろも686トン（11%）増加しております。なお、生産量が全国1位の魚種は、ふぐ類、くろまぐろ、その他ぶり類（ぶり、かんぱちを除く）となっております。

続いて、説明資料（追加1）の1ページをご覧ください。

（有明漁協について）

有明漁協につきましては、毎年度6月に開催すべき通常総会について、平成30年度、令和元年度において役職員全員の辞任・退職等に伴い遅延いたしました。令和2年度においては、6月24日に通常総会を開催することとし、6月10

日に組合員に開催通知が発出されました。

漁協においては、今後の経営改善に向けた計画づくりを進めているところであり、県といたしましては、引き続き関係市及び県漁連等の系統団体と連携して対応してまいります。

引き続きまして、また資料は戻りますが、説明資料をご覧ください、2ページをお開きください。

（クロマグロの資源管理について）

平成31年4月から令和2年3月までの第5管理期間における沿岸漁業の漁獲枠の消化状況は、全国では30キロ未満の小型魚が、漁獲枠1,997.8トンに対し76.4%、30キロ以上の大型魚が漁獲枠1,464.7トンに対し72.1%であり、そのうち本県では小型魚が漁獲枠683.8トンに対し82.0%、大型魚が漁獲枠158.3トンに対し72.9%と、いずれも全国の消化率を上回りました。

これは漁獲枠の有効活用を図るため、漁獲枠に未利用分が多い海区から、他の海区への枠の融通を促すとともに、2月には小型魚について枠内先獲り方式として、一時的に漁獲枠の海区区分をなくして、県内で一斉に漁獲する管理方式を導入したことによると考えています。

令和2年4月から1年間の第6管理期間では、昨年12月に開催された太平洋クロマグロの資源管理等を話し合う「中西部太平洋まぐろ類委員会」年次会合において、漁獲上限の未利用分に係る繰越率が、現状の5%から17%に増加するとともに、台湾からの通報により、大型魚の漁獲上限を台湾から我が国へ300トン移譲することが可能となりました。

これに基づき、当初配分枠に追加があり、本県の漁獲枠は小型魚882.6トン、大型魚197.8トンとなりました。

県としましては、県の漁獲枠に出来るだけ未

利用が生じないように、漁獲枠管理の柔軟な運用を図りながら、今後とも漁業者の意見を踏まえ、我が国への漁獲枠の増枠が実現するよう国へ要望していくとともに、資源回復が着実に進むよう適切な管理に努めてまいります。

続きまして、7ページをお開きください。

（新たな総合計画の策定について）

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少やSociety5.0の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、水産部は、主に「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」と「環境変化に対応し、一次産業を活性化する」の2つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」においては、地域を担う多様な人材を確保・育成するため、漁業の魅力や就業情報の発信と受入体制の強化に取り組むとともに、「環境変化に対応し、一次産業を活性化する」においては、漁業者の所得向上と持続可能な生産体制の整備を行うため漁業者の経営力強化や資源管理の推進と漁場づくりのほか、養殖業の成長産業化や県産水産物の国内外における販売力の強化などに取り組んでまいりたいと変えて

おります。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

その他の事項につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】以上で、説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】陳情番号29番、要望書とありますけれども、これは対馬真珠組合を良くする会ということで来ていますが、この内容というのは、要するに、対馬真珠組合の方で大きく指摘がされておりますね。支払期限を超えた取引があったと、理事会の議事録がきちんとなされてないということでありましたけれど、これはどのような経過でこうなったのか、まず、そこをお答えいただけますか。

【小田口漁政課長】手形の期間の問題と議事録の押印の問題ですけれども、これは昨年度、山田(博)委員から調査依頼がありまして、それを契機に、私どもの方で確認をしたところのものでございます。

【山田(博)委員】それで、結果また来たということは、じゃ、なされてないということですかね。

この陳情書に書かれて、再度調査をしたけれ

ど、それがなされていないということで文面が読めるんですけど、そういったことは、実際、もう一回、指導はなされているんですか、この陳情書が来た後に。それを説明いただけますか。

【小田口漁政課長】当該組合に対する私どもの指導は、3月までに計2回ほど行っておりますが、その私どもの指導と、組合の対応というのは、一定決まっております、それに基づいて、今後、県のほうにおいても適切に確認等していただきたいというふうに認識をしております。

【山田(博)委員】私が言っているのは、この陳情書は、一旦県の方に調査依頼をしたけれども、その後が十分なされていないということが読まれるから、今後は、この陳情書に沿ってきちんと、再度、常例検査、特別検査をするかしないか、お尋ねしたいと思います。

【小田口漁政課長】常例検査の場において、この2点につきましては確認していきたいと考えております。

【山田(博)委員】常例検査は、いつされるんですか。これは一度されて、またこういうふうにあったということは、常例検査ではされないんじゃないかと思うんですよ。県の方が監査して、それでもなされていないということで読めるわけですからね。要は、県の指導をしても、全然指導がなされていないということですから。そうすると、常例検査じゃなくて特別監査をして、きちんと調査せんといかんのじゃないかというふうになるわけですが、いかがですか。

【小田口漁政課長】この2点につきましては、例えば一つの手形の期間については、令和2年度からは規約どおりの期間で手形を運用すると。また、議事録につきましては、3月の理事会以降については、次回理事会において、全理事の確認をするというところを組合の方でも決めて

いるところでありまして、一定組合の方でも対応策というのはっております。

私どもも、それについては、常例検査は毎年行いますので、今年度の常例検査の場において、そこについてはしっかり確認をしていきたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】議論がかみ合っていない。私が言っているのは、指導したけれども、その後きちんとなされていないから、ちゃんとしてくださいと来ているわけでしょう。県の方が指導して、その後はきちんとされているんだったら、多分、こんなことは上がってこないと思うんです。上がっているということは、効果がなかったから、常例検査じゃなくて特別監査をせんといかんのじゃないですかと私は言っているわけです。それを、いやいや、常例検査するんですよと、それはおかしいんじゃないかと言っているわけですよ。

もう一度、見解を聞かせていただきたいと思っております。

【小田口漁政課長】手形の期間の問題につきましては、昨年度の入札以降、だから、令和2年度以降の手形の取扱いについては期間を守ることですので、これは、今、発生しているものですから、ここについては、今年度の常例検査で確認をしたいと考えておりますし、理事会の議事録につきましても、3月の理事会以降は、次回の理事会で確認をするということですので、組合においても対応策として決めたことの確認というのは、私どもは、今年度の常例検査の場において確認をすべきものだというふうに認識をしているところでございます。

【山田(博)委員】それじゃ、常例検査でして、なされていないなら、特別監査に切り替えるということで理解していいんですか。そういう答弁

でありましたが。

【小田口漁政課長】そこは、一般的に検査の内容によりまして、法令等で定められておりますので、必要な対応をとることになると思います。

【山田(博)委員】そのように、しっかりやっていただきたいと思っております。

続きまして、陳情番号42番です。

対馬の漁業者の所得向上を実現する会から来ている、「対馬地区の漁業者とまき網漁業船における漁業操業規制ラインの早急な設定について」とありますけれども、これについて、担当課のほうで見解を聞かせていただきたいと思っております。この要望の具体的内容に対しての見解をね。

【岩田漁業振興課長】これは昨年から継続していることですので、内容を述べさせていただきます。

まず一つ、漁場における操業トラブルが発生した場合は、漁業者間で丁寧な話し合いをしていただきまして、お互いの操業の状況などを理解した上で解決していくというのが基本だと考えております。

ですから、まず、漁業者間の協議の場を設定していった対応を検討すると。そこには、当然県が入っていくということは考えております。

具体的に、対馬の漁協の方と県北の方の操業上のトラブルにつきましては、当事者間の話し合いでの解決を基本として、対馬の組合長会の方から、この操業問題にかかる防止の要望を受けまして、令和元年11月5日に県庁におきまして、対馬、県北地区の関係者の代表者による協議会を開催いたしました。当然、これには県も入っております。

この席におきまして、対馬側から、県北側の関係漁協からまき網業者に指導してほしいとい

う申し出がされております。

これについて、県北側の方は、関係者へ情報共有を図りますということで、県北地区の関係4漁協で、この対応の検討を行うということがあっております。

その後、3月に次の協議会といたしますが、検討会を協議したいというふうになっておったんですけれども、コロナの関係で延期されておまして、これが、実は対馬の組合長会の方から、つい先日も言ってきているんですけれども、漁協の総会があった後、7月に協議を再開したいという申し入れがあっておまして、県といたしましても、県北と調整して、早急に協議の場を持ちたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】そうしますと、対馬地区の漁業者とまき網漁業船とのトラブルがあるから、漁業操業規制のラインを設けてもらいたいということでありまして、そうしますと、これは今の話でありまして、漁業振興課としては、県北の漁業者の代表者の方と対馬漁業者との話し合いの場を持って、それで解決を図りたいということではいいんですか。話し合いをずっとしていたけど、なかなか進まないから、この早急な設定をしてもらいたいと言っているけど、そちらは話し合い、こちらはラインをしてくれと言っているんですけど、そのラインの設定に対して取り組む姿勢があるのかないのか、そこだけお答えください。

【岩田漁業振興課長】この要望の方に書いてあります、漁業操業規制ラインの設定というところだけで申し上げますと、規制ラインを設定することにつきまして、県が一方向的に設定できるというようなものではないと考えております。

こういうことをする場合は、今後、先ほど言いました、協議を進めていく中で、お互いが納

得するようなラインになるようなものが提案されて、お互い納得をされれば、取り決めなどができていくものと考えております。

【山田(博)委員】ということは、その話し合いの場に、操業規制ラインの方も検討する項目として協議していくということで理解していいんですか。

確かに、おっしゃるように、県の方が一方的に、ここからここまでですよ、それはできないことはわかっていたんです。私も県議会議員を5期しているんですから、そんなことはわかりますよ。

私が言いたいのは、漁業者との話し合いの中に、そういったことの一つの解決策として、操業規制ラインというのを設けることも検討の中に入れるか入れないかと、私は聞いているわけです。イエスかノーかでお答えください。

【岩田漁業振興課長】イエスかノーかでは、なかなか難しいんですけども、お話し合いを今されておりますのは、対馬の組合長会の代表者、それから、県北地区の組合長の皆様がされているところでございます。

その中でどういう提案をされていくかというのは、県から一方的に言う話ではないと思っております。ただ、今回の要望にありましたように、操業規制ラインを求めている漁業者の方がいらっしゃるといことは、そこは対馬の組合長会の方でどういう提案をしていくかというのを検討されるものではないかと思っております。

【山田(博)委員】漁業振興課長、今の答弁は何ですか。長崎県の農水経済委員会だよ。漁業者から陳情が上がっているのに、私が審議している中に、組合長会から出てくることでしょうか、そういう言い方はないんじゃないですか。ここは委員会で、審議をしているんですよ。漁

業振興課長は、こういった要望書が上がっているのに、そんな簡単に受け止めているんですか。そうしたら、あなたは組合長会に持ってこいとやっているんですか。漁業振興課長、あなた方は、漁業許可というのは、組合長会で通さんでもいいとやっておきながら、何てことを答弁するんですか。

もう一回、改めて私はお尋ねしたいと思いません。本来であれば、こういった話し合いの場に要望があったので、こういったのも提案させていただきますというんだったらわかるけど、組合長会から出せばいいじゃないかと。そうしたら、県議会にこの要望書を出すなど、あなたは持っているんですか。あなたは、そういった権限があったんですか、というふうになるんですよ。漁業振興課長、あなたらしくない答弁だから、もう一回、お尋ねしたいと思えます。

【岩田漁業振興課長】昨年からは県北地区と対馬地区で話し合いをされておりますのは、組合長会の方と県北の組合の方とされております。そこを県は仲裁をしているという状況でございます。

その中で、今回こういう規制ラインの設定という要望もあっておりますので、これもこの中に含めてといいますか、対馬の組合長会の方とも、お話しはこういうのがあってありますと、当然、我々も説明いたしますので、そこでどう判断されていくのかというふうに考えております。

【山田(博)委員】そういうふうだったら、まだ私はわかるんだよ。しっかりと誤解がないように、この委員会を軽視するような発言をやめてくださいよ。

続きまして、漁業取締室にお尋ねしますけれども、このまき網船操業による違反行為の取り締まり強化と、火売・火買違反行為の取り締ま

りの強化とありますけれども、ここに具体的にいろいろ書いているわけですね。漁業取締室長は、な細かい情報とか、監視活動とか、いろいろ書いておりますけど、こういった情報が前、あったんですか、なかったんですか、そこだけお尋ねしたいと思います。

【松本漁業取締室長】これら対馬市の沖合におけますまき網の違反情報につきましては、昨年の1月以降、時々漁業取締室に寄せられております。

【山田(博)委員】じゃ、漁業取締室長、こういった細かい情報というのは、ここまでの情報というのはあったかなかったか、そこだけお答えください。

【松本漁業取締室長】全て情報はまいっております。

【山田(博)委員】そうしたら、この要望は、情報はしているけれども、まだまだ取り締まりの強化はなされてないということでもありますから、そこは、漁業取締室長、しっかりとやっていただきたいと思っております。

私も、これはもう一回、対馬に行ってお聞きしたいと思っているんですよ。なぜこういった要望が出されたのかと。昨年からずっと全ての情報を流されておきながら、こういった要望をするということは、何か思いがあったんじゃないかと。だから、それはしっかりとしていただきたいと思っております。

水産部長、今日は一回も答弁していませんけど、対馬の漁業者の所得向上を実現する会から5,000人の要望書が来たんですよ。大変重たい要望書の一つでございます。先ほどの漁業操業規制ラインの早期の設定と、まき網船操業による違反行為の取り締まりの強化と、火売・火買違反行為の取り締まりの強化について、この陳情

書の中身について、水産部長から総括的な見解を聞かせていただきたいと思っております。

【斎藤水産部長】陳情書は、大変重く受け止めているところでございます。

こういった漁業調整というのは、全国多数、実は発生しております、やはり一方的にやるというふうなことはできませんけれども、双方の言い分等を聞いて、そこは双方納得した上でルールなりを決めていけるよう、努力したいと思っております。

もう一つの取り締まりについては、これはまさに違反行為があれば取り締まって、正直者がばかを見ないようにするというのは、これは当たり前のごとでございますので、引き続き、取り締まりの強化に努めていきたいと思っております。

【山田(博)委員】これは、水産部長のおっしゃることはごもっともですよ。確かにそうでございますので、各課におかれましては、今、水産部長の答弁を聞きましたね。これはすばらしいですね。そのとおりでございます。その水産部長の答弁をしっかりと受け止めて、取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、陳情番号41番ですけれども、「壱岐市湯本地区活性化計画について」とありますけれども、この要望書についての水産部の見解なりを、まず聞かせていただきたいと思っております。

【橋本漁港漁場課長】「壱岐市湯本地区活性化計画について」という要望でございますが、これにつきましては、私どももこの要望書を見て、いろいろ確認はいたしました。

まず、この湯本漁港と申しますのは、壱岐市役所が管理する漁港でございます、漁港管理者である壱岐市に確認したところ、漁港担当部局では、この要望書に書かれておりますような活性化計画ということについて、具体的に中身

を把握しておりませんでした。また、地元の勝本の漁業関係者、あるいは事業者の方にも、数名の方に、湯本漁港における地域活性化計画のことをご存じないかという確認はさせていただいたんですが、どなたもご存じないということで、県としては、今回のこの要望の内容については、具体的に把握はいたしておりません。

【山田(博)委員】これは把握をされてないということでありましてけれども、ここに私も行ってまいりました。福岡県内とかから船が来て、確かに、ヨットとか何かいろいろとニーズに応えられるような状況になれば、地区の活性化も大変進むんじゃないかと。近くに国民宿舎もあります。

そこは、漁港漁場課長、県の方にこういった要望が来ておりますので、今後、引き続き吉崎市と協議しながら、この港の活性化計画に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一旦終わります。

【近藤委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておきます。

次に、次期長崎県総合計画素案骨子について質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時12分 休憩

-----  
午後 2時12分 再開  
-----

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

引き続き、農林部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時12分 休憩

-----  
午後 2時25分 再開  
-----

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、今回の委員会から新たに出席することになった幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【綾香農林部長】私の方から、4月以降の委員会に出席しておりませんでした、農林部関係の新任幹部職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

【近藤委員長】それでは、これより審査に入ります。

【近藤分科会長】分科会による審査を行います。予算及び報告議案を議題といたします。

農林部長より、予算及び報告議案説明をお願いいたします。

【綾香農林部長】それでは、私のほうから、農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料及び予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料（追加1）をご用意ください。

まず、説明資料（追加1）をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」の



うち関係部分、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、報告第5号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）」、報告第6号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」、報告第7号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第3号）」であります。

次に、説明資料に返っていただいて、1ページをお願いいたします。

はじめに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分につきましては、歳入総額は、1億607万7,000円の増となっております。

2ページをお開きください。

歳出総額は、1億1,641万8,000円の増となっております。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

（人材確保育成対策費について）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う労働力確保のため、農業大学校生を農家に派遣するために必要となる技術研修用農業機械の導入や、人材確保対策への支援等に要する経費として、人材確保育成対策費1,604万2,000円の増を計上いたしております。

（農林振興費について）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う輸出先国の消費行動の変化への対応や新たな輸出先国の確保を図るため、施設・設備整備を支援するために要する経費として、農林振興費4,575万円の増を計上いたしております。

（肉用牛経営体質強化緊急支援事業費について）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い家畜市場における公衆衛生の維持を図るため、消毒液散布機器の導入を支援するために要する経費として、肉用牛経営体質強化緊急支援事業費198万円の増を計上いたしております。

次に、3ページをご覧ください。

（家畜伝染病予防対策費について）

畜産農家が飼養衛生管理基準に基づき行う防鳥ネット等の設置を支援するために要する経費として、家畜伝染病予防対策費5,264万6,000円の増を計上いたしております。

次に、説明資料（追加1）の1ページ下段をご覧ください。

第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

2ページをお開きください。

歳出総額は、1億2,942万7,000円の増となっております。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

（長崎県農業経営継続支援事業費について）

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換に係る機械・設備の導入、人手不足解消の取組を総合的に支援するために要する経費として、長崎県農業経営継続支援事業費1,660万円の増を計上いたしております。

（野菜生産指導推進費について）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外食産業等の需要減により、出荷できなくなっている

加工業務用たまねぎを緊急的に青果用として出荷する際の掛かり増し経費を支援するために要する経費として、野菜生産指導推進費659万2,000円の増を計上いたしております。

（県内農畜産物消費拡大対策事業費について）

消費者に旬の花を定期的に届ける仕組みなど、新しい生活様式に対応した消費拡大を図るための花き総合ウェブサイト構築への支援に要する経費として、県内農畜産物消費拡大対策事業費477万4,000円の増を計上いたしております。

3ページをご覧ください。

（農林振興費について）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い影響を受けた「長崎和牛」「茶」「マグロ類」等の消費喚起を図るため、県内量販店等が実施する販売促進の取組を支援するために要する経費として、農林振興費5,346万1,000円の増を計上いたしております。

（肉用牛経営体質強化緊急支援事業費について）

新型コロナウイルス感染症拡大で子牛価格が下落する中、意欲ある生産者の経営改善に向けた取組を支援するために要する経費として、肉用牛経営体質強化緊急支援事業費4,800万円の増を計上いたしております。

次に、説明資料に戻っていただいて、3ページ目をお開きください。

先の2月定例会において、知事専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただき、3月31日付けをもって専決処分させていただきました事項についてご報告いたします。

はじめに、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分につきましては、歳入面で国庫支出金等が最終的に確定したこと及び歳出面で

年間執行額が確定したことなどに伴うものであり、歳入総額は、10億2,972万3,000円の減、4ページをお開きください。歳出総額は、14億8,004万6,000円の減となっております。

次に、報告第5号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入、歳出それぞれ364万8,000円を減額いたしております。

次に、報告第6号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入、歳出それぞれ65万7,000円を減額いたしております。

5ページをご覧ください。

報告第7号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第3号）」につきましては、事業の決定に伴うものであり、歳入、歳出それぞれ746万7,000円を減額いたしております。

次に、「令和元年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」の関係部分、「令和元年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し繰越計算書報告」及び「令和元年度長崎県県営林特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」につきましては、それぞれ記載のとおりであり、後ほど関係課長から補足説明をさせていただきますので、割愛させていただきます。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】次に、農業経営課長より補足説明を求めます。

【村里農業経営課長】農業経営課関係の事業に

つきまして、補足の説明をさせていただきます。

資料は、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料〔令和2年度6月補正予算計上事業一覧〕の1ページをご覧ください。

今回、農業経営課の補正予算として計上しておりますのは1件で、1,604万2,000円となっております。

2ページをご覧ください。

農業労働力育成緊急支援事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う労働力確保のため、農業大学校生を農家に派遣するのに必要となる技術研修用農業機械の導入や人材確保対策への支援を行うものでございます。

事業内容につきましては、まず、農業大学校生の農家派遣前の事前研修や、農業サービス事業体の人材派遣の研修に必要な農業機械の導入に係る費用を1,472万2,000円、また、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方々などを確保するために、農業サービス事業体を実施する情報誌や求人サイトの掲載に係る支援の経費を100万円、次に、農業サービス事業体が新たに確保する派遣人材のうち、農業未経験者への機械研修を農業大学校において実施するのにかかる経費を32万円計上しております。

次に、別冊になりますが、同じく農水経済分科会の補足説明資料〔令和2年度6月補正予算（追加1）計上事業一覧〕をご覧ください。

今回、農業経営課の追加補正予算として計上しておりますのは1件で、1,660万円となっております。

2ページをご覧ください。

長崎県農業経営継続支援事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ販路回

復・開拓や事業継続・転換に係る機械・設備の導入、また人手不足解消の取組を総合的に支援するものでございます。

当事業は、国の経営継続補助金を活用する事業者の自己負担分の4分の1に対しまして、その半分の8分の1を県で支援しようとするものでございます。経費として、1,660万円を計上しております。

農業経営課の関係分は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【近藤委員長】次に、農産園芸課長より補足説明を求めます。

【川口農産園芸課長】農産園芸課の補正予算について、補足説明をさせていただきます。

〔令和2年度6月補正予算（追加1）〕をご覧ください。

説明資料の3ページをお開きください。

資料掲載分が、今回補正予算で計上しております農産園芸課の事業でございます。

事業の具体的な内容を説明いたしますので、4ページをご覧ください。

加工業務用野菜産地緊急支援事業費について、ご説明いたします。

加工業務用野菜産地緊急支援事業費につきましては、今回の補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ホテルやレストラン等外食産業向けの加工業務用野菜の需要が著しく減退したことから、加工業務用に生産されたタマネギを緊急的に青果用として販売するための支援に要する経費の助成として659万2,000円を計上しております。

具体的には、加工業務用向けに生産されたタマネギを青果用として出荷するために、新たに必要となる根切り、葉切り等の出荷調製に要す

る人件費や出荷用の段ボール経費など掛かり増し経費について支援を行うことで、販売先を確保し、生産者の所得の確保、産地の維持を図るものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

県内農畜産物消費拡大対策事業費について、ご説明いたします。

県内農畜産物消費拡大対策事業費につきましては、今回の補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、特に需要の低迷が続いている花きにつきまして、新たな需要喚起に向けた取組に要する経費の助成として、477万4,000円を計上いたしております。

具体的には、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式に対応するため、県内消費者に旬の花を定期的に届ける仕組みを取り入れた、家庭で気軽に花を購入できるウェブサイトや、花きに関する様々な情報発信ができる提案型のポータルサイトの構築など、新型コロナの影響を大きく受けている花きの需要創出を図る取組に要する経費について支援するものでございます。

以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】次に、農産加工流通課長より補足説明を求めます。

【長門農産加工流通課長】私のほうからは、農産加工流通課の補正予算について説明させていただきます。

資料につきましては、〔令和2年度6月補正予算計上事業一覧〕にお戻りいただきたいと思います。

3ページをお開きください。

こちらが、今回、補正予算で計上してありま

す農産加工流通課分の事業でございます。事業の具体的な内容につきましてご説明いたしますので、4ページをお開きください。

ながさき農産物輸出促進事業費について、ご説明いたします。

ながさき農産物輸出促進事業費につきましては、今回の補正予算におきまして、国庫事業を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う輸出先国の消費行動の変化への対応や新たな輸出先国の確保を図るため、必要な施設・設備の整備に要する経費の助成として、4,575万円を計上しております。

具体的には、南島原市において、国の新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策である輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設整備の緊急支援事業を活用し、そうめん製造会社が輸出先の家庭食に向けた消費ニーズの増加に対応した小売用の商品を増産するための製麺施設の導入及び製造ラインの増設に要する経費を支援しようとするものでございます。

続きまして、追加補正予算についてご説明させていただきます。

資料につきましては、〔令和2年度6月補正予算（追加1）計上事業一覧〕をご覧ください。

6ページになります。こちらが、追加して計上いたしております事業でございます。

事業の具体的な内容についてご説明いたしますので、7ページをご覧ください。

長崎県産農水産物販売促進事業費につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い影響を受けた「長崎和牛」、「茶」、「マグロ類」、「フグ類等」について消費喚起を図るため、県内量販店や直売所等が実施する販売促進に取り組む経費の助成として、

5,346万1,000円を計上しております。

具体的には、資料の下段にございますように、参考までに記載しておりますが、国は、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策として、品目横断的販売促進緊急対策事業のうち地域の創意による販売促進事業において、量販店や直売所が実施する販売促進キャンペーンで使用する対象品目の食材費とイベント経費の2分の1を助成いたします。

県といたしましては、国の事業を活用した県内での取組を推進するため、特定の県産食材を取扱う場合、事業者負担分のうちイベント経費の2分の1について県で支援しようとするものでございます。

対象となる品目につきましては、長崎和牛に加え、茶、いちご、メロン、マグロ類、ブリ類、マダイ、フグ類のうち1品目以上をキャンペーンで取扱う県内の量販店や直売所で、1店舗当たり50万円を上限として、実施にかかる推奨販売員や試食サンプル、チラシ等のイベント経費を支援しようとするものであり、100店舗の実施を予定しております。

以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】次に、畜産課長より補足説明を求めます。

【山形畜産課長】私の方から、畜産関係の事業について、補足の説明をさせていただきます。

〔令和2年度6月補正予算計上事業一覧〕の5ページをお願いいたします。

畜産関係で、今回、補正予算として計上しておりますのは2件、合計で5,462万6,000円となっております。

具体的な事業につきまして、6ページをお願

いいたします。

まず、肉用牛経営体質強化緊急支援事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い県内の家畜市場における公衆衛生の維持を図るため、消毒液散布機器の導入に当たり、経費の4分の3を支援するもので、198万円を計上しております。

7ページをご覧ください。

自衛防疫推進費につきましては、畜産農家が守るべき事項を定めました飼養衛生管理基準の改正によりまして、豚、イノシシを飼育する農場において、野生動物の侵入防止のため、畜舎や堆肥舎に防鳥ネットの設置が義務づけられることから、国の事業により、その設置費の2分の1を支援するもので、5,264万6,000円を計上いたしております。

次に、補足説明資料（追加1）をお願いいたします。

8ページでございます。

畜産関係では1件、4,800万円となっております。具体的な事業を9ページに示しております。9ページをご覧ください。

肉用牛経営体質強化緊急支援事業費でございます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、肉用子牛価格が下落する中、生産者の意欲を保ち繁殖産地としての生産基盤を維持するため、子牛価格が一定の金額を下回った場合、経営改善に取り組む意欲的な繁殖農家を支援するものでございます。

当事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、9ページの左下の方に国の主な関連施策ということで破線で囲っておりますけれども、国が実施します優良肉用子牛生産推進緊急対策事業によりまして、全国の平均価格が、基準価

格である黒毛和種で60万円、褐毛和種で55万円を下回った場合に、経営改善の取組メニュー、真ん中の方にありますけれども、このメニューのうち2つ以上実施した生産者に対して、販売頭数に応じて1万円/頭の奨励金が交付されますが、この事業を補完するために、国の奨励金が交付されなかった場合でも、県内の子牛価格の平均価格が基準価格を下回った場合に、県において販売頭数に応じて1万円の奨励金を交付するものであります。

畜産関係は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【近藤委員長】次に、農政課長より補足説明を求めます。

【小畑農政課長】私のほうから、繰越額について補足説明いたします。

お手元にお配りしております補足説明資料の【繰越事業理由別調書】をご覧ください。

繰越額につきましては、11月定例会及び2月定例会においてご承認をいただいたところですが、その後の事業の進捗に伴い、繰越額が確定したことから、改めてご説明申し上げます。

なお、繰越計算書報告の6ページ及び7ページに記載されております農林水産業費の事故繰越につきましては、後ほど森林整備室長から説明させていただきます。

それでは、説明資料の1ページの中段の表をご覧ください。

農林部の繰越額の合計は521件、113億7,539万5,000円でございます。そのうち経済対策分が67件、62億5,024万5,000円、災害復旧分が346件、10億7,502万1,000円であり、件数で全体の79.3%、金額で64.4%を占めております。

また、繰越理由の主なものでございますが、

上段の表をご覧ください。左側に繰越理由を表示しておりますが、繰越理由としまして、事業決定の遅れによるものが多く、経済対策分が67件、62億5,024万5,000円、災害復旧分が285件、8億3,113万6,000円など、合わせて387件、85億8,976万2,000円となっており、件数で全体の74.3%、金額で75.5%を占めております。

そのほかの繰越理由としましては、下の計画、設計及び工法の変更により遅れによるものが24件、12億1,680万6,000円でございます。これは主なものとして、基幹農道整備事業において、農道工事に伴うボックスカルバート工について、一部地層・地盤が軟弱であり、支持力が確保できず、基礎地盤対策工の工法検討に日数を要したため、年度内の完成が困難となったものなどであります。

2ページをご覧ください。

これは、11月定例会及び2月定例会において繰越のご承認をいただいた繰越額及び課別ごとの内訳を記載している表でございます。

3ページから5ページには、事業ごとに実繰越の件数及び金額を記載しております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。一番下の段をご覧ください。

前年度の繰越額と比較しますと、件数で39件の減、金額で22億5,830万円の増となっております。

増減の主な理由でございますが、経済対策において件数が9件、金額が4億8,986万円増加し、災害復旧費で件数が83件減少したものの、金額が4億7,439万7,000円増加しております。また、経済対策と災害復旧費以外で12億9,404万3,000円増加しておりますが、これは、林道事業において、7月から9月の台風及び集中豪雨により、施工箇所へ通じる既設林道が被災し、工事

車両が通行不可能となったことや、治山事業において、東京オリンピックの開催に向けた旺盛な鋼材等の需要による資材納入の遅れが生じたことが主な要因でございます。

今後は、残る事業の早期執行に向けて、最大限努力をしてまいります。

以上で、説明を終わります。

【近藤委員長】次に、森林整備室長より補足説明を求めます。

【永田森林整備室長】私の方から、事故繰越につきまして、現在、ご覧いただいております補足説明資料に基づいてご説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

これは森林整備室所管の合板・製材生産性強化対策事業費で発生したものであり、今回、4,700万円を計上しております。

本事業は、平成30年度補正予算として、平成31年3月19日に交付決定があり、繰越処理及び翌債承認後、事業着手しておりましたが、令和元年7月から9月の台風及び集中豪雨に伴い、林地の被災及び施行地へアクセスする既設林道の被災が多発し、予定していた森林整備への着手が困難となりました。

この被災した既設林道の復旧工事に不測の時間を要し、森林整備の着手が遅れ年度内の完了ができなくなったことから、やむを得ず事故繰越を行うこととなったものでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

これも森林整備室所管の復旧治山費で発生したものであり、1,644万6,000円を計上しております。

本事業は、県が実施する石木地区復旧治山事業（2工区）において、仮設道設置にかかる小屋の解体において、小屋内荷物の移動先の確保

が困難となり、工期を令和元年11月19日から令和2年3月25日に延長し、工期内竣工を目指し工事を進めておりました。

しかしながら、12月末から2月末にかけて降雨が非常に多く、工事を中断せざるを得ない期間が生じたことに加え、想定していなかった岩掘削の土工事が発生したことから、年度内工事完了ができなくなり、やむを得ず事故繰越を行ったものでございます。

なお、両事業とも、福岡財務支局とは協議済みであり、令和2年3月17日及び18日付けで事故繰越の承認をいただいております。

今後は、事業の早期完成に向けて最大限努力をしてまいります。

事故繰越関係の補足説明は、以上でございます。

【近藤分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】横長資料の6月補正予算（追加1）の4ページを見ていただけますでしょうか。

部長説明にもありました、長崎県産農水産物販売促進事業費とあるんですけど、これは部長説明の関係議案説明書には農林振興費と書いていますね。言っていることはわかりますかね、部長。わかりますね。それで、お尋ねしますけれども、先ほど説明された長崎和牛、お茶、マグロ類とかマダイとかありましたけど、これは林産物の販売はあるのかないのか、担当の農産加工流通課長、あるのかないのか、そこだけお答えください。

【長門農産加工流通課長】今回、国の事業の品目として林産物が含まれておりませんので、林産物の販売は対象品目とはしておりません。

【山田(博)委員】 林産物はないんでしょう。そうしたら、この事業名は農林振興費ね。ということは、林産物はないということは、「林」は消さないといかん。今回、マグロ類とか、マダイとか、ブリとかあるでしょう。これは何ですか、何類になるんですか。

【長門農産加工流通課長】 マグロ類、ブリ類は水産物になります。

【山田(博)委員】 ということは、これは本来であれば、部長説明では農林振興費ではなくて、農水産振興費ではないかと私は思うわけね。ましてや、この横長資料の補正予算でも農林振興費とありますけど、ここも事業名としては、ちょっとおかしかったんじゃないかと思うんですね。これはミスプリントだったのか、財政課が間違っていたのか、どっちが間違えたんですか。私の見方が悪いんですかね。私は眼鏡をかけているから、間違いはないと思うんだけどね。ちょっと答えていただけますか。

【長門農産加工流通課長】 事業名の農林振興費につきましては、農産加工流通課の中で所管している事業で、農林振興費として一つのくりの中でまとめて事業をしております。

そういった中で、今回、農産加工流通課のほうで事業を組み立てるということで、その振興費の中に入れて事業を推進するという一方で、農林振興費ということで整理をさせていただいております。

【山田(博)委員】 あなた方はそんな言うけど、俺がわからんけん、言いよつとよ。ということは、この項目を変えないといかんのじゃないか。

それか、あなた方が事前に、例えば来てから、農林部次長は二人おるとやけん、来て、こういうふうに委員長、副委員長に説明して、こうですよと言って、委員会で事前に説明するのはわ

かるんですよ。今それを説明するのは遅い、遅い。野球では、「アウト」ですよ。何か答弁がありますか。

【吉田農林部次長】 予算については、今、農産加工流通課長が答えたとおり、農産加工流通課の予算の事業名の中で整理をさせていただいたということで、事業名をそういうふうにさせていただいておりますが、きちんとした事前の説明が不足していたことについては、今後そういうことがないように努めてまいります。

【山田(博)委員】 そういうふうをお願いしたいと思います。

さすが、農林部に次長が二人おって、明確な答弁でした。そういうことで、以後気をつけていただきたいと思っております。

そういったことで、これでお尋ねしたいんですが、これは農林振興費じゃなくて、農水産物振興費じゃないかと思うんですけれども、答弁はそれで結構ですが、これで売上の目標をどれだけ掲げてやろうとしているのか、明確にお答えいただきたいと思っております。

【長門農産加工流通課長】 売上については目標を掲げておりませんが、枝肉価格をコロナの発生前の枝肉価格まで戻すことを目標として事業の推進を図りたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 枝肉というのは、和牛だけでしょう。マグロとか、ブリとかはどうなんですか。それはどうなるんですか。農産加工流通課長、水産部のほうに聞こうと思ったけれども、ここであったから言っているわけですよ。

その前に、水産部とこの件で事前に打ち合わせをしているか、していないか、そこだけお答えください。

【長門農産加工流通課長】 この事業につきまし



では、水産加工流通課、水産部の方とも打ち合わせをしながら事業の組み立てを行っているところでございます。

【山田(博)委員】 そうしたら、打ち合わせをした結果、マグロとかなんかをどのような売上目標をやっているかというのを、明確にお答えできますよね。

【長門農産加工流通課長】 この国の事業につきましては、各量販店が定められた品目であれば、どの品目を使ってもいいということで、フェアをやることについて事業の構築がなされています。

今回、私どもがお願いしているのは、長崎和牛を必ず入れていただきまして、これにつきましては、そのほかには水産物でもお茶でもいいから2品目県産の農産物、水産物を扱っていただいて、フェアをやっていただく人たちに対して、量販店に対して支援をしようとしているところございまして、長崎和牛については必ず取扱っていただくことを前提にしておりますので、長崎和牛の枝肉価格を目標とさせていただいたところでございます。

【山田(博)委員】 だから、和牛はわかるんです。枝肉はわかったんです。しかし、ほかはどうなっているのかと聞いているんですよ。だって、あなたは水産部と打ち合わせをしたんでしょ。水産部は何て言ったんですかと聞いているわけだよ。そうしたら、もう一回、水産部に来てもらいましょうか。打ち合わせしたんでしょ。

だから、枝肉はわかったんです。枝肉は、以前に戻そうと言っているわけでしょう。時間がかかるようであれば、次の質問に移りますが、それはどうなんですか。

【吉田農林部次長】 この事業につきましては、事業の成果目標としては、今、農産加工流通課

長がお答えしたとおりですが、事業の目的といたしましては、県内の量販店において、長崎和牛をはじめ水産物も含め、引き続き取扱いをしていただいて消費を喚起するということを事業の最大の目的としておりますので、長崎和牛以外のものについて目標を具体的に定めている事業ではないということをご了承願いたいと思います。

【山田(博)委員】 これは百歩譲って、例えそうだったとしても、じゃ、枝肉は目標を掲げているんですよ。牛にはそういうふうに目標を掲げて、マグロとか、ブリとかはしてないということはどういうことかということなんですよ。

水産部と打ち合わせをしたというのであれば、お互いにこういうふうに頑張って、こういうふうに価格をしましよとか何か目標を掲げているのだったら、わかるわけですよ。ただ単に和牛を中心にして、魚はおまけみたいなことを言うのはどうかと思って言っているわけですよ。

私はそれが言いたいから言っているわけでして、これは水産部と農林部と打ち合わせをした結果、そういった協議をしたということをやられたから。してなかったら、私も言わないんですよ。したんであれば、和牛はここぐらいの価格まで上げましようと言っておきながら、ブリとか、マグロとか何かというのは、おまけみたいで知ったことじゃありませんみたいに聞こえるから、私は言っているわけですよ。これは水産部に対して失礼ですよということを、私も回っていたら、農産物をもっと買えるようにしてくださいとか、魚が安いから何とかしてくれという声上がるからね。これは大変すばらしい事業で、これは農産加工流通課長の手腕にかかっていることは間違いのない事実ですから、私はあえて質問させていただいているということを

ぜひご理解いただきたいと思っております。期待して言っているわけでございます。

続きまして、加工業務用について、野菜生産指導推進費とありますけど、これは加工業務用のタマネギとありますけど、確かにタマネギはこういうふうになっているということでありませうけれども、じゃ、ここで幾つかお尋ねしたいのは、加工業務用のタマネギをこういった形でやるということで、これで農家の方々、生産の方がどれくらいいらっちゃって、これで農業生産がどれだけ助かるのか、そういったところをお尋ねしたいということと、もう一つは、他の農産物はなかったのかということも、この3つ、大まかにお答えいただけますか。

【川口農産園芸課長】加工業務用のタマネギについてのご質問でございますが、平成30年度の実績でございますが、県が把握しておりますのは、タマネギにつきましては、生産者が123名いらっしやいまして、販売金額は約1億6,600万円になっているところでございます。

このほかに、価格が低迷している、または出荷が低迷している加工業務用野菜については、現在ないというふうに聞いております。

【山田(博)委員】ということは、タマネギ農家が、今、123農家あって、今回、1億6,000万円ぐらいの生産額が助かるということで理解しているんですか。

私は、加工業務用のタマネギを農家がどれだけの方がつくられて、要するに、今回、野菜生産指導推進費で、タマネギ農家がどれだけの方が、生産額も含めて助かるかということをお尋ねしているんです。農産園芸課長、聞いていますか。ちょっと時間がかかるんだったら時間がかかるで、また次の質問に移りたいと思うんですけど、いかがですか。

【綾香農林部長】加工業務用タマネギですけれども、本来出荷できておれば、キログラム40円で販売できておりました。それが販売できないということで、農家の手取りがなくなるところだったんですけれども、青果用に振り向けることで、同額の40円程度をしっかりと農家が確保できるようにしますので、農家は非常に助かる事業だというふうに考えております。

【山田(博)委員】それはわかりました。それじゃ、これで助かる農家数と金額を、後で、農産園芸課長、時間内にお答えいただきたいと思えます。

もう一つ、肉用牛経営体質強化推進事業とあるんですが、これは子牛価格が下落する中、こういった事業は大変すばらしい事業だと思うんですが、これは前回の委員会でも、長崎県の雌牛導入事業を、しっかりと長崎県の牛を購入することを規約なり、また、要請文をするなりしてもらいたいというふうに言っていたんですけど、それと併せてこれはやられているのか、やられてないのか、そこだけお尋ねしたいと思えます。

【山形畜産課長】4月補正で措置させていただきました肥育の対策につきましては、今は、もう既に、農家の方に事業推進を図りまして進めているところでございます。

この繁殖対策については、農家の対象も違うということでありませうけれども、国の事業については、もう既に公表されていますので、その周知を図りながら進めていっているところでございます。

【山田(博)委員】よくわからないんですけど、では、この事業は事業で結構なんですけど、この前言ったとおり、現在、長崎県もやっている雌牛導入事業は、長崎県の雌牛を中心に購入で

きるように価格を設定しないと、こっちはこっちでやっても、もう一方の肝心要の長崎県が県単でやっている事業もしっかりやらないといけない、両輪でやらないといけない、両輪で。ね、西川委員。西川委員は、牛の農家に詳しいんだよ、俺と同じぐらい。だから、あえて言っているんですよ。そこをどういうふうに行っているのかということを知っている。これはこれでいいんですよ。これと一緒にやらないと効果が高まらないから、私は言っているわけです。

【山形畜産課長】失礼いたしました。家畜導入事業については、委員のご指摘もありまして、今回、県の家畜導入事業について、県内の家畜市場から導入するようということで、畜産課長名で各農協等に指導文書を出しております。

【山田(博)委員】私ばかり質問できないので、一旦終わりたいと思います。

【山下委員】お疲れさまでございます。2点ほど確認をさせていただきたいと思います。

山田(博)委員からもありましたけれども、長崎県産農水産物販売促進事業費ということで、これは国の方が2分の1の事業費を出していただいて、その残りの2分の1ということで、10分の10ということで、非常にありがたい事業だなという感じがしているんですが、長崎和牛に加えてもう1品目というところのこの基準というか、この品目を選ばれている基準みたいなものが、まず、あるのかなのか。

下の方に参考で、国の事業の概要のところに対象品目等も書いてありますけど、長崎県としてどのような基準でこれをされたのかというのを、まず1点目、お聞きしたいと思います。

【長門農産加工流通課長】まず、国の事業をやっていただくということが前提になりますので、国が定めている品目が和牛、水産物のマグロと

かぶり、マダイ、あと、先ほど言いましたいちごとかお茶、そういったものがございます。

ほかにもマンゴーとかもございますけれども、この中には、長崎県産として重点品目になるものもございまして、そういったお茶とか水産物、長崎和牛、いちごとといった重点品目の中から定めさせていただいて、その品目を支援していこうということで考えているところでございます。

【山下委員】私が何を言いたかったかということ、例えばみかんとかはどうなるのかなと。お茶の場合は、今、新茶が出ていて、ちょうどいいタイミングだなと思うんですけど、例えばいちごはもう終わって、今からはあれかなと思ったり、季節的な部分というのが少しあるのかなと思ったものですから、できるだけ早くこれは取り組んでいただいたほうが、もちろんコロナ対策ですから、いいわけですから、そういったところの季節感というのをどういう考えでお持ちなのかなと思ったものですから、その辺は、ご見解がもしありましたら。

【長門農産加工流通課長】この国の事業が1年間を通じて、1月いっぱいまでやる事業になっています。例えばいちごであれば、5月～6月で終わっていますけれども、例えば12月とか1月になったら、またいちごは出てまいりますので、そういった時期にも活用できます。

みかんにつきましては、現在のところ、国の方が対象品目になっていないものですから、今回は入れてないという状況でございます。

【山下委員】もちろん国の縛りがあって、ひもつきでそういうふうになっているというのはわかるんですけど、佐世保もそうですけど、西海市もそうですけど、みかんがかなり、今から特産品として出てくるのかなというのがあって、

できれば、そういうところも入れていただければなという思いはちょっとしておりますし、柔軟にできないのかなというのは、正直なところでは、もちろん、ルールがあつての話ですので、できるだけご検討いただければと思います。

2点目なんですが、加工用の野菜ということで、タマネギがお話に出ていました。勉強不足で申し訳ないんですが、ふだん加工用じゃなくて、通常ので青果用で生産をされているタマネギの生産者さんもいらっしゃるわけですね。プラス、今回、加工用を青果用に調製をされて出荷するという事は、市場としては、ふだんより溢れることになって、それが価格の下落につながるんじゃないかと、勝手な心配をしてしまったんですが、そのあたりというのは、どのように判断をされているんでしょうか。

【川口農産園芸課長】今回のスキームにおきましては、全国のあらゆる市場に、農協とも打ち合わせておるんですが、県内市場というよりも、全国に荷を分けて、分割して出荷して、青果物の価格を下げるようなことがないように工夫をするというふうに、農協とは話をしております。

【山下委員】ありがとうございました。それでは、安心しました。もしそういうことが玉突きで起こるんだとしたら、やってもしようがないなと思ったものですから、そのあたりはきちんと確認をしていただければと思っております。

以上です。ありがとうございました。

【近藤分科会長】ほかございませんか。

【坂本(智)委員】質問に入ります前に、農林部の皆様方には、先ほども水産部の皆さんにも申し上げたんですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努められて、本当に皆様方には心から感謝を申し上げたいというふうに思います。本当にご苦労さまでございます。

緊急雇用対策についての質問でございます。4番目にあります林政課の荒廃森林再生事業費2,400万円の補正予算がついておりますけれども、木材需要が減少し、生産活動が停滞した林業事業体の雇用を維持するための防鹿ネット設置作業に要する経費を支援すると、11名雇用するというふうに書いてありますが、私のところのことを申し上げて大変申しわけないんですが、対馬は広うございます。1人の方がどのくらいの範囲、この防鹿ネットの設置作業に当たるんでしょうか。面積を教えてくださいませんか。

【永田森林整備室長】今回、補正予算で計上していますのは、50ヘクタール分、ネットの延長にしますと20キロメートル分を計上させていただいているところでございます。

【坂本(智)委員】これは、以前にも当初予算が何かで雇用されていたかどうか、教えてください。

【永田森林整備室長】当初予算にはございません。

【坂本(智)委員】ということは、今回の補正予算で初めて11名の雇用を図るためにということなんだというふうに思いますけれども、先ほども言いましたように、本当に県内広うございますので、果たして11名でどのくらいの防鹿ネットを設置することができるのかなという不安がございます。もう少し幅広く、大きくできないものなのかなと、林業を守るためにも、ぜひ頑張ってやっていただきたいということを申し上げさせていただきます。

終わります。

【永田森林整備室長】ここで計上しています11名というのは、11名の作業員の方が3カ月、66日間働いたらということ想定しております。雇用を維持する延べ人数としましては、

736名ということになっております。

50ヘクタールと言いましたけれども、現在、対馬の中で裸地化している森林の調査をしまして、そのうち今回緊急的にやる分ということで50ヘクタールというふうに計上させていただいているところでございます。

【近藤分科会長】ほかありませんか。

【浅田委員】1点、農業経営課の方に、緊急支援事業費で、農業大学校へいろいろ人材確保をするためにということで予算が計上されているかと思うんですが、これは通年と違って、改めてこうやって機械の導入等々がありますが、いつもとは違うような状況なのか、そのあたり、もっと詳しく教えていただいてもいいですか。

通年も、例えば農業大学校からはどれくらいの方を派遣しているけれども、今回はコロナ禍になり、より労働力を確保しなければいけないためにというその中身は、比較論としてどうなのか、教えていただければと思います。

【村里農業経営課長】今回、コロナの影響を受けた農家の方々に援農という形で労力派遣をする計画をしておりますが、例年は、農大生の技術習得の研修として、1学年ずつですが、20名から30名程度の学生が学年におりますので、その学生を、例年は研修として派遣しているところですが、今回は、そういったコロナの影響を受けた農業者に機械の操作の事前研修もしながら、秋に1カ月程度ですけれども、派遣する予定としております。

【浅田委員】では、通常の研修で行かれる20名の方とは別に人数を確保して、違うメニューでしっかりやっていくということですよ。

【村里農業経営課長】今年度の援農につきましては、従来の派遣研修のスキームを活用した上で、援農という形で行くということにしており

ますので、新たに学生を確保してとかということではなくて、今の2年生の学生について、労働力の確保に困っている農家に派遣をするということ考えております。

【浅田委員】わかりました。というのは、今までも、通年も当然、研修ということで農家さんには行っているけれども、それ以上の習得をさせた上でしっかりと派遣をしていくというふうに捉えれば、大丈夫ですね。わかりました。

そのあたりがどうなのかなと思って、人材不足のためということと、農業大学校の生徒さんがどれくらい、今後も、お互いの中で学びながら、そこを補っていくのかなというところがあったものですから、あえて聞かせていただきました。

【村里農業経営課長】今、委員ご指摘のように、従来の派遣研修ではなくて、援農ということで、新たに研修用の機械も導入しながら、現場で即戦力として支援できるように、技術をさらに習得して派遣するというように考えております。

【浅田委員】ありがとうございます。

それと、もう一点だけお伺いしたいんですが、ながさき農産物輸出促進事業費についてお伺いをしたいと思います。

今回に関しては、そうめん製造業者の方の整備事業というふうになっているんですが、内容の中で、例えば今後、輸出先国の確保を図るためというのがあって、今回は特段、そうめんをどこかの国へという想定があってこういう事業になっているのか。ほかにもいろんなものを、農産物に関しては輸出をもっと拡大していくということもあろうかと思うんですが、そういう何か聞き取りがなくての事業のここなのかどうなのか、そのあたりを教えてください。

【長門農産加工流通課長】今回の事業の要望に

つきましては、国の緊急経済対策補正予算が4月の中旬ぐらいに組まれて、そこから募集が始まったところでございます。各市町とか、私どもの輸出協議会というのがございますけれども、輸出協議会のメンバーの方々に、こういった事業ができましたけれども、国の事業を活用されますかということでご相談をさせていただいたところ、こういうそうめんの事業者の方から、事業をやりたいということが、南島原市の方から上がってきたような状況でございます。

この事業者につきましては、シンガポールに実際そうめんを輸出されていまして、そのシンガポールの輸出を拡大したいということで、今回、事業の取組をなされるということでございます。

【浅田委員】じゃ、今までもしっかりそうやって輸出をなさっていたところに対して、さらにもっと拡大をするためにという事業かと思いますが、ほかには、そういった部分で輸出をいろんな業者に広げたい、確保したいと手を挙げたところは全くなかったということでしょうか。

【長門農産加工流通課長】今回の事業に関しては、ほかの事業者は上がってこなかったということで聞いております。

【近藤分科会長】ほかありませんか。

【川口農産園芸課長】先ほど山田(博)委員にご質問いただきました、生産者数と面積の件でございます。

この事業におきましては、面積が25ヘクタール、生産者数は14名でございます。

【山田(博)委員】金額は、速やかにお答えいただきたいと思っております。

それで、畜産課長にお尋ねしますが、今回、肉用牛経営体質強化緊急支援事業費としておりますが、先ほど農産加工流通課も、農林振興費

として長崎和牛の振興を図るとなっていますが、実際、今、長崎和牛の枝肉がどれだけ下がって、子牛価格も下落している中で、今の状態で言うと、長崎県の畜産というか、長崎和牛の経済的損失額というのはどれくらい見込まれているのか、現在ですね。だから、国もこれだけの事業費を組んでやられているわけですからね。畜産課が把握されているのか、農産加工流通課が把握されているのか、そこをまずお答えいただけますか。

【近藤分科会長】 暫時休憩します。

-----  
午後 3時27分 休憩

-----  
午後 3時27分 再開  
-----

【近藤分科会長】 分科会を再開します。

【山形畜産課長】現在の黒毛和種の枝肉価格の状況でございますけれども、佐世保の市場が開催されておりますが、例えば5月ですと、昨年の5月が、去勢和牛のA4等級というクラスですけども、2,452円、これが令和2年度は1,867円ということで、前年比から23.9%下がっているという状況でございます。

子牛価格につきましても、昨年度の県の平均が74万2,000円でございますけれども、4月以降、県内子牛市場を開催しておりますけれども、一番低いところでは56万1,000円、最近あった平戸家畜市場でも64万円と、そういう状況でございます。

【山田(博)委員】これは、やはり国に対していろんな事業をする時には、やはり長崎和牛の農家の損失額とかきちんと把握しないといかんと思うんです。牛の農家に詳しいのは、西川委員が詳しいんだよ。だけど、私も詳しいから、あえて質問している。

肝心要の畜産課がどれだけの損失があるかと

いうのをきちんと把握せんといかんわけです。だから、国に対してこれだけの要望をしますよと、国にこうしてやってくださいよと言えるわけです。畜産課はしていなくても、農産加工流通課は、多分、私はしていると思うんです、間違いなく。してないわけではない、とって質問させていただきたいと思いますが、いかがですか。

【長門農産加工流通課長】長崎和牛の損失額については、畜産課と情報共有しながら常々やっておりますけれども、私どものほうでも算出しておりません。

【山田(博)委員】農林部長、やはりこういったことはきちんと根拠を持ってやらないといけないと思っています。今後は、そういった裏づけを持って国に対して要望しないと、国もなかなか動かない。国から言われたことを、黙って口を開けてしていたって、話にならない。

綾香農林部長、私はあなたに期待してやっているんですよ。だから、あなたは農林部長になるべくしてなったんじゃないかと思っているんです。長崎和牛を食べて、がっちり肉体を鍛えてやっているんじゃないかと思っているわけでごさいます。そこで、部長、先ほどのお二人、畜産課長と農産加工流通課長に言いたいのは、きちんとした裏づけをせんといかんということを指摘したんですが、それについて、部長の見解を聞かせていただきたいと思っています。

【綾香農林部長】農家への影響、売上の減がどの程度あるのかというところをしっかりと把握しながら、説得力を持って国の方に施策なり予算の要望を行っていくというのは、非常に大事なことでございますので、どういう出し方ができるかというのは、今から検討いたしますが、数字の方を、私も入りまして関係課で検討させて

いただきたいと思います。

【川口農産園芸課長】販売額は7,600万円でございます。

【山田(博)委員】農林部長、おっしゃるとおりでございますので、今後は、引き続き、きちんと裏づけのある数字を持って、長崎県の農家の方々の所得向上に努めていただきたいと思っております。

これは期待を込めて言っているわけでごさいます。畜産課も農産加工流通課も一生懸命やっている、私は評価しているんですよ。ですから、言っているわけでごさいます。

農産園芸課長、やっと私の質問に答えていただきましたね。時間がかかりましたけれども。14名の方で25ヘクタールの方に対してこういうことになったということで、引き続き、こういったきめ細かな対応をやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

【近藤分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案のうち関係部分、第108号議案のうち関係部分、報告第3号のうち関係部分、報告第5号ないし報告第7号は、原案のとおり、可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【近藤委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

農林部長より総括説明をお願いいたします。

【綾香農林部長】 それでは、私のほうから、農林部関係の議案等についてご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料 農林部の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第105号議案「長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例」であります。

議案の内容についてご説明いたします。

まず、第105号「長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましても、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案以外の報告事項について、ご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

本案件は、令和2年1月28日、農林技術開発センター敷地内において、工事関係の調査を終えた業者の車両を通過させた後、門扉を閉めようとした際に門扉が転倒し、当該車両に損害を与えた事案について、和解が成立し、損害賠償金9万1,278円を支払うため、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

続きまして、議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料並びに追加

1、追加2をご用意ください。

今回、ご報告いたしますのは、新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応について、次期新ながさき農林業・農山村活性化計画（仮称）の策定について、新規就農者・新規雇用就業者の確保について、令和2年度「スマート農業実証プロジェクト」の採択について、千綿女子高等学園跡地活用について、長崎県茶業協会の解散に伴う後継組織の設立について、農業分野における外国人材（特定技能）の受入れについて、農林産物輸出の取組について、諫早湾干拓農地の排水対策等について、対馬農業協同組合の不祥事件について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について、新たな総合計画の策定についてでございます。

そのうち、主な事項についてご報告いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料の1ページ目をお開きください。

（新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応について）

新型コロナウイルス感染症にかかる本県農林業への影響につきましては、世界的な感染拡大に伴うインバウンド需要の減退や、緊急事態宣言によるイベント等の中止、外出自粛、休業要請などにより、和牛枝肉や花き等の価格が大幅に下落しているところであります。

林業におきましても、丸太の中国や韓国向け輸出が停滞し、その材が国内の合板・製材工場に流れたことから木材価格が下落しているところ です。

このような中、県といたしましては、農林業団体や市町等と連携し、影響を受けている農林業者の経営継続に向けて、資金繰り対策をはじめ、持続化給付金、雇用調整助成金などの国の



制度を活用できるよう相談対応等の支援を行っているところです。

また、先の4月臨時議会において議決いただきました補正予算につきましても、5月から肉用牛肥育農家の経営体質強化に向けた支援をはじめ、県産農畜産物の消費拡大のためのテレビCMや県庁舎等における花の装飾、林業事業者の雇用継続等のための緊急雇用創出事業に着手するとともに、6月からは県産牛肉の学校給食への提供を開始するなど、事業の早期執行に努めているところです。

今後はこれらの取組に加え、国の事業も最大限活用し、他産業で雇い止めとなった人材を農林業へ呼び込む取組や園芸作物の次期作栽培のための支援のほか、緊急事態宣言の解除を踏まえ、社会経済活動の段階的な拡大に合わせた県内飲食店や小売店、インターネット等での販売促進キャンペーンなど、関係部局と一体となった県産農畜産物等の消費拡大対策等を進めてまいります。

次に、3ページをお開きください。

（令和2年度「スマート農業実証プロジェクト」の採択について）

本年3月に国が公募した令和2年度の「スマート農業実証プロジェクト」の審査結果が公表され、全国144地区の応募のうち52地区が採択された中、本県から申請したブロッコリー、びわ、アスパラガスの3つのプロジェクトが全て採択されました。

ブロッコリーにおいては、栽培履歴や気象データ、過去の出荷実績などを活用した生育予測技術の確立や光センサーと画像認識システムで出荷規格と品質を瞬時に選別する選果機などの実証、びわにおいてはドローンを活用した防除や収穫物の運搬作業の省力化、糖度や内部腐敗

をセンサーで判別する選果システムなどの実証、アスパラガスにおいては施設内環境の見える化による栽培環境の最適化や、自動収穫ロボットによる収穫作業の省力化などの実証を行い、今年度から2年間で技術実証や経営効果などについて検証を行う予定です。

中山間地域が多く、今後、農業者の高齢化や減少に伴う産地の縮小が懸念される本県において、農産物の高品質安定生産と省力化、多収化を進めていくためには、スマート農業技術の確立、導入が不可欠なことから、本プロジェクトによる実証により本県の地域特性にあったスマート農業の技術の確立、普及を図ることで、さらなる農業者の所得向上と産地の維持、拡大に努めてまいります。

次に、関係説明資料（追加1）の1ページ目をお願いいたします。

（次期 新ながさき農林業・農山村活性化計画（仮称）の策定について）

平成28年に策定した本県農林業の振興方針である、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」については、諸情勢の変化とともに、令和2年度をもって終期を迎えることから、令和3年度からの本県農林業・農山村の目指す姿と方向性を示す次期計画の検討を進めております。

次期計画については、10年後（令和12年）の本県の農林業・農山村が目指す姿を描きながら、今後5年間の施策の方向性を示した令和3年度から7年度までの5カ年計画とし、策定にあたっては、農林業者をはじめ関係機関・団体・消費者、学識経験者、公募委員等からなる策定委員会を設置するとともに、県下7地区で地区別意見交換会を開催し、農林業者や関係機関・団体等の皆様からご意見・ご提言をお伺いしながら検討を行っているところであります。

現在、これまでにいただいたご意見等を踏まえ、農業就業人口の減少・高齢化の進展、集落機能の低下等の課題に対応するため、「若者から『選ばれる』、魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指す」ことを基本理念として掲げ、「産地対策」としての「次代につながる活力ある農林業産地の振興」と「集落対策」としての「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」を基本目標として、施策の方向性や地域別振興方針等の項目からなる計画素案の検討を進めているところです。

今後、9月の本委員会において、計画素案をご議論いただき、パブリックコメントを実施した上で、11月定例会において、計画（案）のご審議をお願いしたいと考えており、県議会のご意見を十分お伺いするとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

最後に、説明資料にお戻りいただきまして、9ページ目をお開きください。

（新たな総合計画の策定について）

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少やSociety5.0の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいることを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、農林部は、

「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」、「環境変化に対応し、一次産業を活性化する」、「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」の3つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」においては、産地自らがUターン者等の受入れを行う産地主導型就農ルートの確立等による新規自営就農者・雇用就業者の増大などに取り組むとともに、「環境変化に対応し、一次産業を活性化する」においては、スマート農林業の普及拡大等による生産性の高い農林業産地の育成などに取り組んでまいります。また、「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、地方での生活を志向する若者の移住・定住の促進等による農山村集落の維持などに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

その他の事項の内容については、記載のとおりであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【近藤委員長】次に、農政課長による報告を求めます。

【小畑農政課長】私のほうから、追加資料についてご報告をさせていただきます。

「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会へ提出いたしております農林部関係資料に提出漏れがございましたので、ご報告をいたしますとともに、おわび申し上げます。

提出漏れがあった資料は、工事に係る1,000

万円以上の契約状況一覧表でございまして、本日、先ほど追加分として提出いたしております。お手元のほうに配付をさせていただいております。

今後、このようなことがないように、提出資料についてはしっかりと確認を図ってまいります。

【近藤委員長】以上で説明が終わりましたので、暫時休憩します。

-----  
午後 3時46分 休憩

-----  
午後 3時46分 再開  
-----

【近藤委員長】 委員会を再開します。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第105号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 陳情番号25番、県下の農業協同組合の方々から来ている陳情書でございしますが、この中で、「長期化に伴う」JA経営の悪化」と書いてありますが、陳情の内容の「JA経営の悪化」というのは、担当課としてどのように把握されているのか、お答えいただけますか。

【村岡団体検査指導室長】 農業協同組合におきましては、組合員農家の事業が、農協の事業の中で利用されることで、販売手数料ですとかの収益になっております。組合員農家の事業が低迷した場合、販売高の低迷ですとかそういった場合、直接販売手数料の収入の減になりますので、そういったことで経営の安定が害されるというようなことで、こういった要望になっているというふうに理解しております。

【山田(博)委員】 それは具体的に、JAの負債とかはどれくらいあるか、ご存じですか。そういった悪化というのがね。

今、手数料が少なくなっていると言っておりますけど、じゃ、具体的な数字というのは把握されているか、把握されていないか。把握されているんだったら、お答えいただきたいと思えます。

【村岡団体検査指導室長】 販売手数料そのものの数字というのは、各農協、数字がございすけれども、これは公表している数字ではございませんので、なかなか申し上げるわけにはいかないんですけれども、経済事業の中では、販売事業手数料というのは、そう大きな収益減にはなっていないところでございます。

【山田(博)委員】 私は、いずれにしても、県下の農協団体からこういった要望書が来ているということは、大変大きな状況になっているというのは間違いのない事実でしょうから、要望書の内容について総括して、県下の農協の陳情書に

関する農林部長の見解を聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【綾香農林部長】今回、県下のJAグループから、「新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策にかかる要請書」ということでご要望いただいております。

JAは、各地域に根差した、地域社会を支える重要なインフラの役割も持っておりますし、地域の農業者にとっていろんな、生産、販売、流通、本当によりどころとなっておりますので、今後、新ながさき農林業・農山村活性化計画の各種施策をしっかりと展開することと同時に、今回、予算化をさせていただいておりますコロナウイルスの関連対策予算を、JAグループと一体となって、しっかりと生産者の方に活用いただき、そして、一日も早く経営をしっかりと建て直していただくというところを県内の振興局、本庁一体となって取り組むことで、このJAグループからの要望にしっかりと応えさせていただきたいと考えております。

【山田(博)委員】県下の農協団体から来ている要望内容というのは、要するに、農産物の価格の低迷という状況の中で、ぜひとも販売と流通対策の実施というふうな要望が上がっていますので、今、県のやっている施策が重要な柱になってきますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、陳情番号31番、長崎県農業農村整備事業推進協議会、この中に自民党県議団土地改良事業推進議員懇話会、西川克己会長から来ておりますけれども、当の本人は言いにくいでしょうから、私が代弁させていただきたいと思っております。

これに関して、担当課長としてどのような見解を持ってこの陳情に対応していこうと思っ

ているのか、聞かせていただきたいと思っております。

【土井農村整備課長】推進協議会のほうから上がってきました要望については、土地改良区の見解を吸い上げて要望をされております。

現在、新型コロナウイルス感染症に対して国の補正予算が組まれております。そういったことで、来年度の事業予算が確保できるのかという心配が上がっております。

現在農地の基盤整備を県下29地区でやっているわけですが、今年の政府施策要望の中でも重点事項として、国に対して、当初予算での必要枠の確保についても要望をしておりますし、また、引き続きあらゆる機会を通じて、県議会のお力添えをいただきながら、地元市町、関係団体と一体となって、国に強く要望してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】例年、事業推進の大会をやっておりますけれども、この大会は、今年はどうなんですか。まさかしないということはないでしょうね。農林部長の晴れ姿だよ、綾香部長のね。どうなっているんですか。

【土井農村整備課長】推進大会は、推進協議会のほうが主体となってやられるわけですが、時期については、秋頃に予定されていると聞いておりますが、まだ予定でございます、日程はまだ決まっておりません。

【山田(博)委員】ぜひやっていただきたいと思っているんですよ。恐らくこの大会には、この委員会のメンバーも来て、事業推進をやっているかなくてはいけないというのは十分わかっております。そういうことで期待しておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、質問は終わりたいと思っております。

【近藤委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、次期長崎県総合計画素案骨子について質問を行うことといたします。

質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時55分 休憩

午後 3時55分 再開

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 3時56分 休憩

午後 3時57分 再開

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容（結果）について、7月1日（水）の予算決算委員会における分科会長報告、及び7月3日（金）の本会議における委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

午後 3時58分 休憩

午後 3時58分 再開

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

本日まで審査いただいた、農水経済分科会長報告及び、農水経済委員会委員長報告については、協議会における委員の皆様の見解を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

午後 3時59分 休憩

午後 3時59分 再開

【近藤委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【近藤委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時 0分 閉会

# 農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年6月26日

農水経済委員会委員長 近藤 智昭

議長 瀬川 光之 様

記

## 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 105 号 議 案	長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 107 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決

計 2 件 (原案可決 2 件)

委員長（分科会長） 近藤 智昭

副委員長（副会長） 中村 一三

署名委員 八江 利春

署名委員 山田 博司

---

書記 馬場 雄志

書記 川野 義治

速記 (有)長崎速記センター

# 配 付 資 料



令和 2 年 6 月 定例 県 議 会

予算決算委員会農水経済分科会  
関係議案説明資料

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

- 第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分  
報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」  
のうち関係部分  
報告第9号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金  
特別会計補正予算（第2号）」  
報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」  
のうち関係部分  
であります。

はじめに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち  
関係部分についてご説明いたします。

(歳入)

国庫支出金	3,021万	2千円の増
合計	3,021万	2千円の増

(歳出)

労働費	4,199万	7千円の増
商工費	2,900万	円の増
合計	7,099万	7千円の増

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、

◎新産業創造課

食品加工センター建設予定地において産業廃棄物が発見されたことによる処理に要する経費及び長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領を適用することによる労務費に要する経費等として、

食品加工センター整備費 2,900万 円の増

を計上しております。

◎若者定着課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県主催のイベント中止に係る事業者への損害賠償に要する経費として、

学生と企業の交流強化事業費 171万 4千円の増

を計上しております。

◎雇用労働政策課

就職氷河期世代の県内就職支援及び正規雇用の転換の促進に要する経費として、

人材確保総合支援事業費 4,028万 3千円の増

を計上しております。

次に、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、及び報告第9号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております。令和元年度予算の補正を、令和2年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

一般会計では、

(歳入)

使用料及び手数料	201万	円の増
国庫支出金	1,732万	5千円の減
財産収入	515万	5千円の増
寄附金	1,157万	円の減
繰入金	3,025万	7千円の減
諸収入	9万	円の増
合計	5,189万	7千円の減

(歳出)

総務費	674万	4千円の減
労働費	1億50万	5千円の減
商工費	2億2,532万	1千円の減
合計	3億3,257万	円の減

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、

工場等設置補助金の実績確定等に伴う、

企業誘致推進費 3,587万 円の減

食品加工センター工事費の契約額確定等に伴う、

食品加工センター整備費 5,203万 5千円の減

長崎高等技術専門校空調設備改修工事の実績確定等に伴う、

職業能力開発校費 3,470万 1千円の減

緊急離職者能力開発委託事業の実績額確定等に伴う、

緊急離職者能力開発事業費 3,354万 6千円の減

などによるものであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計では、

(歳入)

繰入金	196万	円の減
繰越金	122万	4千円の減
諸収入	2万	円の減
合計	320万	4千円の減

(歳出)

商工費	320万	4千円の減
-----	------	-------

を計上いたしております。

この主な内容は、貸付事務費の減などによるものであります。

次に、報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、経済活動と感染予防の両立に向けた対策を緊急に実施する必要性が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和2年5月28日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご説明いたします。

(歳入)

国庫支出金	1億9,250万	円の増
諸収入	105億9,420万	9千円の増
合計	107億8,670万	9千円の増

(歳出)

商工費	141億6,163万	5千円の増
合計	141億6,163万	5千円の増

を計上いたしております。

◎産業政策課

県内事業者「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組を普及させるため、ガイドラインの実施に要する経費として、

新しい生活様式対応支援事業費 32億 7,867万 6千円の増

を計上しております。

◎企業振興課

衛生向上対策や新しい生活様式等への対応並びに新規需要の獲得等に向けた設備投資などに取り組む県内製造業者への支援に要する経費として、

地場企業総合支援事業費 2億 2,500万 円の増

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している陶磁器など地域産業について、サプライチェーンの維持・確保を図るために要する経費として、

産地力パワーアップ緊急支援事業費 6,375万 円の増

を計上しております。

◎経営支援課

中小企業者の経営基盤の安定化に向けた資金繰り支援等のための資金の貸付に要する経費として、

金融対策貸付費 102億 6,000万 円の増

(融資枠 300億 円)

等を計上いたしております。

(債務負担行為について)

債務負担行為の内容についてご説明いたします。

「緊急資金繰り支援資金利子補給費」については、令和2年度中における総額700億円の範囲内の融資に対し、毎年の融資平均残高の年1.3%以内に相当する金額を限度に利子補給しようとするものであります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 6 月 定例 県 議 会

予算決算委員会農水経済分科会  
関係議案説明資料

水 産 部



水産部関係の議案等について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」  
のうち関係部分

報告第8号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正  
予算（第2号）」

報告第12号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算  
（第1号）」

報告第17号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第  
4号）」のうち関係部分

であります。

はじめに、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただき、3月31日付けをもって専決処分させていただきました事項の報告であります。

まず、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

(歳 入)	
分担金及び負担金	2億3,535万4千円の増
使用料及び手数料	1,359万1千円の増
国庫支出金	1億7,015万 円の減
財産収入	1,303万1千円の増
諸 収入	47万1千円の減
合 計	9,135万5千円の増

(歳	出)	
企	画	費
水	産	業
公	共	土
木	施	設
災	害	復
旧	費	
合	計	

37万3千円の減

4億2,481万 円の減

1,782万9千円の減

4億4,301万2千円の減

となっております。

この歳出予算の主なものは、

離島漁業再生支援事業の事業費の精算等に伴う減

1億1,203万1千円

水産環境整備費の事業費の精算等に伴う減

7,050万 円

その他、職員給与費の過不足の調整、執行額の確定に伴う整理等であります。

次に、報告第8号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、貸付金の減額等に伴い、

歳入、歳出それぞれ

3,622万7千円

を減額いたしております。

次に、報告第12号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

これは、管理運営に係る事業費の確定等に伴い、

歳入、歳出それぞれ

943万5千円

を減額いたしております。

次に、報告第17号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

収益的収入について、土地売却収益等の増に伴う増額 1, 179万8千円

収益的支出について、土地売却原価等の増に伴う増額 1, 185万4千円

をそれぞれ計上いたしております。

次に、「令和元年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」のうち関係部分についてご説明いたします。

水産業振興費 28億 円

漁場水産基盤整備費 10億7, 559万6千円

県営漁港水産基盤整備費 61億 52万6千円

市町村営漁港水産基盤整備費 7億5, 059万5千円

漁港災害復旧費 175万3千円

合 計 107億2, 847万 円

を計上いたしております。

繰越の主な理由は、国の経済対策に対処するために、先の2月定例県議会において予算計上した事業や、施工計画・設計及び工法変更による工事の遅延で、年度内に完成が困難となった工事について、適正な事業実施期間を確保するためのものであります。

以上をもちまして、水産部関係の議案等の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和 2 年 6 月 定例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 農 水 經 済 分 科 会  
関 係 議 案 説 明 資 料

農 林 部

農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」  
のうち関係部分

報告第5号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算  
（第2号）」

報告第6号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算  
（第2号）」

報告第7号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算  
（第3号）」

であります。

はじめに、第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関  
係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	1億	575万	7千円の増
諸収入		32万	円の増
合 計	1億	607万	7千円の増

となっております。

歳出予算は、

農	業	費	6, 179万 2千円の増	
畜	産	業	費	5, 46.2万 6千円の増
合		計	1億 1, 641万 8千円の増	

となっております。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(人材確保育成対策費について)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う労働力確保のため、農業大学校生を農家に派遣するために必要となる技術研修用農業機械の導入や、人材確保対策への支援等に要する経費として、

人材確保育成対策費 1, 604万 2千円の増  
を計上いたしております。

(農林振興費について)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う輸出先国の消費行動の変化への対応や新たな輸出先国の確保を図るため、施設・設備整備を支援するために要する経費として

農林振興費 4, 575万 円の増  
を計上いたしております。

(肉用牛経営体質強化緊急支援事業費について)

新型コロナウイルス感染拡大に伴い家畜市場における公衆衛生の維持を図るため、消毒液散布機器の導入を支援するために要する経費として

肉用牛経営体質強化緊急支援事業費 198万 円の増  
を計上いたしております。

(家畜伝染病予防対策費について)

畜産農家が飼養衛生管理基準に基づき行う防鳥ネット等の設置を支援するために要する経費として

家畜伝染病予防対策費 5, 264万 6千円の増  
を計上いたしております。

次に、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただき、令和2年3月31日付けをもって専決処分させていただきました事項の報告であります。

はじめに、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

( 歳 入 )

分担金及び負担金	2, 154万 4千円の増
使用料及び手数料	2, 183万 3千円の減
国庫支出金	8億 8, 099万 8千円の減
財産収入	465万 円の増
繰入金	3, 252万 5千円の減
諸収入	1億 2, 056万 1千円の減
合 計	10億 2, 972万 3千円の減

( 歳 出 )

企 画 費		77万	4千円の減
環 境 保 全 費		170万	1千円の減
農 業 費	5億	181万	6千円の減
畜 産 業 費	1億	3,525万	2千円の減
農 地 費	1億	5,627万	3千円の減
林 業 費	1億	4,256万	1千円の減
農林水産施設災害復旧費	5億	1,588万	3千円の減
公共土木施設災害復旧費		2,578万	6千円の減
合 計	14億	8,004万	6千円の減

となっております。

これは、歳入面で国庫支出金等が最終的に確定したこと及び歳出面で年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。

次に、報告第5号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、事業の決定に伴い、

歳入、歳出それぞれ 364万 8千円

を減額いたしております。

次に、報告第6号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、事業の決定に伴い、

歳入、歳出それぞれ 65万 7千円

を減額いたしております。



次に、報告第7号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県営林特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

これは、事業の決定に伴い、

歳入、歳出それぞれ 746万 7千円

を減額いたしております。

次に、「令和元年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」の関係部分についてご説明いたします。

農 業 費	3億 7,705万 4千円
畜 産 業 費	4億 1,808万 6千円
農 地 費	59億 1,648万 2千円
林 業 費	33億 6,574万 7千円
農林水産施設災害復旧費	8億 4,641万 9千円
公共土木施設災害復旧費	2億 2,860万 2千円
合 計	111億 5,239万 円

を計上いたしております。

繰越の主な理由は、事業決定の遅れ、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延、地元関係者との調整に不測の日数を要したこと等により、事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

次に、「令和元年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し繰越計算書報告」についてご説明いたします。

林 業 費 6,344万 6千円

を計上いたしております。

繰越の理由は、森林整備事業において、施工箇所へ通じる既設林道が被災し、復旧工事に不測の日数を要したため間伐等の着手が遅れたこと、並びに治山工事箇所における地元調整及び想定していなかった岩掘削に不測の日数を要したこと等により、年度内の工事完了が困難となったことによるものであります。

次に、「令和元年度長崎県県営林特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」についてご説明いたします。

林業費	2億 2,300万 5千円
-----	---------------

を計上いたしております。

繰越の主な理由は、事業決定の遅れにより、事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

繰越計算書報告については、以上のとおりでございます。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 6 月 定例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 農 水 經 済 分 科 会  
関 係 議 案 説 明 資 料

( 追 加 1 )

産 業 労 働 部

【予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料 産業労働部 1頁3行目の次に、次のように挿入する。】

第108号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

【予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料 産業労働部 4頁10行目の次に、次のように挿入する。】

次に、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

(歳入)

諸	収	入	173億	7,495万	円の増
合		計	173億	7,495万	円の増

(歳出)

労	働	費	2億	9,178万	6千円の増
商	工	費	173億	7,495万	円の増
合		計	176億	6,673万	6千円の増

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、

◎経営支援課

中小企業者の経営基盤の安定化に向けた資金繰り支援等のための資金の貸付に要す

る経費として、

金融対策貸付費	171億	円の増
(融資枠)	500億	円)

等を計上いたしております。

#### ◎若者定着課

県内企業の新卒採用計画に対する人員不足の状況について、大手就職ナビサイトを活用して、県内学生や県外の本県出身学生に情報発信し、県内企業への就職促進に要する経費として、

学生と企業の交流強化事業費	2,640万	円の増
---------------	--------	-----

を計上しております。

#### ◎雇用労働政策課

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた失業者に対して、短期の雇用機会創出に要する経費として、

雇用環境改善対策費	2億 3,038万 6千円	の増
-----------	---------------	----

を計上いたしております。

県内企業による県外人材確保に向け、都市部の転職希望者をUIJターンにより積極的に取込むためのオンライン転職フェア開催に要する経費として、

人材確保総合支援事業費	3,500万	円の増
-------------	--------	-----

を計上しております。

(債務負担行為について)

債務負担行為の内容についてご説明いたします。

「緊急資金繰り支援資金利子補給費」については、令和2年度中における総額

1200億円の範囲内の融資に対し、毎年の融資平均残高の年1.3%以内に相当する金額を限度に利子補給しようとするものであります。

令和 2 年 6 月 定例 県 議 会

予算決算委員会農水経済分科会  
関係議案説明資料  
(追加 1)

水 産 部

【予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料 水産部の1頁2行目の次に、次のとおり挿入する。】

第108号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

【予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料 水産部の1頁11行目の次に、次のとおり挿入し、1頁12行目から14行目を削除する。】

はじめに、第108号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、

水産業費	8,833万6千円の増
合計	8,833万6千円の増

となっております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(漁協向け新型コロナウイルス感染症緊急対策支援事業費について)

漁業者の協同組織である漁協において、漁業者への相談体制を整備し、漁業者の経営継続を支援するための経費として、

漁協向け新型コロナウイルス感染症緊急対策支援事業費 3,597万1千円の増を計上いたしております。



(漁業経営継続支援事業費について)

漁業経営の継続のための販路回復・開拓や事業継続・転換等の取組を総合的に支援する経費として

漁業経営継続支援事業費 5,236万5千円の増  
を計上いたしております。

次に、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただき、3月31日付けをもって専決処分させていただきました事項の報告であります。

令和 2 年 6 月 定例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 農 水 經 済 分 科 会  
関 係 議 案 説 明 資 料

( 追 加 1 )

農 林 部

【予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料 農林部の1ページ3行目から  
12行目を削除し、次のとおり挿入】

第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第108号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」  
のうち関係部分

報告第5号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算  
（第2号）」

報告第6号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算  
（第2号）」

報告第7号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算  
（第3号）」

であります。

【予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料 農林部の3ページ6行目の次に、  
次のとおり挿入】

次に、第108号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係  
部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に  
対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、

農 業 費	8, 1 4 2万 7千円の増
畜 産 業 費	4, 8 0 0万 円の増
合 計	1億 2, 9 4 2万 7千円の増

となっております。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(長崎県農業経営継続支援事業費について)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換に係る機械・設備の導入、人手不足解消の取組を総合的に支援するために要する経費として

長崎県農業経営継続支援事業費 1, 6 6 0万 円の増

を計上いたしております。

(野菜生産指導推進費について)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外食産業等の需要減により、出荷できなくなっている加工業務用たまねぎを、緊急的に青果用として出荷する際の掛かり増し経費を支援するために要する経費として

野菜生産指導推進費 6 5 9万 2千円の増

を計上いたしております。

(県内農畜産物消費拡大対策事業費について)

消費者に旬の花を定期的に届ける仕組みなど、新しい生活様式に対応した消費拡大を図るための花き総合ウェブサイト構築への支援に要する経費として

県内農畜産物消費拡大対策事業費 4 7 7万 4千円の増

を計上いたしております。

(農林振興費について)

新型コロナウイルス感染拡大に伴い影響を受けた「長崎和牛」「茶」「マグロ類」等の消費喚起を図るため、県内量販店等が実施する販売促進の取組を支援するために要する経費として

農林振興費 5,346万 1千円の増

を計上いたしております。

(肉用牛経営体質強化緊急支援事業費について)

新型コロナウイルス感染症拡大で子牛価格が下落する中、意欲ある生産者の経営改善に向けた取組を支援するために要する経費として

肉用牛経営体質強化緊急支援事業費 4,800万 円の増

を計上いたしております。

令和 2 年 6 月 定例 県 議 会

農水經濟委員會關係議案説明資料

産 業 勞 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第107号議案 「和解及び損害賠償の額の決定について」であります。

議案についてご説明いたします。

第107号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響のため、県が主催する就職イベントを中止したことに伴い、県の申出により契約を解除したため、イベント開催業務を請け負っていた事業者に対し、すでに履行済みの経費等について、賠償金171万3,254円として、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。

次に議案外の報告事項について、ご説明します。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

新型コロナウイルス感染症の影響により県が主催するセミナーを中止した事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、実施予定であったセミナーの講師の航空券取消手数料が発生したもので、440円を賠償金としたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への緊急支援について)

国において決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に伴う国の補正予算に適切に対処するため、去る4月臨時県議会でご承認をいただきました事業のうち、緊急支援策として実施した主なものについてご報告いたします。

### (1) 資金繰り支援

中小企業者の資金繰り支援を一層強化するため、県の制度融資「緊急資金繰り支援資金」について、国の利子補助を活用し、売上高が一定以上減少している中小企業者を対象に、融資額3,000万円まで、当初3年間を実質無利子、保証料ゼロとする取扱を開始したところであります。

また、資金需要の増加に対応するため、融資枠を700億円まで拡大しており、6月5日時点の保証承諾実績は、2,743件、約419億円となっております。

引き続き、資金需要に応じた融資枠の確保や専門家による融資申請書類の作成等の支援など、融資を希望する中小企業者の負担をできる限り軽減し、金融機関の円滑な融資実行につなげてまいります。

### (2) 雇用調整助成金

経済上の理由により従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金に本県独自の上乗せ助成を実施する「長崎県緊急雇用維持助成金」については、国から支給決定を受けた県内中小企業を対象としており、6月8日時点で108件、1,384万円の申請があっております。

また、雇用調整助成金の申請書類作成等の支援を行うため、社会保険労務士を事業所へ派遣するとともに、県庁内における個別相談窓口の設置や離島・半島地域での出張相談会の開催など、6月8日時点で延べ254件の相談対応を行っております。

引き続き、助成金の迅速な支給や申請手続きの支援により、雇用の維持を図る事業主を支援してまいります。

### (3) 休業要請協力金

新型コロナウイルス感染症対策にかかる休業等の協力要請に伴い、4月25日から5月6日までの間、要請に応じて協力をいただいた中小企業・個人事業主の皆様に対し、長崎県休業要請協力金として1事業者あたり30万円を支給する制度を設けております。



5月11日から6月19日を申請受付期間としており、6月8日時点で1,489件、4億4,670万円を支給しております。

残りの申請につきましても、申請要件の確認等の事務を急ぎ、速やかな支給に努めてまいります。

#### （「新しい生活様式」の実践等に向けた支援について）

緊急事態宣言の解除による県内経済の活動再開に伴う感染防止のため、県内事業者が実施する「新しい生活様式」の実践に向けた環境整備対策について、各分野に応じた積極的な支援を行っており、主な内容をご報告します。

##### （1）中小・小規模事業者への支援

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、今後の持続的な対策を見据えた自主的な感染防止策の推進が求められていることを踏まえ、店舗等において消費者と接する機会の多い県内中小・小規模の事業者に対し、ガイドラインに沿った取組に必要な経費を助成することとしております。

6月15日から申請書の受付を開始しており、県内事業者の「新しい生活様式」の早期実践を推進してまいります。

##### （2）飲食・小売業等への支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食・小売業等の事業継続や早期回復に向けて、対人接触を抑えた営業や巣ごもり需要への対応に必要な経費などを幅広く支援することとしております。

5月15日から申請書の受付を開始し、募集終了までに253件の応募があり、現在、交付手続きを進めております。

##### （3）製造業への支援

県内中小製造業者に対し、衛生環境の向上や感染症の影響に対応した生産体制の

構築、あるいは生産体制強化のための設備の整備、また、これらに併せて行う営業活動の強化等を支援することで、新しい生活様式への対応や新規需要の獲得等につなげ、今後影響の拡大が懸念される製造業において、売上の回復を図るよう努めてまいります。

#### (4) 県内企業の働き方改革促進への支援

県内中小企業の働き方改革の促進や事業継続性の確保等を支援するため、テレワーク導入環境を整備する経費を助成する制度を設けております。

国の働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）に本県独自の上乗せ助成を実施するテレワーク導入助成金については、国から支給決定を受けた県内中小企業を対象としており、国の助成金を活用してテレワークを導入しようとしている企業が6月8日時点で17社となっております。

また、テレビ会議システムを活用したセミナーの開催や、テレワーク環境の構築を支援するため専門家派遣など、助成制度と併せた支援を行うことにより、県内企業のテレワーク導入を促進してまいります。

#### (経済・雇用の動向について)

我が国の景気は、政府が5月に発表した月例経済報告によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある。」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が5月に公表した県内金融経済概況によると、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、厳しさを増している。」とされております。

まず、生産面をみると、大手・中堅造船では、厳しい受注環境が続くもとの、操業度を引き下げておりますが、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となっており、高操業が続いております。また、原動機においては国内外向けともに

受注が減少し、操業度をやや引き下げており、冷熱機器では国内向けを中心に横ばい圏内で推移し、大・中型モーターは振れを伴いつつも高めの水準を維持しております。

一方、需要面をみると、公共投資は、高水準で推移しているものの、個人消費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、大幅に減少しております。

なお、令和2年2月から同4月まで直近3月間の企業倒産件数は16件で、昨年同に比べて4件の増となっております。

また、4月の全国の有効求人倍率は、1.32倍と前月から0.07ポイント下回る中、本県においても、前月を0.06ポイント下回る1.04倍となっており、雇用情勢は、新型コロナウイルスの感染拡大により求人が減少しており、厳しい状況にあるとされております。

今もなお、厳しい状況が続いていることから、関係機関と連携しながら、迅速に各種施策に取り組んでまいります。

#### (新型コロナウイルス感染症拡大の本県製造業への影響について)

製造業における新型コロナウイルス感染の影響については、世界的な回復には数年かかると言われるなど、感染症流行前と同様な経済活動には未だ至っておりません。

県内においては、自動車関連で、大手メーカーの工場停止に伴い、稼働日数の調整など一部影響が見られるものの、基幹産業である造船・プラント関連では大きな影響は見られず、全体として、堅調に推移しております。

このような中、本県の基幹産業の一つである半導体分野においては、感染症拡大の影響下においても、リモートワークの拡大や5G化への進展などに伴う需要拡大により好調を維持しているとお聞きしております。

また、食料品製造業においては、土産品やホテル向けなどの売上減少が見られる一方、巣籠もり需要などにより、スーパーマーケットなどの日用品市場や通販市場が拡大していると伺っております。

今後とも県内製造業の動向を注視し、日本経済が回復基調に向かう中で、設備投資など県内中小企業の事業拡大に向けた取組を積極的に支援してまいります。

#### (海洋エネルギー関連産業の創出について)

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定により、今後、国が公募で選定する事業者による洋上風力発電の商用事業の実施が見込まれます。本県においては、全国第1号の促進区域に指定された五島市沖に続く、促進区域の候補海域として、西海市沖の最新の情報を国に提供するなど、海洋エネルギー関連産業の拠点形成に向けた環境整備に取り組んでおります。

こうした中、県では、昨年度から県内海域において、漁業協調・共生を前提とした洋上風力発電の実施可能エリアを選定するためのゾーニング事業を実施しており、本年度は、壱岐市及び対馬市の海域において詳細検討を行うこととしております。

#### (スタートアップ企業の創出・集積について)

今後成長が見込まれるスタートアップ企業の集積及び交流を図る拠点として、昨年3月26日に出島交流会館2階に「CO-DE J IMA」を開設し、昨年度は、セミナー、ワークショップ、講演会等を延べ110回開催しました。

今年度は、人口減少などの県内の課題解決に向けたビジネスや新産業創出に繋げるため、国内最大のスタートアップ集積地である渋谷にあるスタートアップ交流拠点、「SHIBUYA QWS」との連携を進めているところであります。

現状としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内企業等が東京へ行く機会が制限されていることから、オンライン上でのQWS会員との交流や、QWSオンラインイベントの活用を促進しております。今後は、全国的な状況をみながら、長崎での課題抽出イベントや東京での課題解決イベント等の実施を検討してまいります。

(企業誘致の推進について)

去る3月23日、東京都に本社を置くトランスコスモス株式会社が、県内3箇所目の拠点となるBPOセンターを長崎市へ新設することを決定し、5月25日に立地協定を締結いたしました。新たな拠点では、5年間で180人を雇用して、企業から受託した総務事務や人事・経理などのバックオフィス業務を行うこととされております。

また、京都府に本社を置き、医療用分析装置等の製造・開発を行うアークレイ株式会社が、長崎市に子会社となるアークレイ長崎開発センター株式会社を設立し、5月20日に立地協定を締結いたしました。同社は、3年間で30人を雇用して、糖尿病検査機器等の開発を行うこととされております。

さらに、東京都に本社を置く新日本無線株式会社が、佐世保市への立地を決定され、5月27日に立地協定を締結しました。同社は、車載向けの半導体集積回路等を製造されており、5年間で23人を雇用して、基板設計及びソフトウェア開発を行うこととされております。

このほか、本年2月に長崎市への立地が決定しておりました、株式会社ゼンリンと3月25日に立地協定を締結したところであります。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう地元自治体等と連携しながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

(県内定着の促進について)

今春卒業した高校生の県内就職率については、キャリアサポートスタッフによるきめ細かな就職支援や、秋口以降の未内定者に対するフォローに取り組んだこと等により、速報値で、前年比4.5ポイント増となる65.6%となっており、第1期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略における目標値の65.0%を上回る見込みであります。

一方、大学生等の県内就職率については、都市部企業による採用圧力が引き続き

高いことから、37.8%と、前年同期に比べ3.2ポイント下回る状況となっております。

こうした中、令和3年4月採用にかかる動向については、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の採用活動や生徒・学生の就職活動が大きく制限されております。

そのため、高校生につきましては、Nびに掲載している県内企業の動画特集等を取りまとめたガイドブックの生徒への配布や、経済団体に対する求人数の確保と早期の求人票提出の要請、新たに作成した求人票の書き方のポイントをまとめた動画の県内企業への周知等を図っているところであります。

また、大学生につきましては、県庁のテレビ会議システムを活用したオンライン企業説明会や、キャリアコーディネーターによる学生向けのオンライン就活セミナーを開催したほか、4月の経済対策補正において、オンラインによる企業面談会等が常時実施できる環境整備や大手就職支援サイトを活用した本県出身の県外学生への情報発信を行うなど、企業の採用活動と学生の就職活動の支援に努めているところであります。

さらに、大学生の保護者あてに、県内就職支援に関する県の施策を紹介する知事からの手紙を送付し、お子様方に県内就職を検討していただけるようお願いしたところでもあります。

引き続き、若者の県内就職の促進に向け全力を傾注してまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる産業労働部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「試験研究機関の運営の効率化」及び「試験研究における外部資金の活用」については、工業技術センター、窯業技術センターにおいて、研究キャラバンや現地技術

支援など積極的な働きかけを行い、技術相談や企業訪問、企業との技術研究会等を実施し、令和元年度は、95件の産学官連携による共同研究に取り組み、外部資金の獲得に向け10件の応募をしたところであります。

今年度においても、引き続き、産業ニーズの把握と県内企業への技術支援を行うため、企業への働きかけ等を積極的に行い、産学官連携による共同研究に取り組むとともに、外部資金の獲得に努めてまいります。

「高等技術専門校の運営体制の見直し」については、平成30年度において、「県立高等技術専門校の中長期計画の方向性」を定め、基本的な考え方、高等技術専門校の重点的役割、訓練課程の在り方、指導体制の在り方などについて整理をしたところであります。

今年度は、この中長期計画の方向性を踏まえ、訓練課程や取得資格等の訓練内容にかかる見直しや、指導員等の効率的な運営体制について検討・実施していくこととしております。

「企業誘致への積極的な取組」については、長崎県産業振興財団において、市町と連携した企業訪問活動や県内視察の誘導、立地企業のフォローアップ、時機をとらえたトップセールスを行い、積極的に誘致活動を展開しております。

令和元年度においては、延べ2,967件の企業を訪問し、31社に県内を視察いただくなど積極的な取組を進めた結果、13件の企業誘致を実現しており、その新規雇用計画数は559人となっております。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### (新たな総合計画の策定について)

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃に

かけて予測される人口減少や Society5.0 の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、産業労働部は、主に「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」と「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」の2つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」においては、高校生の県内就職の促進・支援や県外へ進学する学生を対象としたUIターンの取組みなどに取り組んでまいります。

「新しい時代に対応した力強い産業を育てる」においては、成長分野として位置付ける航空機関連産業や海洋エネルギー関連産業、ロボット・IoT関連産業の振興や製造業・サービス産業をはじめとした地場企業の成長促進などに引き続き取り組んでまいります。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。



令和 2 年 6 月 定例 県 議 会

農水經濟委員會關係説明資料

水 産 部

水産部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応について)

新型コロナウイルス感染症にかかる本県水産業への影響につきましては、緊急事態宣言による外出自粛や飲食店休業などの影響を受け、外食向けの需要が大幅に低下し、高級魚を中心に魚介類の価格が大きく下落したほか、輸出についても相手国の需要減退や航空便の欠航等により出荷が大きく減少しました。5月25日の全都道府県の緊急事態宣言の解除以降、次の感染の波を抑止しつつ、社会経済活動を段階的に引き上げていくステージに移行しているところですが、引き続き、厳しい状況にあります。

このような中、県としましては、水産関係団体と連携し、影響を受けている漁業者が安心して経営を継続できるよう資金繰り対策の相談対応を随時実施したほか、持続化給付金等の事業者向けの対策については、漁業者が円滑に活用できるよう漁業協同組合への情報提供や支援を行ってまいりました。

また、4月臨時会において議決いただきました「水産物学校給食活用推進事業」や「水産物国内流通促進緊急対策事業」などの予算を活用し、県産水産物の消費拡大対策等を積極的に進めているところです。学校給食への食材提供については、地域の給食関係者のご協力のもと、第一弾として6月下旬には新上五島町や長与町、西海市などの小中学校において「ブリの照り焼き」がメニューとして提供されることとなっております。今後も順次、県内の小中学校への供給を拡大してまいります。

今後は、これらの取組に加え、国の第2次補正予算について水産関係団体と連携して関係対策の活用を図るほか、文化観光国際部等の庁内の関係部局と一体となって取り組むインターネット等でのキャンペーンなどにより、更なる水産物の消費拡大対策を進めてまいります。

(令和元年海面漁業・養殖業生産量について)

農林水産省は、去る5月28日に「令和元年の海面漁業・養殖業生産量の概数」を公表しました。

本県海面漁業・養殖業生産量は、27万4千トンで、前年の31万4千トンから4万トン(13%)減少し、全国における生産量の順位は、前年同様、北海道に次ぐ2位でした。

海面漁業の生産量は、25万トンで、前年から4万トン(14%)減少しております。減少の要因は、主にまき網が前年から3万4千トン(15%)、いか釣が1,747トン(40%)減少しており、主要魚種では、さば類が2万8千トン(28%)、あじ類が5千トン(11%)、いか類が2千トン(30%)、いわし類が2千トン(4%)の減少、ぶり類は2千トン(14%)増加しております。なお、生産量が全国1位の魚種は、くろまぐろ、まあじ、かたくちいわし、さば類、たい類(まだい、ちだい・きだい)、いさき、さざえとなっています。

海面養殖業の生産量は、2万4千トンで、前年から258トン(1%)増加しており、主要魚種では、ぶり類がやや増加、くろまぐろも686トン(11%)増加しております。なお、生産量が全国1位の魚種は、ふぐ類、くろまぐろ、その他のぶり類(ぶり、かんぱちを除く)となっております。

(クロマグロの資源管理について)

平成31年4月から令和2年3月までの第5管理期間における沿岸漁業の漁獲枠の消化状況は、全国では30kg未満の小型魚が、漁獲枠1,997.8トンに対し76.4%、30kg以上の大型魚が漁獲枠1,464.7トンに対し72.1%であり、そのうち本県では小型魚が漁獲枠683.8トンに対し82.0%、大型魚が漁獲枠158.3トンに対し72.9%と、いずれも全国の消化率を上回りました。

これは漁獲枠の有効活用を図るため、漁獲枠に未利用分が多い海区から、他の海区への枠の融通を促すとともに、2月には小型魚について枠内先獲り方式として、一時的に漁獲枠の海区区分を無くし、県内で一斉に漁獲する管理方式を導入したことによると考えています。

令和2年4月から1年間の第6管理期間では、昨年12月に開催された太平洋クロマグロの資源管理等を話し合う「中西部太平洋まぐろ類委員会」年次会合において、漁獲上限の未利用分に係る繰越率が、現状の5%から17%に増加するとともに、台湾からの通報により、大型魚の漁獲上限を台湾から我が国へ300トン移譲することが可能となりました。

これに基づき、当初配分枠に追加があり、本県の漁獲枠は小型魚882.6トン、大型魚197.8トンとなりました。

県としましては、県の漁獲枠に出来るだけ未利用が生じないように、漁獲枠管理の柔軟な運用を図りながら、今後とも漁業者の意見を踏まえ、我が国への漁獲枠の増枠が実現するよう国へ要望していくとともに、資源回復が着実に進むよう適切な管理に努めてまいります。

#### (漁業所得向上対策について)

平成27年度から、経営改善や新たな事業展開を目指す経営体を対象として、県や市町、系統団体で構成する経営支援協議会と長崎県中小企業診断士協会に設置した「経営指導サポートセンター」が連携して、個別の経営指導を行い、これにより3年間で102件の経営計画が策定され、計画具体化に必要な機器整備等の支援を行ってまいりました。

しかしながら、県内の漁業経営体全体に対する指導数の割合は低かったため、平成30年度から所得向上対策の加速化を目的に、市町、漁協等との連携を強化し、国の

「浜の活力再生プラン」や県の「地域別施策展開計画」を基軸として、先駆的な漁法や漁労技術などの導入を支援するとともに、これまで経営指導・支援で育成した収益性の高いモデル経営体の取組事例の普及を図るなど、優良経営体の育成をスピード感をもって進めてまいりました。

この結果、平成30年度は199件、令和元年度は243件の経営計画を策定することができ、多くの経営体が県事業のほか国事業を有効に活用しながら所得向上に取り組まれており、今後とも経営指導を推進するとともに、これまで策定された経営計画のフォローアップ活動を強化しながら漁業者の所得向上を進めてまいります。

#### (令和元年のクロマグロ養殖について)

水産庁は、去る3月31日に「令和元年における国内のクロマグロ養殖実績(速報値)」を公表しました。

本県のクロマグロ出荷量は、7,188トンで、前年と比較し686トン増加して過去最高となり、全国シェアは37%を占め6年連続で日本一となっております。今期以降の生産量については、これまでに一定量の種苗が確保されていることや、出荷魚体の大型化が進んでいることから、平成26年から30年の平均生産量の約5千2百トンを上回るとは可能であると考えております。

今後とも、関係団体と連携し、本県クロマグロ養殖の生産性・収益性の向上に取り組んでまいります。

#### (令和元年度のノリ養殖について)

本県における令和元年度のノリ養殖生産枚数は788万枚、生産金額は1億50万円、単価は12.8円となり、過去5ヵ年の平均と比較して、枚数で68%、金額で79%と下回ったものの、平均単価は117%と上回りました。

なお、有明4県における生産枚数は39億5,979万枚、生産金額は552億2,970万円で、過去5ヵ年平均と比較して、枚数は98%とわずかに下回りましたが、金額は107%と上回りました。

今後とも、ノリ養殖経営安定のための学習会の開催や漁場調査結果の迅速な提供及び養殖技術の助言・指導を行うとともに、関係団体等と連携を図りながら来漁期に向けた課題抽出と対策の検討、養殖共済加入の推進等により養殖生産の維持に努めてまいります。

#### (水産物の輸出実績について)

本県水産物の輸出については、これまで同様、県と関係団体が連携し、東アジアや北米を中心に積極的な取組を進めております。

中国向けには、現地でのニーズが高い大型の養殖マグロや季節に応じた旬の天然魚、米国向けには大型の養殖マアジや養殖ブリフィーレを輸出するなど、輸出先のニーズに応じた魚づくりや、安定供給のための出荷体制づくり等を通じて、水産物の輸出拡大に努めてまいりました。令和元年度の輸出実績は、終盤、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、輸出量・額ともに前年度をやや下回り、輸出金額は、前年度より約2億円減の約31億円となっております。

今後とも、安全・安心で高品質な本県水産物の輸出を促進し、適正な魚価の形成による生産者所得の向上に取り組んでまいります。

#### (総合水産試験場における取組成果について)

総合水産試験場では、養殖業の高付加価値化による収益性の向上を目指して、養殖トラフグの需要が高まる12月に、大きな白子を持つ早熟の全雄トラフグ種苗の開発に取り組んでいます。昨年度は県内7業者において養殖試験を実施し、4月ま

で約2万8千尾が市場に出荷されました。成長や生残は一般的な種苗と遜色なく、6業者からは6割～9割の魚で白子が張っていたとの好評価が得られており、引き続き全雄トラフグ種苗の品質向上と普及定着を進めてまいります。

また、水産加工においては、近年、需要が高まっている保存性に優れた加工品を開発するため、特別な設備等を必要としない水産発酵食品に着目し、「魚のぬか漬け」の品質向上に取り組み、従来の発酵方法とは異なり、塩辛さを低減しながら安全性を高める発酵技術を開発しました。この技術は「ぬか漬け」だけでなく、様々な発酵食品への応用が可能であり、現在、天然系調味料として注目されている「魚醤油」への応用に取り組んでいます。低利用魚を原料とした製品化など付加価値向上も目指し、県内各地域における製品開発を推進しています。

今後も引き続き、漁業・養殖業の所得向上や水産加工業の育成・強化につながる調査研究・技術開発に、関係機関と連携しながら積極的に取り組むとともに、総合水産試験場の研究成果が、実際に県内漁業者等の利益として還元されるよう、努めてまいります。

#### （「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について）

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる水産部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「長崎魚市場の経営健全化」については、高度衛生化施設整備に伴い、運営・管理等の経営計画を作成するために、委託業務内容等の見直し等を行っております。また、長崎魚市場衛生品質管理協議会を開催し、関係者と連携して衛生管理マニュアルを策定し、品質向上を図るなど引き続き、経営健全化の推進に努めてまいります。

次に、「漁業取締船・調査船の効率的な運航」については、総合水産試験場において平成30年度末に調査船2隻のうち1隻を廃船とし、用船等を活用しながら効率的な

運用に努めています。また、更新時期を迎える平成5年竣工の漁業取締船については、代船建造の妥当性等について、今後も、取締能力の維持や安全運航の面を考慮しながら、より効率的な体制について検討してまいります。

このほか、「試験研究機関の運営の効率化」及び「試験研究における外部資金の活用」等についても、引き続き積極的に取り組んでまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### (新たな総合計画の策定について)

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少やSociety 5.0の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、水産部は、主に「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」と「環境変化に対応し、一次産業を活性化する」の2つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」においては、地域を担う多様な人材を確保・育成するため、漁業の魅力や就業情報の発信と受入体制の強化に取り組むとともに、「環境変化に対応し、一次産業を活性化する」においては、漁業者の



所得向上と持続可能な生産体制の整備を行うため漁業者の経営力強化や資源管理の推進と漁場づくりのほか、養殖業の成長産業化や県産水産物の国内外における販売力の強化などに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年6月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

農 林 部

農林部関係の議案等についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第105号議案 「長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例」  
であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第105号議案「長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案以外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

本案件は、令和2年1月28日、農林技術開発センター敷地内において、工事関係の調査を終えた業者の車両を通過させた後、門扉を閉めようとした際に門扉が転倒し、当該車両に損害を与えた事案について、和解が成立し、損害賠償金91,278円を支払うため、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

続きまして、議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

(新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応について)

新型コロナウイルス感染症にかかる本県農林業への影響につきましては、世界的な

感染拡大に伴うインバウンド需要の減退や、緊急事態宣言によるイベント等の中止、外出自粛、休業要請などにより、和牛枝肉や花き等の価格が大幅に下落しているところ  
ろです。

林業におきましても、丸太の中国や韓国向け輸出が停滞し、その材が国内の合板・  
製材工場に流れたことから木材価格が下落しているところ  
ろです。

このような中、県としましては、農林業団体や市町等と連携し、影響を受けている  
農林業者の経営継続に向けて、資金繰り対策をはじめ、持続化給付金、雇用調整助成  
金などの国の制度を活用できるよう相談対応等の支援を行っているところ  
ろです。

また、先の4月臨時議会において議決いただきました補正予算につきましても、  
5月から肉用牛肥育農家の経営体質強化に向けた支援をはじめ、県産農畜産物の消費  
拡大のためのテレビCMや県庁舎等における花の装飾、林業事業体の雇用継続等  
のための緊急雇用創出事業に着手するとともに、6月からは県産牛肉の学校給食への  
提供を開始するなど、事業の早期執行に努めているところ  
ろです。

今後はこれらの取組に加え、国の事業も最大限活用し、他産業で雇い止めとなった  
人材を農林業へ呼び込む取組や園芸作物の次期作栽培のための支援のほか、緊急事態  
宣言の解除をふまえ、社会経済活動の段階的な拡大に合わせた県内飲食店や小売店、  
インターネット等での販売促進キャンペーンなど、関係部局と一体となった県産農畜  
産物等の消費拡大対策等を進めてまいります。

#### (新規就農者・新規雇用就業者の確保について)

新規就農者・新規雇用就業者の確保につきましては、「新ながさき農林業・農山村活  
性化計画」において、毎年新規就農者250名、新規雇用就業者250名、合計で  
500名の確保を目標として取組を進めてきたところ  
ろです。

令和元年度におきましては、農業所得向上対策に取り組み、農業所得1,000万  
円以上の農家育成など、本県農業者の儲かる姿を示すとともに、長崎県新規就農相談

センターやながさき移住サポートセンター等の関係機関と連携した、東京、大阪、福岡での就農相談会への参加など、就農情報の提供・相談を行った結果、新規就農者210名、新規雇用就業者282名、合計で492名と目標達成には至りませんでした。

今後は、今年度創出する産地自らが就農希望者を受入れ、JAが研修機関として産地と連携し研修を行う「産地主導型就農ルート」による県内外からのUIターン者等の就農促進の取組などの「地域に呼び込む」対策とともに、県内農業高校や農業大学校等との連携による農家子弟等を対象にした先進農家研修や農業法人等への就農相談会などの「地域にとどめる」対策、他産業に従事している県内外の後継候補者に就農情報を提供し、就農意欲を喚起していく「地域に呼び戻す」対策の3対策に積極的に取り組むことで、新規就農者や新規雇用就業者の更なる確保・育成に努めてまいります。

#### (令和2年度「スマート農業実証プロジェクト」の採択について)

本年3月に、国が公募した令和2年度の「スマート農業実証プロジェクト」の審査結果が公表され、全国144地区の応募のうち52地区が採択された中、本県から申請したブロッコリー、びわ、アスパラガスの3つのプロジェクトが全て採択されました。

ブロッコリーにおいては、栽培履歴や気象データ、過去の出荷実績などを活用した生育予測技術の確立や光センサーと画像認識システムで出荷規格と品質を瞬時に選別する選果機などの実証、びわにおいてはドローンを活用した防除や収穫物の運搬作業の省力化、糖度や内部腐敗をセンサーで判別する選果システムなどの実証、アスパラガスにおいては施設内環境の見える化による栽培環境の最適化や、自動収穫ロボットによる収穫作業の省力化などの実証を行い、今年度から2年間で技術実証や経営効果などについて検証を行う予定です。

中山間地域が多く、今後、農業者の高齢化や減少に伴う産地の縮小が懸念される本県において、農産物の高品質安定生産と省力化、多収化を進めていくためには、スマート技術の確立、導入が不可欠なことから、本プロジェクトによる実証により本県の地域特性にあったスマート農業の技術の確立、普及を図ることで、さらなる農業者の所得向上と産地の維持、拡大に努めてまいります。

(千綿女子高等学園跡地活用について)

千綿女子高等学園の跡地につきましては、昨年12月に東彼杵町よりUIターンなどの地方移住を促進することを目的として、町外からの利用も含めた町民農園として活用する事業計画の提案を受けたところです。

県としましては、当該計画は、未利用地の有効活用が図られるとともに、地域振興に寄与する内容であることから、「長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例」第3条第1号の規定により、跡地を東彼杵町に譲与する方向で手続きを進めることを先の2月議会にご報告したところです。

去る3月19日に東彼杵町議会において県からの財産の受入れについての議決がなされたことから、県から東彼杵町への譲与契約が成立し、3月26日には物件の引渡しを行い、必要な手続きが完了いたしました。

今後、この町民農園が東彼杵町の振興に寄与できるよう県としても協力してまいりたいと考えております。

(長崎県茶業協会の解散に伴う後継組織の設立について)

長崎県茶業協会の解散に伴う後継組織につきましては、令和2年3月25日に東彼杵町において、関係する生産者組織や農業団体、茶商組合の参加のもと設立総会が開催され、本県の茶業振興を担う新たな組織である「長崎県茶業振興協議会」が設立されました。

県といたしましては、協議会事務局として、本県茶業の振興のために引き続き茶生産者の

技術向上に向けた品評会等の開催や、全国茶品評会で3年連続日本一を獲得した「長崎玉緑茶」の銘柄確立に向け、県内外でのPRや消費拡大の取組を積極的に進めてまいります。

特に、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、茶の需要が減少していることから、県内菓子メーカー等と連携した新商品の開発や、県内観光地・宿泊施設における茶のPRイベント、小中学校での茶育等の取り組みなど、長崎県産茶の認知度向上等を図ることで、茶の消費拡大と茶生産者の所得向上を図ってまいります。

(農業分野における外国人材(特定技能)の受入れについて)

「株式会社エヌ」による特定技能外国人材の受入れにつきましては、5月末現在、島原、県央地域のJAや農家でカンボジア国から15名が就労しております。一方、新たな受入れにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、3月以降ビザが発給されない等の影響から、カンボジア国19名について入国時期が遅れている状況であり、またベトナム国については、人材の送出しルール等を定めたガイドラインが3月末に策定されたことから、現在「エヌ」とベトナム国で調整を行っているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により受入れの時期が見通せない状況にあり、現場の労力不足に対応できなくなっております。

このため、「エヌ」におきましては、国の補正予算も活用しながら、国内人材を雇用し、外国人材が来日できず労働力が不足している県内農家へ派遣する取組も進めていくことといたしております。

また、外国人材を地域で受入れる体制の整備につきましては、5月から特定技能外国人材がばれいしょの収穫作業等に従事している県央地域において、5月22日に市町受入連絡協議会を設置したところであり、今後も順次、県内各地での受入態勢の整備を拡大し、外国人材の方が安心して生活・就労できる環境づくりを進め、規模拡大等による農業所得の向上につなげてまいります。

(農林産物輸出の取組について)

農産物輸出の取組につきましては、これまで農業団体、農業法人、流通関係者及び県、市町等で構成する「長崎県農産物輸出協議会」を中心として、会員のテスト輸出や海外での商談会参加支援、海外バイヤーの産地招聘のほか、オール九州の取組や文化観光国際部、水産部と連携した販路開拓などに取り組んでまいりました。

令和元年度につきましては、香港、シンガポールへの長崎和牛の継続輸出の実現、市場流通を利用した輸出業者と連携した香港、シンガポール等での長崎フェアの開催によるいちご、びわ等の輸出促進に加え、国内で開催される貿易商談会への出展等により輸出の拡大を図ってまいりましたが、平成31年3月からの香港民主化デモによる物流の停滞や、新型コロナウイルスの感染拡大により飲食店向けや贈答用の需要が減少したことから、農産物の輸出額は前年度とほぼ同程度の4億3千万円となっております。

現在も、和牛やハウスびわなどの輸出拡大に向けた環境は引き続き厳しい状況にありますが、今年度目標額5億円の達成に向け、国内外における感染症対策の状況を見極めつつ、輸出業者の輸出ルートの活用や海外バイヤーとのマッチングによる輸出促進、長崎和牛指定店の拡大を図るとともに、植物検疫等輸出先国の条件に対応できる産地の育成にも取り組み、農業所得向上につながる農産物輸出拡大に取り組んでまいります。

また、木材輸出の取組につきましては、長崎県地域材供給倍増協議会を中心とした新たな輸出可能性調査を行うとともに、平成28年度からは福岡県や佐賀県と連携してロットをまとめた中国への輸出などに取り組んでまいりました。

この結果、令和元年度は、ベトナムへのヒノキ丸太のテスト出荷などの成果が見られたものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2月下旬から3月上旬までの間、中国及び韓国への木材輸出が低調に推移したことから、木材輸出額は前年度実績から12%減となる約3億円となっております。



令和2年度は、外国語版パンフレットの作成、新規輸出国へのトライアル出荷支援などに取り組むことで、木材輸出額5億円を目指してまいります。

(諫早湾干拓農地の排水対策等について)

諫早湾干拓農地の排水対策につきましては、平成20年度の営農開始以降、営農者からの相談の都度、個別に原因調査と対応を行ってきたところですが、平成30年4月1日からの第3期の利用権再設定等にあたり、干拓地全体の農地の現状と管理状況についての調査や対応方針の策定を営農者とも協議をしながら進めてまいりました。

現在、公益財団法人長崎県農業振興公社において策定した排水対策実施方針に基づき取組を進めており、営農者による適正な農地管理が行われているにも関わらず排水に問題が生じている圃場のうち、緊急性や栽培計画を踏まえ営農者と調整を行い、昨年度までに9圃場55.3ヘクタールの工事が完了し、今年度は6圃場23.3ヘクタールで工事に着手する予定としております。

令和3年度以降につきましても、排水性に関する現地調査や営農者の圃場の管理状況を踏まえ、排水対策が必要な圃場について、国庫補助事業枠を確保しながら、適切に対応してまいります。

次に、諫早湾干拓農地の利用権の再設定が認められなかった2者が、県、農業振興公社、国に対し、潮受堤防内側の調整池から飛来するカモによる食害等を理由として、損害賠償と排水門の開門を求めた訴訟につきましては、現在、長崎地方裁判所で審理中であります。

また、この2者に対し、農業振興公社が農地の明け渡しを求めて提訴した土地明渡請求事件につきましても、現在、長崎地方裁判所で審理中であります。いずれの訴訟も、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、今後の期日は未定となっております。

県としては、引き続き、弁護士、国、農業振興公社と連携しながら適切に対処してまいります。

次に、諫早湾干拓事業で造成された施設につきましては、高潮の防止及び洪水被害の軽減を図る機能を有するものの、造成後20年以上が経過した施設もあることから、県としては、これまで国に対し、施設の長寿命化・更新を計画的に実施するよう要望してまいりました。

このような中、農林水産省においては、潮受堤防排水門の開閉に係る通信制御施設の更新等については、昨年度から2箇年の国直轄事業として実施されており、昨年度設計業務が完了し、本年度工事に着手される予定となっております。

諫早湾干拓事業で造成された排水門等の長寿命化対策や更新整備は、施設規模や万一の場合の周辺への影響が大きく、管理の範疇を超えるものについて、国営事業として計画的に実施されるよう、引き続き、国に対して要望してまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる農林部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「林業公社の経営健全化」につきましては、森林・林業を取り巻く環境の変化や、新たな補助制度の活用、国の森林・林業基本計画に則した森林施業のあり方等を踏まえた「第7次経営計画」を平成29年2月に策定し、取り組んでいるところです。

計画に基づく着実な経営改善のため、造林補助制度を活用した搬出間伐の推進、協定販売の拡充による安定的収益確保、低質材のバイオマス利用や海外輸出等の多様な販売による収益増大、森林整備事業でのプロポーザル方式の導入等による生産経費削減、土地所有者との分収造林契約の期間延長と分収割合の変更協議などに取り組んでおります。

その結果、令和元年度末時点においては、分収造林契約変更割合が97.5%、日本政策金融公庫借入金残高が43億円と、令和2年度の目標達成へ向けて鋭意努力

しているところです。

県といたしましても、無利子貸付金などの財政支援を引き続き行うとともに、日本政策金融公庫の融資制度の改正など、国に働きかけてまいります。

今後とも、「行財政改革推進プラン」に沿って、分収造林契約の変更、有利な木材販売等による収支改善や有利子負債の削減に向けて継続して取り組み、経営計画終期の令和46年における着実な収支改善を目指してまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(新たな総合計画の策定について)

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少や Society5.0 の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、農林部は、「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」、「環境変化に対応し、一次産業を活性化する」、「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」の3つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」においては、産地自らがUターン者等の受入を行う産地主導型就農ルートの確立等による新規自営就農者・雇的就業者の増大などに取り組むとともに、「環境変化に対応し、一次産業を活性化する」においては、スマート農林業の普及拡大等による生産性の高い農林業産地の育成な

どに取り組んでまいります。また、「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、地方での生活を志向する若者の移住・定住の促進等による農山村集落の維持などに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 6 月 定例 県 議 会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加 1)

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 2頁6行目から7行目までを削除し、次のように挿入する。】

また、資金需要の増加に対応するため、融資枠を700億円まで拡大しており、6月12日時点の保証承諾実績は、3,120件、475億6,000万円となっております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 2頁12行目から18行目までを削除し、次のように挿入する。】

経済上の理由により従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金に本県独自の上乗せ助成を実施する「長崎県緊急雇用維持助成金」については、国から支給決定を受けた県内中小企業を対象としており、6月18日時点で142件、約1,600万円の申請がっております。

また、雇用調整助成金の申請書類作成等の支援を行うため、社会保険労務士を事業所へ派遣するとともに、県庁内における個別相談窓口の設置や離島・半島地域での出張相談会の開催など、6月18日時点で延べ271件の相談対応を行っております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 3頁1行目から2行目までを削除し、次のように挿入する。】

5月11日から6月19日を申請受付期間としており、6月18日時点で7,567件、約11億7,000万円を支給しております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 4頁8行目から11行目までを削除し、次のように挿入する。】

国の働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）に本県独自の上乗せ助成を実施するテレワーク導入助成金については、国から支給決定を受けた県内中小企業を対象としており、国の助成金を活用してテレワークを導入しようとしている企業が6月18日時点で39社となっております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 4頁19行目から5頁6行目までを削除し、次のように挿入する。】

また、本県の景気については、日銀長崎支店が6月に公表した県内金融経済概況によると、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、厳しい状況が続いている。」とされております。

まず、生産面をみると、大手・中堅造船では、厳しい受注環境が続くもとで、操業度を引き下げておりますが、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となっており、高操業が続いております。また、原動機においては厳しい受注環境が続くなかで、横ばい圏内で推移し、冷熱機器では国内向けを中心に横ばい圏内で推移、大・中型モーターは振れを伴いつつも高めの水準を維持しております。

一方、需要面をみると、公共投資は、高水準で推移しているものの、個人消費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、大幅に減少しております。

なお、令和2年3月から同5月まで直近3月間の企業倒産件数は13件で、昨年同様に比べて1件の増となっております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 5頁16行目から5頁21行目

までを削除し、次のように挿入する。】

県内においては、基幹産業である造船・プラント分野で厳しい状況が続く中、5G需要などに支えられ、比較的好調といわれる半導体分野においても、今後の景気を慎重に見極めようとする動きが出始めるなど、引き続きその動向を注視していく必要があります。



令和 2 年 6 月 定例 県 議 会

農水経済委員会関係説明資料

(追加 1)

水 産 部

【農水経済委員会関係説明資料（水産部）の2頁17行目の次に、次のとおり挿入する。】

（有明漁協について）

有明漁協につきましては、毎年度6月に開催すべき通常総会について、平成30年度、令和元年度において役職員全員の辞任・退職等に伴い遅延いたしました。令和2年度においては、6月24日に通常総会を開催することとし、6月10日に組合員に開催通知が発出されました。

漁協においては、今後の経営改善に向けた計画づくりを進めているところであり、県といたしましては、引き続き関係市及び県漁連等の系統団体と連携し対応してまいります。

令和 2 年 6 月 定例 県 議 会

農 水 経 済 委 員 会 関 係 議 案 説 明 資 料

( 追 加 1 )

農

林

部

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の2頁19行目の次に、次のとおり挿入する。】

（次期 新ながさき農林業・農山村活性化計画（仮称）の策定について）

平成28年に策定した本県農林業の振興方針である、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」については、諸情勢の変化とともに、令和2年度をもって終期を迎えることから、令和3年度からの本県農林業・農山村の目指す姿と方向性を示す次期計画の検討を進めております。

次期計画については、10年後（令和12年）の本県の農林業・農山村が目指す姿を描きながら、今後5年間の施策の方向性を示した令和3年度から令和7年度までの5カ年計画とし、策定にあたっては、農林業者をはじめ関係機関・団体、消費者、学識経験者、公募委員等からなる策定委員会を設置するとともに、県下7地区で地区別意見交換会を開催し、農林業者や関係機関・団体等の皆様からご意見・ご提言をお伺いしながら検討を行っているところであります。

現在、これまでにいただいたご意見等を踏まえ、農業就業人口の減少・高齢化の進展、集落機能の低下等の課題に対応するため、「若者から『選ばれる』、魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指す」ことを基本理念として掲げ、「産地対策」としての「次代につながる活力ある農林業産地の振興」と「集落対策」としての「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」を基本目標として、施策の方向性や地域別振興方針等の項目からなる計画素案の検討を進めているところです。

今後、9月の本委員会において、計画素案をご議論いただき、パブリックコメントを実施した上で、11月定例会において、計画（案）のご審議をお願いしたいと考えており、県議会のご意見を十分お伺いするとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

令和 2 年 6 月 定例 県 議 会

農水經濟委員會關係議案説明資料

(追加 2)

産 業 勞 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 2頁6行目から7行目までを削除し、次のように挿入する。】

また、資金需要の増加に対応するため、融資枠を700億円まで拡大しており、6月19日時点の保証承諾実績は、3,491件、528億6,100万円となっております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 2頁12行目から18行目までを削除し、次のように挿入する。】

経済上の理由により従業員を休業させる事業主の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金に本県独自の上乗せ助成を実施する「長崎県緊急雇用維持助成金」については、国から支給決定を受けた県内中小企業を対象としており、6月24日時点で159件、約2,060万円の申請がっております。

また、雇用調整助成金の申請書類作成等の支援を行うため、社会保険労務士を事業所へ派遣するとともに、県庁内における個別相談窓口の設置や離島・半島地域での出張相談会の開催など、6月24日時点で延べ284件の相談対応を行っております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 3頁1行目から2行目までを削除し、次のように挿入する。】

5月11日から6月19日までの申請受付期間内に、8,281件の申請があり、そのうち、6月24日時点で、5,234件、15億7,020万円を支給しております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 4頁8行目から11行目までを削除し、次のように挿入する。】

国の働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）に本県独自の上乗せ助成を実施するテレワーク導入助成金については、国から支給決定を受けた県内中小企業を対象としており、国の助成金を活用してテレワークを導入しようとしている企業が6月24日時点で39社となっております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 4頁16行目から4頁18行目までを削除し、次のように挿入する。】

我が国の景気は、政府が6月に発表した月例経済報告によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。」とされております。

令和 2 年 6 月 定例 県 議 会

農水經濟委員會關係議案説明資料  
(追加 2)

農 林 部



【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の8頁11行目の次に、次のとおり挿入する。】

（対馬農業協同組合の不祥事件について）

対馬農業協同組合の元職員による共済金の不正流用等の不祥事件につきましては、令和元年11月議会におきまして、業務改善命令に基づく同組合から県への報告期限を再延長し本年4月末までとしたことをご報告していたところですが、同組合が設置した第三者委員会が調査に時間を要し、同組合への報告期限である3月末までに第三者委員会の報告書の提出がなかったことから、同組合から、業務改善命令に基づく県への報告期限を再び本年6月末までに延長したいとの申請があり、県としてはこの申請を承認いたしたところではあります。

県においては、第三者委員会からの最終報告書が5月8日付で同組合に提出されており、同組合は第三者委員会報告を踏まえて、6月末までに県へ報告書を提出する予定であることを確認したところではあります。

県といたしましては、同組合に対し事件の全容解明、原因及び責任の所在の明確化、法令等遵守態勢の確立等再発防止に向けた業務の改善等を求めていますので、県が発出した業務改善命令に対する報告書の内容を精査したうえで、適切に対応してまいります。